

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第三期中期目標期間	
	中期目標期間	平成26～30年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	環境大臣 I－3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房（法人全般）（II～IVに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 永島 徹也
		大臣官房（I－1，2に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 小森 繁
		大臣官房（I－1に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 野村 由美子
		大臣官房（I－3に関する業務）		環境経済課環境教育推進室長 三木 清香
		環境再生・資源循環局（I－4，5に関する業務）		廃棄物規制課長 成田 浩司
		大臣官房（I－6に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 長谷川 学
		大臣官房（I－7に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 関根 達郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 内藤 冬美
主務大臣		農林水産大臣（I－3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課環境政策室長 久保 牧衣子
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣		経済産業大臣（I－3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 若林 伸佳
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦
主務大臣		国土交通大臣（I－3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
	法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 川埜 亮
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基

3. 評価の実施に関する事項
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田 芳子（主婦連合会会長） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人） ・西川 秋佳（済生会宇都宮病院 病理診断科主任診療科長） ・萩原なつ子（立教大学社会学部教授） ・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授）

4. その他評価に関する重要事項
平成28年に法人設置法等を改正し、環境研究総合推進業務を法人の業務として追加。（※平成28年度は一部の業務を環境省から移管。平成29年度から移管業務の全てを法人が実施。） 業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成28年度に3課体制から2課体制へと見直し、更に平成29年度には事業管理部を経理部に統合した。

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価は全て「A」又は「B」評価であり、全体としては「B」評価が大部分を占める。また、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	・業務は適正かつ着実に実施されている。 ・内部統制の推進については、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置し、「内部統制システム整備計画」を毎年度、策定している。また、事務フローの整備によるリスク分析・把握や、事務事故発生時の経営トップへの速やかな報告を担保する制度構築等に計画的に取り組んでいる。また、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 ・コンプライアンスの推進については、法令等の改正に合わせた内部規程の改正や全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。その他、危機事案が発生した場合を想定したメディア対応トレーニングを平成 29 年度から開始している。 ・研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画について、毎年度、見直しを図りながら策定している。また、平成 28 年度からは、3 か年の研修計画を策定した他、29 年度からは、新たに自主研修として、育児休業者も対象としたEラーニングを導入している。 等
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	特になし

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した 課題、改善事項	・石綿健康被害救済業務（認定・支給の迅速かつ適正な実施）・・・申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものが含まれる中、処理日数の更なる大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、認定に係る平均処理日数を維持していくため、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うなど、追加資料を求められる割合を減らすよう努め、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式 1－2－3 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	見込評 価	期間実 績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
＜公害健康被害補償業務＞	B	B	A	B	B	A	A		13.0%
汚染負荷量賦課金の徴収	B	<u>B</u>	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	1－1	(8.6%)
都道府県等に対する納付金の納付	B	B	B	B	B	B	B	1－2	(4.4%)
＜公害健康被害予防事業＞	B	A	B	B	B	B	B		11.4%
事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	B	<u>B</u>	<u>B</u>	B○	B○	B○	B○	2－1	(1.4%)
ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	B	B	B	B	B	B	B	2－2	(1.0%)
調査研究	B	B	B	B	B	B	B	2－3	(1.0%)
ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施	B	B	B	B	B	B	B	2－4	(2.0%)
公害健康被害予防事業を担う人材の育成	B	<u>A</u> ○	<u>B</u>	B○	B○	A○	A○	2－5	(2.6%)
関係地方公共団体の事業に対する助成	A	<u>A</u> ○	<u>B</u>	B○	B○	B○	B○	2－6	(3.4%)
＜地球環境基金業務＞	B	B	B	B	B	B	B		15.0%
助成事業に係る事項	A	B	B	B	B	B	B	3－1	(8.0%)
振興事業に係る事項	B	A	B	B	B	B	B	3－2	(4.0%)
地球環境基金の運用等について	B	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	B	B	3－3	(3.0%)
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	B○	B	B○	B	B	B	B	4	1.0%
＜維持管理積立金の管理業務＞	B	B	B	B	B	B	B	5	1.0%
＜石綿健康被害救済業務＞	B	A	A	A	A	A	A		22.2%
認定・支給等の迅速かつ適正な実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	A	<u>A</u> ○	6－1	(9.4%)
救済給付の支給に係る費用の徴収	B	B	B	B	B	B	B	6－2	(1.6%)
制度運営の円滑化等	B	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	B	<u>B</u>	6－3	(3.6%)
救済制度の広報・相談の実施	B	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	A	<u>A</u> ○	6－4	(5.6%)
安全かつ効率的な業務の実施	B	B	B	B	B	B	B	6－5	(1.0%)
救済制度の見直しへの対応	B	B	B	B	B	B	B	6－6	(1.0%)
＜環境研究総合推進業務＞	－	－	B	B	B	B	B		6.4%
環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	－	－	B	<u>B</u>	<u>B</u>	B	B	7－1	(3.4%)
効率的、効果的な研究及び技術開発の推進	－	－	B	B○	B○	B○	B○	7－2	(3.0%)
	B	B	B	B	B	B	B		70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、第3期中期目標期間における法人内での業務量等を目安に算出した当該期間平均の評価比率を記載している。「A」：4ポイント、「B」：3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.30≒B」となる。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考 (評価比 率)
	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	見込評 価	期間実 績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
組織運営	B	B	B	B	B	B	B	1	4%
業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	B	2	9%
業務における環境配慮	B	B	B	B	B	B	B	3	1%
	B	B	B	B	B	B	B		14%
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
予算、収支計画及び資金 計画の作成等	B	B	B	B	B	B	B	1	6%
承継業務に係る債権・債 務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	A	2	4%
短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	B	B	3	1%
	B	B	B	B	B	B	B		11%
Ⅳ．その他の事項									
職員の人事に関する計画	A	B	B	B	B	B	B	1	3%
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	2	1%
その他当該中期目標を達 成するために必要な事項	B	B	B	B	B	B	B	3	1%
	B	B	B	B	B	B	B		5%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－1	汚染負荷量賦課金の徴収		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 汚染負荷量賦課金は当該年度の補償給付支給費用等の財源として賦課徴収されるものであり、公害健康被害補償制度の根幹を担うものである。 難易度：「高」 汚染負荷量賦課金の徴収は、当該年度の補償給付支給費用等に必要な額の 8 割を充足する必要があることから、現状の極めて高い申告率・収納率を維持することが必要不可欠である。同賦課金は申告・納付制度となっており、制度への理解の下に企業の自主的な協力を前提としているが、「公害」を知る現役世代が減り、制度への理解が薄れつつあること、経営不振の企業からも徴収しなくてはならないこと等からその維持には相当な努力が必要となっている。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 の 適 正・公平な徴 収	申告額に係 る 収 納 率 99 % 以 上 を維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%	99.986%	予算額（千円）	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	40,602,118
	実地調査の 確実な実施	平成 24 年度実 績に比し 50% 増（95 事業所）	58%増 （100 事業 所）	65%増 （104 事業 所）	70%増 （107 事業 所）	70%増 （107 事業 所）	67%増 （105 事業 所）	決算額（千円）	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948	38,258,137
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 徴 収 業 務 の 効 率 的 実 施	徴収業務に 係る委託費 の縮減	平成 24 年度実 績に比し平成 30 年度末まで に 5%以上の縮 減	8.61%	8.69%	8.33%	8.71%	9.20%	経常費用（千円）	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524	38,270,422

		電子申告の促進	電子申告の比率を平成30年度末までに70%以上	68.2%	69.8%	71.0%	71.8%	72.4%		経常利益（千円）	261,479	171,590	△815,963	△373,800	△464,544
										行政コスト（千円）	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670	8,121,989
										従事人員数	20	20	20	20	20
										注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載 注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない					

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																
				業務実績			自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）																														
				＜主要な業務実績＞ （１）汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ① 申告・収納率の確保 償給付等の支給に必要な費用を確保するため、制度への理解が得られるよう委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応した。 この結果、全ての年度において汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は、破産や解散等の手続き中のものを除き 100％の収納を維持した。 (単位：千円、％) <table><tr><th>区 分</th><th>基準値</th><th>26 年度</th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>申 告 額 (a)</td><td>—</td><td>34, 226, 838</td><td>33, 090, 539</td><td>31, 179, 114</td><td>30, 904, 219</td><td>30, 140, 159</td></tr><tr><td>収 納 済 額 (b)</td><td>—</td><td>34, 220, 268</td><td>33, 089, 473</td><td>31, 174, 811</td><td>30, 900, 390</td><td>30, 135, 927</td></tr><tr><td>収 納 率 (c) (c=b/a *100)</td><td>99% 以上</td><td>99. 981%</td><td>99. 997%</td><td>99. 986%</td><td>99. 988%</td><td>99. 986%</td></tr></table> また、未申告納付義務者については、「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関する事務処理マニュアル」に基づき、個々の未申告納付義務者の実情に応じた対策を講じ、電話や文書及び現地への督励等、粘り強い督励の結果により、未申				区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	申 告 額 (a)	—	34, 226, 838	33, 090, 539	31, 179, 114	30, 904, 219	30, 140, 159	収 納 済 額 (b)	—	34, 220, 268	33, 089, 473	31, 174, 811	30, 900, 390	30, 135, 927	収 納 率 (c) (c=b/a *100)	99% 以上	99. 981%	99. 997%	99. 986%	99. 988%	99. 986%	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
								区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																										
申 告 額 (a)	—	34, 226, 838	33, 090, 539	31, 179, 114	30, 904, 219	30, 140, 159																																		
収 納 済 額 (b)	—	34, 220, 268	33, 089, 473	31, 174, 811	30, 900, 390	30, 135, 927																																		
収 納 率 (c) (c=b/a *100)	99% 以上	99. 981%	99. 997%	99. 986%	99. 988%	99. 986%																																		
	（１）汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。 また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等につ	（１）汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。	＜主な定量的指標＞ 申告額に係る収納率（99%以上） ＜その他の指標＞ 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収					＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 制度発足後 40 年 が経過し本制度への理解が得られにくくなっており、また、多くの企業が厳しい経営環境にある中、粘り強い対応を行い申告率・収納率とも 99％を上回り、特に収納率は中期計画に定める目標（99％以上）を各年度において大幅に上回り、破産等の特別な要因を除くと 100％確保していることは、顕著な成果である。	評定	A	評定	A																												
								＜評定に至った理由＞ 公害健康被害補償制度は、昭和 49 年から続く制度である。その後の大気環境の改善を受けて昭和 63 年には地域指定が全て解除され、新たな認定が行われなくなっており、以後、大きな制度改正もなく安定的に制度が運営されてきた。 被認定者への補償給付支給費用等に必要な財源については、P P P の原則に基づき汚染原因者が負担しているが、時間の経過とともに制度を	＜評定に至った理由＞ 公害健康被害補償制度は、昭和 49 年から続く制度である。その後の大気環境の改善を受けて昭和 63 年には地域指定が全て解除され、新たな認定が行われなくなっており、以後、大きな制度改正もなく安定的に制度が運営されてきた。 被認定者への補償給付支給費用等に必要な財源については、P P P の原則に基づき汚染原因者が負担しているが、時間の経過とともに制度を																															

改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。 また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期中目標期間中に 70%以上の水準に引き上げること为目标としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。	に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5 %以上の委託費の縮減を図る。	電子申告の促進 ＜主な定量的指標＞ 電子申請の比率を平成 30 年度末までに 70%以上 ＜その他の指標＞ 納付義務者等に対して提供するサービスの向上 ＜評価の視点＞ 事務処理の効率化等を図るため質の高いサービスを提供したか	② オンライン申告の促進 納付義務者の利便性を高めるオンライン申告等の電子申告を推進するため、毎年度「オンライン申告促進計画」を策定し、納付義務者の要望・ニーズを把握・整理し、オンライン申告セミナーの開催（延参加者数 661 人）や業界団体等に対する傘下事業主等への利用促進のための協力要請を行うほか、用紙申告及びF D・C D申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図るなどの取組を行った。 この結果、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とする目標に対し、申告件数・申告金額ともに 2 年前倒しで達成した。	<table><tr><th colspan="12">（単位：件、％）</th></tr><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">基準値</th><th colspan="2">26 年度</th><th colspan="2">27 年度</th><th colspan="2">28 年度</th><th colspan="2">29 年度</th><th colspan="2">30 年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>構成比</th><th>件数</th><th>構成比</th><th>件数</th><th>構成比</th><th>件数</th><th>構成比</th><th>件数</th><th>構成比</th></tr><tr><td rowspan="2">オンライン申告</td><td>—</td><td>4,835</td><td>58.7</td><td>5,068</td><td>61.6</td><td>5,205</td><td>63.3</td><td>5,308</td><td>64.6</td><td>5,323</td><td>65.4</td></tr><tr><td>—</td><td>783</td><td>9.5</td><td>672</td><td>8.2</td><td>631</td><td>7.7</td><td>591</td><td>7.2</td><td>573</td><td>7.0</td></tr><tr><td>電子申告</td><td>70%以上</td><td>5,618</td><td>68.2</td><td>5,740</td><td>69.8</td><td>5,836</td><td>71.0</td><td>5,899</td><td>71.8</td><td>5,896</td><td>72.4</td></tr><tr><td>用紙申告</td><td>—</td><td>2,626</td><td>31.8</td><td>2,486</td><td>30.2</td><td>2,393</td><td>29.0</td><td>2,312</td><td>28.2</td><td>2,244</td><td>27.6</td></tr><tr><td>合 計</td><td>—</td><td>8,244</td><td>100.0</td><td>8,226</td><td>100.0</td><td>8,229</td><td>100.0</td><td>8,211</td><td>100.0</td><td>8,140</td><td>100.0</td></tr></table>	（単位：件、％）												区 分		基準値	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	オンライン申告	—	4,835	58.7	5,068	61.6	5,205	63.3	5,308	64.6	5,323	65.4	—	783	9.5	672	8.2	631	7.7	591	7.2	573	7.0	電子申告	70%以上	5,618	68.2	5,740	69.8	5,836	71.0	5,899	71.8	5,896	72.4	用紙申告	—	2,626	31.8	2,486	30.2	2,393	29.0	2,312	28.2	2,244	27.6	合 計	—	8,244	100.0	8,226	100.0	8,229	100.0	8,211	100.0	8,140	100.0	納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進については、オンライン申告促進計画を定め、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨など積極的な取組を行った結果、中期計画に定める電子申告率 70%の目標を 2 年前倒しで達成することができた。	ルの改訂：電子申告等への対応を強化してマニュアル類を全面改定し、説明会後の納付義務者へのアンケートでは、わかりやすい等の高い評価を得ている。 ・申告・納付手続に係る解説動画の作成：マニュアルの改訂に合わせて解説動画（11 本）を作成し、HP 上で公開。動画の一部は申告・納付説明会でも活用し、納付義務者から高い評価を得ている。 ・未申告・未納案件の解消：体制を強化し、未申告事業者に粘り強く制度の趣旨を説明した結果、常習的な未申告案件も含めて毎年度 400 ～500 件程度発生する未申告案件を督促により 25 年度の 56 件まで削減し、30 年度は督促の強化により 27 件まで削減した。なお、過年度からの未納事業者の多くは経営破綻している事業者である。 ・納付義務の承継対応：複雑化する事業者の組織再編に対応するため、企業法務に詳しい専門家の協力を得て納付義務の承継に関する考え方を整理し、事業者からの相談に対応する体制を整備した。 ・納付義務者の利便性の向上：ひな形ファイルや自動計算等を盛り込んだ様式を配布し申告書類作成負担の軽減することによる電子申告への切り替えの促進及び動画による申告書類作成支援、硫酸化物の排出量が無く、汚染負荷量賦課金の納付額が 0 となる事業者の申告
	（単位：件、％）																																																																																																			
	区 分				基準値	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度																																																																																						
件数			構成比	件数		構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比																																																																																								
オンライン申告	—	4,835	58.7	5,068	61.6	5,205	63.3	5,308	64.6	5,323	65.4																																																																																									
	—	783	9.5	672	8.2	631	7.7	591	7.2	573	7.0																																																																																									
電子申告	70%以上	5,618	68.2	5,740	69.8	5,836	71.0	5,899	71.8	5,896	72.4																																																																																									
用紙申告	—	2,626	31.8	2,486	30.2	2,393	29.0	2,312	28.2	2,244	27.6																																																																																									
合 計	—	8,244	100.0	8,226	100.0	8,229	100.0	8,211	100.0	8,140	100.0																																																																																									
（３）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	（３）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上																																																																																																			
① 納付義務																																																																																																				

	納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。 ② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。		第3期中期目標期間中に実施した主な取組は次のとおりである。				子納付）利用を平成30年1月より開始し、納付義務者の利便性や効率性を高めた。 今後も本制度の適正性及び公平性を確保していくとともに、納付義務者の利便性・効率性を高める取組を行っていく。 以上のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は中期計画期間において数値目標を上回る水準を達成しており、機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は数値目標を大幅に上回る水準以上であること、及び納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことなど中期計画期間を通して目標を5年連続	応：複雑化する事業者の組織再編に対応するため、企業法務に詳しい専門家の協力を得て納付義務の承継に関する考え方を整理し、事業者からの相談に対応する体制を整備した。 ・納付義務者の利便性の向上：ひな形ファイルや自動計算等を盛り込んだ様式を配布し申告書類作成負担の軽減することによる電子申告への切り替えの促進及び動画による申告書類作成支援、硫酸化物の排出量が多く、汚染負荷量賦課金の納付額が0となる事業者の申告手続きの簡素化、電子収納システムペイジーの導入による電子納付への対応等により納付義務者の利便性を向上した。なお、毎年4月の申告・納付説明会において参加者にアンケート調査を行い、対応可能な改善は翌年以降に対応することとしている。	告手続きの簡素化、電子収納システムペイジーの導入による電子納付への対応等により納付義務者の利便性を向上した。なお、毎年4月の申告・納付説明会において参加者にアンケート調査を行い、対応可能な改善は翌年以降に対応することとしている。 以上のように今中期計画期間においては、制度の疲弊に伴う様々な問題に徹底的に取り組むことにより、納付義務者の制度への理解と協力を深めることができ、実質的な申告率及び収納率をほぼ100%とすることができた。当面は現在の取組を継続することで高い申告率及び収納率を維持することができると思われる。 本事業では目標値が極めて高いことから、数値だけを見ていては、このような努力を適正に評価することができないため、法人の努力の結果として制度の根幹をなす汚染賦課金の徴収が当面は安定的に行われる目処がたったことを高く評価し、評価をAとした。															
				<table><tr><th>NO.</th><th>項 目</th><th>実施年度</th><th>実績等</th></tr><tr><td>1</td><td>オンライン申告セミナーの開催</td><td>平成27年度より毎年度</td><td>延参加者数661人</td></tr><tr><td>2</td><td>手引き、マニュアルの全面改正</td><td>平成27年度</td><td>2冊</td></tr><tr><td>3</td><td>公害健康被害補償制度 申告書類作成方法の動画作成・公開</td><td>平成27年度</td><td>11編</td></tr><tr><td>4</td><td>オンライン申告システムのニーズに基づく改修（再掲）</td><td>平成26年度より毎年度</td><td>－</td></tr><tr><td>5</td><td>ペイジーによる電子納付の利用開始</td><td>平成29年度</td><td>－</td></tr></table>	NO.	項 目	実施年度				実績等	1	オンライン申告セミナーの開催	平成27年度より毎年度	延参加者数661人	2	手引き、マニュアルの全面改正	平成27年度	2冊	3	公害健康被害補償制度 申告書類作成方法の動画作成・公開	平成27年度	11編	4	オンライン申告システムのニーズに基づく改修（再掲）
NO.	項 目	実施年度	実績等																						
1	オンライン申告セミナーの開催	平成27年度より毎年度	延参加者数661人																						
2	手引き、マニュアルの全面改正	平成27年度	2冊																						
3	公害健康被害補償制度 申告書類作成方法の動画作成・公開	平成27年度	11編																						
4	オンライン申告システムのニーズに基づく改修（再掲）	平成26年度より毎年度	－																						
5	ペイジーによる電子納付の利用開始	平成29年度	－																						

					で達成したこと、また、電子申告率も中期計画に定める目標を２年前倒して達成したことから、期 間 実 績 評 価 を「Ａ」とした。 ＜課題と対応＞ ・厳しい経済状況の中で、補償給付の財源である汚染負荷量賦課金の申告・納付について納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保することができた。また、未申告納付義務者に対しては、粘り強い督促の実施により高い申告率の水準を維持した。今後も効果的な督促手法を確立して対応していく。 ・納付義務者からの要望が高かったインターネットを利用した電子納付の利用を開始した。今後、収納金融機関の拡大やペイジーの利用促進のための周知に力を入れていく。 ・申告・納付を行う納付義務者の担当	以上のように今中期計画期間においては、制度の疲弊に伴う様々な問題に徹底的に取り組むことにより、納付義務者の制度への理解と協力を深めることができ、実質的な申告率及び収納率をほぼ100%とすることができた。当面は現在の取組を継続することで高い申告率及び収納率を維持することができると思われる。 本事業では目標値が極めて高いことから、数値だけを見ていては、このような努力を適正に評価することができないため、法人の努力の結果として制度の根幹をなす汚染賦課金の徴収が当面は安定的に行われる目処があったことを高く評価し、見込評価をＡとした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	---	--	---

					者が適正に申告が行えるように、引き続き分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供していく必要がある。今後も納付義務者のニーズを的確に把握し、各種の取組を行っていく。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1－2	都道府県等に対する納付金の納付		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
現 地 指 導 の 実 施 都 道 府 県 等 数	原則 3 年間で全ての都道府県等に実施。(第一種地域 39 都道府県等、第二種地域 6 都道府県等)	第一種地域 13 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等	第一種地域 14 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等	第一種地域 10 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等	第一種地域 15 都道府県等 第二種地域 2 都道府県等	第一種地域 14 都道府県等 第二種地域 1 都道府県等	第一種地域 12 都道府県等 第二種地域 3 都道府県等	予算額（千円）	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	40,602,118
オンライン申請を行う自治体数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%	100%	100%	97.8%	97.8%	決算額（千円）	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948	38,258,137
								経常費用（千円）	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524	38,270,422
								経常利益（千円）	261,479	171,590	△815,963	△373,800	△464,544
								行政コスト（千円）	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670	8,121,989
								従事人員数	20	20	20	20	20

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

	(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。	(2)納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。		(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等の IT 環境や利用上のニーズに対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、希望者全員を対象とした研修を実施した。 (単位：人、%) <table><tr><th>区 分</th><th>26 年度</th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>研修参加者数</td><td>15</td><td>38</td><td>27</td><td>37</td><td>33</td></tr><tr><td>研修の満足度 (有意義・やや有意義)</td><td>100</td><td>92</td><td>89</td><td>86</td><td>70</td></tr></table> また、納付業務の事務処理の効率化を図るため、オンライン申請システムの活用を推進してきたところであるが、都道府県等における情報セキュリティ強化策として、インターネット使用制限、電子メール添付ファイル制限等の措置が講じられ、オンライン申請ができない事案が発生していることから、電子ファイルの送受信方法等について検討を進めている。 (単位：人、%) <table><tr><th>区 分</th><th>基準値</th><th>26 年度</th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr><tr><td>オンライン申請を行う都道府県等数</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>97.8</td><td>97.8</td></tr></table>	区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	研修参加者数	15	38	27	37	33	研修の満足度 (有意義・やや有意義)	100	92	89	86	70	区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	オンライン申請を行う都道府県等数	100	100	100	100	97.8	97.8	納付業務システム担当者研修については、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった全ての者を対象に研修を行った。 なお、受講者に対する満足度調査では 70% 以上の者から高い評価を得た。 以上のとおり、補償給付費等の納付業務に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。 ＜課題と対応＞ 補償給付費納付金の納付業務については、毎年度指導が必要な都道府県等があることから、適正性を確保するため、今後も指導調査を実施していく必要がある。 また、被認定者の高齢	かつ効率的に行うための「納付業務システム担当者研修」を継続して実施する必要がある。研修の実施に当たり、実施場所、実施時期や研修内容等、研修ニーズに基づき、きめ細かな対応を行っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	り、実施場所、実施時期や研修内容等、研修ニーズに基づき、きめ細かな対応を行っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																		
研修参加者数	15	38	27	37	33																																		
研修の満足度 (有意義・やや有意義)	100	92	89	86	70																																		
区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																	
オンライン申請を行う都道府県等数	100	100	100	100	97.8	97.8																																	

					化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、公害保健福祉事業について、創意工夫のある事例等を収集し事業計画の参考となるよう情報提供を行っていく。 ・毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、納付申請等の手続きを適切かつ効率的に行うための「納付業務システム担当者研修」を継続して実施する。研修の実施に当たり、実施場所、実施時期や研修内容等、研修ニーズに基づききめ細かな対応を行っていく。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－1	事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 市中金利の低下により基金の運用益が減少する状況下において、事業予算を確保し、事業の重点化・効率化を進め、予防事業全体の方向を決定する必要がある。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
								予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ＜事業の重点化・効率化＞ （1）助成事業における重点化・効率化への取組 ・助成事業について、第 2 期中期目標期間で取りまとめた「今後の公害健康被害予防事業のあり方検討」（以下、「あり方検討」という。）を踏まえ、ソフト 3 事業を含む事業メニューについて見直しを行い、平成 26 年度に助成金交付要綱の一部	＜評価と根拠＞ 自己評価： B 評価理由： ・ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させるとともに、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図った。	評価	B	評価	B
						＜評価に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、ぜん息及び COPD の発症予防及び増悪予防の観点から健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであり、制度設計上は基金の運用益を 25 億円程度と見込んでいた。しかし、時間の経過とともに市中金利は低下し、それに伴い運用益も減少した。第 3 期中期計画期間の初年度である平成 26 年度に約 8 億円であった運用益も平成 30 年度には約 5.1 億円まで低下し、今後、更に		＜評価に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、ぜん息及び COPD の発症予防及び増悪予防の観点から健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであり、制度設計上は基金の運用益を 25 億円程度と見込んでいた。しかし、時間の経過とともに市中金利は低下し、それに伴い運用益も減少した。第 3 期中期計画期間の初年度である平成 26 年度に約 8 億円であった運用益も平成 30 年度には約	

	図ること。	保を図る。 また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。		改正を行った。 ・助成金交付要綱の一部改正、見直し後の事業メニューの定着化に当たり、地方公共団体に対し、実務者連絡会議や研修の場を通じて丁寧の説明し調整を図り、見直し後のソフト3事業の参加者数は着実に増加した。(平成27年度125,643人→平成30年度132,638人) ・見直し後の事業メニューによる事業実施2か月後の事後評価では、ぜん息等の症状改善に向けた「行動変容」につながった(健康相談・機能訓練)、ぜん息予防や健康回復の「気づき」につながった(健康診査)ものは9割と従来と同程度の効果を確認できた。 ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、地方公共団体が直接、事業の評価・分析が行うことができる集計・分析システムを構築・運用し、事業実施効果の測定を行い、その測定結果をフィードバックした。また、同事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として取りまとめ、各地方公共団体との間で情報共有を図った。 ・地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票(事業参加者アンケート)の改訂を進めるとともに、第4期中期目標期間から運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。 ・ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を		低下する見込みとなっている。 基金の運用益が主な財源である本事業においては、近年の市中金利の低下が事業予算の縮減に直結してしまうことはやむを得ず、また、運用先も限定されているため長期債を中心とした運用をしている。このため今中期においては、若干ながら金利が高い時期に購入した長期債の運用収入が得られたこともあり、事業収入の減収はあったものの、補助金等と併せて10～8億円程度の事業予算を確保することができた。 しかしながら事業予算が年々減少の一途をたどる状況下においては、従来と同様に事業を実施することは難しく、事業の重点化及び効率化を行い、できる限り事業の質を落とさずに事業予算を削減する取組を進めざるを得ず、事業の打切り、メニューの見直し等を行っている。 このような厳しい状況下で事業の見直しを進めた結果、大きな混乱もなく新メニューへの移行を進めることができており、今中期の目標を満たしていると認められる。 ＜今後の課題＞ 制度設計から30年以上が経過し、事業予算や事業の需要等の事業環境が大きく変わっていることから、制度設計時に盛り込まれた事業であっても、時間の経過により需要の低迷している事業、費用対効果の低い事業については休止するなど、柔軟に対応して優先順位の高い事業に限られた資源を振り分ける必要がある。	5.1億円まで低下し、今後、更に低下する見込みとなっている。 基金の運用益が主な財源である本事業においては、近年の市中金利の低下が事業予算の縮減に直結してしまうことはやむを得ず、また、運用先も限定されているため長期債を中心とした運用をしている。このため今中期においては、若干ながら金利が高い時期に購入した長期債の運用収入が得られたこともあり、事業収入の減収はあったものの、補助金等と併せて10～8億円程度の事業予算を確保することができた。 しかしながら事業予算が年々減少の一途をたどる状況下においては、従来と同様に事業を実施することは難しく、事業の重点化及び効率化を行い、できる限り事業の質を落とさずに事業予算を削減する取組を進めざるを得ず、事業の打切り、メニューの見直し等を行っている。 このような厳しい状況下で事業の見直しを進めた結果、大きな混乱もなく新メニューへの移行を進めることができており、今中期の目標を満たしていると認められる。 ＜今後の課題＞ 制度設計から30年以上が経過し、事業予算や事業の需要等の事業環境が大きく変わっている。ニーズの変化を的確に把握し、制度設計時に盛り込まれた事業であっても、時間の経過により需要の低迷している事業、費用対効果の低い事業については休止するなど、柔軟に対応して優先順位の高い事業に、限られた資源を振り分ける必要がある。
--	-------	--	--	--	--	--	---

			行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。 （２）直轄事業における重点化・効率化への取組 ・予防基金の運用収入が減少する中、調査研究について、ソフト３事業の効果的な実施に向けた研究課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する研究課題に重点化を図りつつ、年度計画に定めた「調査研究費の総額を２４年度比で１０％以上を削減する」との目標を達成した。 ・知識の普及では、医学的知見に基づく確かな情報を提供するため、新たに「ぜん息・ＣＯＰＤプラットフォーム」を構築・公開した。 ・ぜん息患者に関わるＮＰＯ法人等、関係団体とも幅広く連携を図りながら事業を行い、事業参加者の増加を図った。 ・予防事業を担う人材を育成するため、ぜん息やＣＯＰＤ患者の自己管理の支援（患者教育）ができる専門性の高い「人材育成研修」を新設し実施した。 ・人材育成研修の修了者に、助成事業の実施体制強化のため新たに構築した「ＥＲＣＡ予防事業人材バンク」（以下「予防事業人材バンク」という。）への登録を依頼し、６２６人の登録者を得た。 ・予防事業人材バンクの登録者延べ５４人を１１地方公共団体の２１事業に派遣し、当該事業には１,０５３人の参加があった。		<その他事項> 特になし。	<その他事項> 特になし。
--	--	--	---	--	--------------------------------	--------------------------------

					<課題と対応> ・事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保については、これまでの業務実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できた。 ・当面の間、予防基金の運用収入の減少傾向は続くことから、いかに効果的かつ効率的に予防事業を行っていくか引き続き検討していく。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－2	ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
								予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。 また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。 また、ぜん息等	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 本事項「ニーズの把握と事業内容の改善」は、公害健康被害予防事	＜主要な業務実績＞ ・公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体、ぜん息等の発症予防や健康回復の活動に取り組んでいるN P O 法人等と連絡会を設けて意見交換を行った。 ・患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズについては、実施可能なものから、事	＜評定と根拠＞ 自己評定： B 評定理由： ・ぜん息患者、地域住民及び関係機関・団体など事業参加者のニーズを把握し、実施可能なものから、事業内容に反映するとともに、知識の普及では事業内容の整理・統合を進め、最新の医学的根拠に基づく確かな情報を反映させ	評定 B ＜評定に至った理由＞ 予算の縮減が続くなか、事業を効率的に実施するために患者団体やN P O 法人等、事業参加者から把握したニーズのうち実施可能なものを事業内容に取り入れている。 また、ぜん息患者等や地域住民のニーズを的確に把握し、事業内容の改善に活用するためソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続している。 平成 26 年度から運用を開始している集計・分析システムについて、継続的に測定	評定 B ＜評定に至った理由＞ 予算の縮減が続くなか、事業を効率的に実施するために患者団体やN P O 法人等、事業参加者から把握したニーズのうち実施可能なものを事業内容に取り入れている。 また、ぜん息患者等や地域住民のニーズを的確に把握し、事業内容の改善に活用するためソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続している。 平成 26 年度から運用を開始している

	量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。	の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。	業（以下、右欄を含め「予防事業」という。）の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。	業内容に反映し実施した。 ・助成事業について、第2期中期目標期間で取りまとめた「あり方検討」を踏まえ、ソフト3事業ほか事業メニューについて見直しを行い、平成26年度に助成金交付要綱の一部改正を行った。 ・助成金交付要綱の一部改正、見直し後の事業メニューの定着化に当たり、地方公共団体に対し、実務者連絡会議や研修等を通じて意見等を聴取した。 ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、地方公共団体が事業の評価・分析を直接行うことができる集計・分析システムを構築・運用し、事業の実施効果を把握し、その測定結果を今後の事業内容に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。また、同事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として取りまとめ、各地方公共団体との間で情報共有を図った。 ・地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂	るなど、事業内容の改善を図った。 ・運用収入が減少する中、ソフト3事業についても、これまで以上に地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点を置いた助成金交付要綱の一部改正を行った。 ・ソフト3事業の事業実施効果の測定と事業内容の改善に向けた取組を継続して実施し、測定結果を地方公共団体へフィードバックし、ソフト3事業の取組事例を事例集に取りまとめ、情報提供した。	し効果的・効率的な事業内容の改善への取組がされていることから、目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	集計・分析システムについて、継続的に測定し効果的・効率的な事業内容の改善への取組がされていることから、目標を達成していると認められる。 ＜今後の課題＞ 引き続き、ぜん息患者等のニーズの変化も踏まえ、状況変化に応じた事業展開に努めること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	--	---	--	---

				を進めるとともに、第4期中期目標期間から運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。 ・ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。	＜課題と対応＞ ・ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善については、これまでの業務実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できた。 ・予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民、関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらニーズに基づき効果的かつ効率的な事業を実施するなど、今後とも事業対象者に対して質の高いサービスを提供していく。 ・より効果的かつ効率的にソフト3事業を実施するために「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」の内容について地方公共団体と共有を図るとともに、新たな事業展開の企画立案や事業内容の充実に向けた支援を行っていく。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－3	調査研究		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
調査研究費の総額の削減	平成 24 年度比で 10 % 以上削減する	同左	39%削減	37%削減	50%削減	61%削減	63%削減	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
課題の採択までの事務処理期間	外部有識者による評価を行い、公募締切日から 60 日以内に決定する	同左	59 日	－	－	55 日	48 日	決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
	(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成24年度実績に比し、10%削減すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。	(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。 なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成24年度比で10%以上削減する。 新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明	<主な定量的指標> ・調査研究費の総額を平成24年度比で10%以上削減する。 ・課題の採択までの事務処理期間について、外部有識者による評価を行い、公募締切日から60日以内に決定する。 <その他の指標> － <評価の視点> 今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。	<主要な業務実績> ・環境保健分野の調査研究では、ぜん息等の日常生活の管理や保健指導に重点をおいた研究課題を設定し、環境改善分野では局地大気汚染対策など今日的な大気汚染対策に重点をおいた研究課題を設定した。 ・平成26年度から3年間の研究とした調査研究(第10期)では、公募により環境保健分野で3分野9課題、環境改善分野で2分野2課題を60日以内(実績59日)に採択した。 ・平成29年度から2年間の研究とした調査研究(第11期)では、公募により環境保健分野で3分野9課題、環境改善分野で1分野1課題を60日以内(実績55日)に採択した。 ・令和元年度から3年間(改善は2年間)の研究とした調査研究(第12期)では、公募により環境保健分野で3分野7課題、環境改善分野で1分野1課題を60日以内(実績48日)に採択した。 ・調査研究の成果は、毎	<評定と根拠> 自己評価： B 評定理由： ・環境保健分野及び環境改善分野の調査研究について、予防事業の重点施策に則した調査研究課題を設定し、全て公募により実施している。 ・予防基金の運用収入が減少する中、調査研究費の総額については、研究の質を確保しつつ、採択決定に基づき進めた結果、24年度比で10%以上の削減となった。 ・令和元年度から3年間(改善は2年間)の研究とした調査研究(第12期)では、公募により環境保健分野で3分野7課題、環境改善分野で1課題1研究を60日以内(実績48日)に採択した。 ・調査研究の成果は、毎年度、調査研究成果発表会において報告を行い、ホームページに公表した。 ・調査研究の成果は、ソフト3事業の事業メニューの見直し等に活用されている。	評定	B	<評定に至った理由> 第3期中期計画期間では、前半を3年間の第10期、後半2年間の第11期として環境保健分野と環境改善分野の2分野で研究課題の公募を行った。環境保健分野では、ぜん息及びCOPDの治療等に関するテーマが設定され、第10期、第11期とも9課題が採択された。環境改善分野では、局地的な大気汚染及び近年注目されているPM2.5を念頭においたテーマが設定され、第10期は3課題、第11期は1課題が採択された。 中期目標では、調査研究費の10%以上の削減が目標として設定されている。予防事業全体の予算の削減と相まって目標値を610%上回る削減を行っているが、調査研究事業を適切に評価するためにはこの指標だけでは必ずしも十分ではないため、調査研究評価委員会による採択課題の評価等も考慮して総合的に事業を評価した結果、環境改善分野には改善すべき課題があるものの、全体としては概ね良好な結果が得られたと認められる。 また、事務処理期間の短縮についても両期とも目標の60日以内を達成している。 以上により、第10期、第11期とも中期目標を達成していると認められる。 <今後の課題> 環境保健分野については、医療機関を中心に課題への応募が多いことから、結果的に質が高い研究課題が採択されている。一方、環境改善分野は、助成事業も含めて事	評定	B	<評定に至った理由> 第3期中期計画期間では、前半を3年間の第10期、後半2年間の第11期として環境保健分野と環境改善分野の2分野で研究課題の公募を行った。環境保健分野では、ぜん息及びCOPDの治療等に関するテーマが設定され、第10期、第11期とも9課題が採択された。環境改善分野では、局地的な大気汚染及び近年注目されているPM2.5を念頭においたテーマが設定され、第10期は3課題、第11期は1課題が採択された。 中期目標では、調査研究費の10%以上の削減が目標として設定されている。予防事業全体の予算の削減と相まって目標値を610%上回る削減を行っているが、調査研究事業を適切に評価するためにはこの指標だけでは必ずしも十分ではないため、調査研究評価委員会による採択課題の評価等も考慮して総合的に事業を評価した結果、環境改善分野には改善すべき課題があるものの、全体としては概ね良好な結果が得られたと認められる。 また、事務処理期間の短縮についても両期とも目標の60日以内を達成している。 以上により、第10期、第11期とも中期目標を達成していると認められる。 <今後の課題> 予防事業における調査研究は、元々は大気汚染と健康被害との関係を調査研究することを当時の中央公害対策審議会から提言されたものである。

	性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。 また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。 （２）調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。 また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。 （２）各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないもの	年度、調査研究成果発表会において報告し、環境保健及び局地大気汚染対策への貢献度、研究成果の目標設定に対する達成度等について専門家による評価を行い、評価結果は研究者にフィードバックした。 ・調査研究の成果は、ソフト 3 事業の事業メニューの見直しやぜん息患者の自己管理を促進するため患者教育に携わるコメディカルスタッフを育成するためのシステム（e ラーニングによる学習支援システム）に活用している。 ・予防基金の運用収入が減少する中、研究課題の重点化を図りつつ、調査研究費の総額は、平成 24 年度の調査研究費総額 134 百万円に対し毎年度 10% 以上の削減を図り、平成 30 年度の総額は 50 百万円であり 63% の削減を図った。 ・令和元年度から実施する調査研究について、調査研究期間を十分に確保できるように、関係機関と調整の上、分野や課題を決定する評価委員会を実施し、公募を前倒しで行った。		業の需要が低迷している一方、この分野の調査研究については、他の競争的資金も活用できることから応募件数が少なくなっており、質の低い提案であっても採択されてしまう傾向が見られる。 予防事業における調査研究は、予算規模こそ小さいものの、予防事業上の課題に資する研究を公募するいわゆる競争的資金であり、その運営には、環境研究総合推進業務と同様に透明性、公平性、効率性を確保することが求められるところである。環境保健分野については、競争的資金のメリットを十分に享受することができているが、環境改善分野では、応募課題数の低迷により調査研究の質の確保が困難となっている。また、事務局の事業運営についても問題が散見されることから、例えば、調査研究評価委員会が調査研究としての質を客観的に評価し、運営事務局は研究計画の適切性、募集テーマ等との整合性等の調査研究としての基本要件をチェックする役割を担う等、透明性、公平性を確保する観点から、環境研究総合推進業務を参考として運営事務局の業務を見直し、調査研究事業が適切に行われるように改善していくことが課題である。 なお、予防事業における調査研究は、元々は大気汚染と健康被害との関係を調査研究することを当時の中央公害対策審議会から提言されたものであるが、予防事業が環境保健分野と環境改善分野に分かれていることから両分野で公募しているものである。しかしながら、時間の経過に伴う事業環境の変化により環境改善分野の調査研究の応募が少ない状況となっているのであれば、公募の休止等も含めて事業のあり方を検討すべきである。 <その他事項> 特になし。	環境保健分野については、医療機関を中心に課題への応募が多いことから、結果的に質が高い研究課題が採択されている。 予防事業における調査研究は、予算規模は小さいが、透明性、公平性、効率性を確保することが求められるところである。 予防事業は制度設計から 30 年以上が経過し、事業予算や事業の需要等の事業環境が大きく変わっている。ニーズの変化を的確に把握し、研究課題が設定されるよう対応されたい。 環境改善分野は、施設整備などの助成事業も含めて需要が大きく変化している。調査研究においても時間の経過に伴う事業環境の変化により応募課題数が減少傾向にあるが、次期中期目標期間から実施する研究課題では調査機関や自治体への呼びかけにより、前回の公募よりも応募数を増やすことができている。引き続き、調査研究の質の確保するため、ニーズの変化を的確に把握し、研究課題を設定するとともに、応募課題数が増加するよう努力されたい。 <その他事項> 特になし。
--	---	--	---	--	---	---

		については、計画の変更又は中止を行う。 さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。		・環境改善調査研究について、地方公共団体や環境省とのヒアリング等を踏まえ設定し、評価方法については、従来の総合評価に加え、予防事業や社会・経済に対する貢献度などの各評価軸の内容が反映できるように改訂した。 ・また、応募件数が1分野1件のケースでは、全体評価（各評価軸の平均）で高い評価を得ているものであっても、予防事業や社会・経済への貢献度が低いなど、研究目的、記述評価の内容等が不適切な課題は採択しないことを採択方針に定めた。	＜課題と対応＞ ・調査研究課題の重点化等については、これまでの業務実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できた。 ・予防基金の運用収入が減少する中、引き続き調査研究費の総額を抑え、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復や大気環境の改善につながる有益な調査研究を実施していく必要がある。特に環境保健分野の調査研究では、高齢ぜん息等の罹患者が増えていることを踏まえ、成人ぜん息の中でも高齢ぜん息患者への調査研究を実施する必要がある。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－4	ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
講演会の参加者等による評価	講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	94%	95%	97%	98%	96%	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。 また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。 また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な	＜主な定量的指標＞ 講演会の参加者等による評価 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ (1) 機構自らによる知識の普及 ・パンフレットの作成では、過去に制作したパンフレットを効果的かつ効率的に頒布するため、「小児ぜん息間者向け」及び「成人ぜん息患者向け」それぞれについての啓発冊子の再編・統合し提供した。 ・ぜん息患者等から要望が多い、ぜん息専門医等への相談、交流機会を提供するため、専門医による講演会や学術研究団体と共催による市民公開講座を開催した。 ・医療現場で患者教育の重要性が高まっていることから、学術研究団体と連携して、医師及び看護師等のコメディカルスタッフを対象に、患者教育に関する教育セミナーを実施した。 ・水泳訓練教室に参加しているぜん息児童等を対象に「ぜん息児水泳記録会」を開催し、あわせて保護者への保健指導やピークフローメーターの使用方法等の実技指導を行った。 ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、「ぜん息・COPD電話相談室」を通年で開設し、看護師及び医師（非常勤）により相談に対応した。 ・事業参加者のアンケート調査では、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で 2 段階までの評価を得るとの目標に対	＜評定と根拠＞ 自己評価： B 評定理由： ・ぜん息の治療方法の変化にあわせて、ぜん息患者やその家族に医学的知見に基づく確かな医療情報等を提供するため、「小児ぜん息患者向け」及び「成人ぜん息患者向け」の普及啓発冊子の再編・統合し最新の情報も加え、ウェブコンテンツも全面リニューアルするなど、その他機構自らが行う知識普及事業を通じて、患者教育を含む確かな医療情報等を提供した。 ・事業参加者のアンケート調査では、毎年 94%以上の高い評価を得た。	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ ぜん息の治療については、医師による病状の管理から患者自身による病状の自己管理を重視する方向に変わってきていることを受けて、アドヒアランスを向上させるための患者教育についての知見や情報の提供をコメディカルスタッフ等に対して行っている。 COPD については、病気そのものの認知度を上げるために関係者団体と協力して取り組んでいる。 これらの情報提供をするためのパンフレット類を改訂して統合するとともに WEB コンテンツのリニューアルを行っており、これにより、効果的な知識の普及及び情報提供に向けた改善が図られていることから中期目標で掲げると評価できる。		＜評定に至った理由＞ ぜん息の治療については、医師による病状の管理から患者自身による病状の自己管理を重視する方向に変わってきていることを受けて、アドヒアランスを向上させるための患者教育についての知見や情報の提供をコメディカルスタッフ等に対して行っている。 COPD については、病気そのものの認知度を上げるために関係者団体と協力して取り組んでいる。 これらの情報提供をするためのパンフレット類を改訂して統合するとともに WEB コンテンツのリニューアルを行っており、これにより、効果的な知識の普及及び情報提供に向けた改善が図られていることから中期目標で掲げる目標は達成していると評価できる。	
						＜今後の課題＞ 特になし。		＜今後の課題＞ 本事業で作成してきたコンテンツについては、他省庁や民間からも高く評価されている。他機関から 2 次利用の依頼については、積極的に応じ、これまでに蓄積した情報が活用されることに期待する。	
						＜その他事項＞ 特になし。		＜その他事項＞ 特になし。	

		把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。 (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。		し、第3期中期目標期間において、90%以上の高い評価を得た。 (2) 他の主体との連携による知識の普及 ・NPO法人等の知見・ノウハウを活用し、COPD患者の早期発見や呼吸リハビリテーションを普及させる事業を協働で実施し、受診勧奨をした参加者からCOPDの発見につながることができた。 ・保育所におけるぜん息を含むアレルギー疾患の正しい知識を普及するため、厚生労働省と連携して、保育士等を対象に専門医による講習会を全国10ブロックで実施した。 ・「大気環境・ぜん息などの情報館」のリニューアルを行い、新たに学術研究団体、NPO法人等16団体の協力を得て、それぞれがもつ有益な情報を一堂にまとめ発信する場として「ぜん息・COPDプラットフォーム」を構築・公開するなどホームページを活用した情報提供を積極的に行った。 ・「ぜん息・COPDプラットフォーム」から最新の情報を提供するため、SNS（ツイッター）も活用しながら情報発信を行った。	・従来からの知識普及事業に加え、潜在患者が多くいるといわれているCOPDについて、NPO法人等の知見・ノウハウを活用して、患者の早期発見や呼吸リハビリテーションを普及するため協働で事業を実施した。(受診勧奨者からCOPDの発見につながった。) ・ぜん息の治療等について、ぜん息患者やその家族が正しい情報に容易にたどりつくために、国、地方公共団体、学術研究団体及び民間企業、NPO法人等の協力による「ぜん息・COPDプラットフォーム」の本格運用を開始し、SNS（ツイッター）により積極的に情報発信を継続して行った。	
--	--	--	--	--	---	--

					<課題と対応> ・引き続き、地域住民や医療従事者等の様々なニーズの把握に努め、必要とされる情報を提供することで、事業参加者から高い評価を得るとの目標水準を達成することができた。また、小児ぜん息患者向けの啓発冊子の再編・統合に続き、成人ぜん息患者向けの啓発冊子について再編・統合を進め、内容の充実に努め合理化を図った。 ・さらに、従来の知識の普及で高い満足度を維持しながら、「ぜん息・COPDプラットフォーム」の開設やNPO法人等との協働事業を実施するなど、他の主体と連携した新たな普及啓発を展開し、当初の目標をおおむね達成することができた。 ・継続して、これらネットワークを活用した医学的知見に基づく確かな情報を発信することが必要。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－5	公害健康被害予防事業を担う人材の育成		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 ぜん息患者のアドヒアランスの向上させるために患者教育ができるコメディカルスタッフを養成すること及び予防事業の担い手となる地方公共団体職員の育成は今後の予防事業の実施に不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
研 修 受 講 者 による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	96%	98%	98%	99%	99%	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
研 修 受 講 者 の 所 属 上 長 による評価	左記の研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から「研修成果を効果的に活用で	同左	95%	96%	100%	100%	98%	決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512

		きている。」 などのプラス評価を得る。													
									経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749	
									経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640	
									行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369	
									従事人員数	16	16	16	16	16	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
	地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。 また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目指す効果的な研修を実施する。 また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。 実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その	＜主な定量的指標＞ 研修受講者及び研修受講者の所属上長による評価 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。 また、実際に効果的な研修となっているか。	＜主要な業務実績＞ （1）患者教育の担い手となる人材育成 ・予防事業の担い手である地方公共団体の体制が縮小傾向にあり、ソフト3事業の企画や実施を担う職員や保健師の不足を受けて、今後、求められる人材像について外部有識者による検討会を組織し検討を行い、「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」（以下「基本方針」という。）を策定した。 ・基本方針により従来の事業に必要な基礎知識の習得を目的とした「事業研修」（基礎）に加え、ぜん息・COPD患者の自己管理の支援（患者教育）ができる専門性の高い人材育成を目的とした「人材育成研修」（専門）を新設し、研修を実施した。 ・「人材育成研修」（専門）では、レベル毎にコースを設け、エキスパートコースでは、患者教育	＜評定と根拠＞ 自己評価： A 評価理由： ・事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化（組織改編等の人員の縮小）を受けて、これから予防事業を担う人材の育成、さらに、ぜん息等の治療法の変化に対応するため、ぜん息患者の自己管理を支援するスタッフや指導者の育成を目的とした新たな研修を実施した。 ・受講者から毎年96%以上の評価を得、上長の評価も高く、毎年95%以上の評価を得た。	評定	A	評定	A	
						＜評定に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、大気汚染による健康被害の予防の観点から、地域の人口集団を対象として、健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであるが、事業が創設された昭和 63 年から 30 年が経過し、事業を取り巻く環境が大きく変わってきている。本事業の実施主体である地方公共団体については、人員の削減により体制が縮小されており、担当者が様々な業務と兼任するケースが増えている。このため人員不足から事業を縮小又は断念するケースもある。また、ぜん息については、小児を中心に患者が発生しているが、最近の治療は患者自身による自己管理を重視する方向に変わってきていることから、小児健診等における指導等の需要は高まっている。 このような背景のもとで、機構では、予防事業に必要な人材を、地方公共団体職員、看護師等の医療関係者といった立場に応じてそれぞれ求められる知識及び指導方法等のスキルのレベルを区分し、育成することを目的に研修事業を再編した。その結果研修は、地方公共団体の担当者から患者教育を実践する指導者の育成、更にその		＜評定に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、大気汚染による健康被害の予防の観点から、地域の人口集団を対象として、健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであるが、事業が創設された昭和 63 年から 30 年が経過し、事業を取り巻く環境が大きく変わってきている。本事業の実施主体である地方公共団体については、人員の削減により体制が縮小されており、担当者が様々な業務と兼任するケースが増えている。このため人員不足から事業を縮小又は断念するケースもある。また、ぜん息については、小児を中心に患者が発生しているが、最近の治療は患者自身による自己管理を重視する方向に変わってきていることから、小児健診等における指導等の需要は高まっている。 このような背景のもとで、機構では、予防事業に必要な人材を、地方公共団体職員、看護師等の医療関係者といった立場に応じてそれぞれ求められる知識及び指導方法等のスキルのレベルを区分し、育成することを目的に研修事業を再編した。その結果研修は、地方		

		内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。なお、当該年度の研修に参加したソフト 3 事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。		の指導者を育成するため高度なスキルの習得を目的とし、看護師、保健師、理学療法士を対象に、医学専門家の協力を得て、集合研修と医療現場での実習とを合わせた研修を実施した。 ・研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラムに反映することにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得るとの目標に対し、毎年 96%以上の高い評価を得た。 ・ソフト 3 事業の従事者を対象とした研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている。」などのプラス評価を得るとの目標に対し、毎年 95%以上の高い評価を得た。 （2）予防事業人材バンクを活用した事業実施体制の強化 ・第 3 期中期目標期間に新たに立ち上げた予防事業人材バンクには、人材育成研修の修了者に新たな活躍の場を広げてもらうために登録を促したほか、機構主催の講習会等を通じて呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者にも広く登録の協力依頼を行い、これまでに 626 人（小児ぜん息 205 人、成人ぜん息等 421 人）の登録を得た。 ・予防事業人材バンクの登録者は、登録者の個人情報にも配慮しつつ、地方公共団体に事業スタッフとして紹介を行い、協力		指導者育成を行うエキスパートの養成までの様々なコースが設定され、幅広く人材を育成する研修プログラムを専門医や学会等の協力を得て構築するとともに、e-ラーニングにも対応してきめ細かく実施し、研修の受講者及びその上長から目標を上回る非常に高い評価を得られている。 以上により、本事業は目標の 120%以上を達成し、予防事業を含めてぜん息治療における患者教育の指導者育成に貢献するなど、目標を上回る成果があったと認められる。	公共団体の担当者から患者教育を実践する指導者の育成、更にその指導者育成を行うエキスパートの養成までの様々なコースが設定され、幅広く人材を育成する研修プログラムを専門医や学会等の協力を得て構築するとともに、e-ラーニングにも対応してきめ細かく実施し、研修の受講者及びその上長から目標を上回る非常に高い評価を得られている。 以上により、本事業は目標の 120%以上を達成し、予防事業を含めてぜん息治療における患者教育の指導者育成に貢献するなど、目標を上回る成果があったと認められる。
				・新たに予防事業人材バンクを創設し、人材育成研修の修了者のほか、講習会等を通じて患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者に登録を呼び掛け、626 名の登録を得て、既に登録者の協力を得て、地方公共団体において機構が登録者の紹介と事業ノウハウ・企画立案をパッケージ化した事業を新たに実施している。また、予防事業以外にも登録者が地域の健康イベン	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	＜今後の課題＞ 引き続き予防事業人材バンクに登録された人材の活用に努め、ぜん息患者等の療養指導の質の向上が図られることを期待する。 ＜その他事項＞ 特になし。	

				を依頼した。 ・新規事業の実施や既存事業の内容の拡充を図るため、実務者連絡会議等の場を通じて予防事業人材バンクの紹介を行い地方公共団体による活用を推進したほか、機構が登録者の紹介とあわせ事業ノウハウと企画立案の補助をパッケージ化して地方公共団体に対し提供し、同バンクの登録者を活用することで、これまでに 11 の地方公共団体 21 事業において延べ 54 人の登録者を派遣し、当該事業へ 1,053 人の参加者があった。 ・予防事業人材バンクの登録リストを最新情報とするため、現在の登録者に 1 年間の活動状況と登録の継続意向について確認し、更新を行った。 ・予防事業人材バンクの登録者に行った活動報告アンケートによれば、専門研修受講者が予防事業だけではなく、地域の健康イベントや企業内健診などの地域の保健衛生の現場で講師やスタッフとして活躍している。	トや企業内健診などの地域の保健衛生の現場で講師やスタッフとして活躍している。 ＜課題と対応＞ ・受講者・上長へのアンケートでは、全ての年度において目標値を上回る高い評価を得て達成できた。 ・これまでに予防事業人材バンクには多数の登録をいただいております、今後は登録者の知識・技能と現場でのニーズとの調整を図りながら、どのように事業に展開していくか引き続き検討する。	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－6	関係地方公共団体の事業に対する助成		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 地方公共団体が行う健康診査、健康相談、機能訓練は予防事業の中核をなす事業である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%	94.7%	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。	環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ （1）助成事業メニューの見直し ① 健康相談事業に、ぜん息患者等と接する機会を有する専門職（教職員、養護教諭、保育士）への知識の普及・啓発するための事業を追加した。 ② 健康診査事業は、国の統計や調査研究の成果などから 3	＜評定と根拠＞ 自己評価： B 評定理由： ・運用収入の大幅な減少する中、自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用し、環境保健分野の健康相談、健康診査、	評定 B ＜評定に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、ぜん息及び COPD の発症予防及び増悪予防の観点から健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであり、制度設計上は基金の運用益を 25 億円程度と見込んでいた。しかし、時間の経過とともに市中金利は低下し、それに伴い運用益も減少した。第 3 期中期計画期間の初年度である平成 26 年	評定 B ＜評定に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、ぜん息及び COPD の発症予防及び増悪予防の観点から健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであり、制度設計上は基金の運用益を 25 億円程度と見込んでいた。しかし、時間の経過とともに市中金利は低下し、それに伴い運用益も減少した。第 3 期中期計画期

		等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。 なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。 環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。		～4か月健診を廃止し、スクリーニングについて、対象をぜん息発症のピークの年齢層である幼児への重点化を図った。 ③ 機能訓練事業について、ぜん息治療の変化に伴い、鍛錬を主たる目的としたぜん息キャンプ等の事業だけでなく、地方公共団体の企画立案により自己管理の技術やノウハウを習得できる事業を実施できるようにした。 ④ 環境改善分野では、予防事業対象地域で一部環境基準を達成できていない地域の実情にあわせて事業メニューを見直し、地域が抱える課題解決に向けた計画作成を実施できるようにした。 ⑤ 医療機器整備事業の助成限度額を、2,000万円から1,000万円に削減した。	機能訓練事業のソフト3事業について、これまで以上に地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点を置いた見直しを行い、助成金交付要綱の一部改正を行った。	度に約8億円であった運用益も平成29年度には約5.6億円まで低下し、今後、更に低下する見込みとなっている。 このように急激に事業予算が縮小していく中で、事業の実効性を担保しつつ経費を大幅に削減することが求められたため、事業の重点化と効率化を念頭に助成メニューの改定を行った。具体的には健康相談、健康診査、機能訓練の3事業を事業の柱として位置づけ、助成単価及び対象メニューの見直しを行うとともに、改訂後のメニューについて地方公共団体への説明を丁寧に行うことによって事業費の総額を抑えつつ事業効果の最大化を図った。 その結果、発症予防上の観点からはそれほど重要でない健康診査事業の3～4ヶ月健診を廃止したことによる参加者数の減少はあったものの、その後は順調に参加者数も増加し、助成事業の中核としてぜん息の発症予防及び増悪予防に貢献している。 以上により、中期目標を満たしていると認められる。	間の初年度である平成26年度に約8億円であった運用益も平成29年度には約5.1億円まで低下し、今後、更に低下する見込みとなっている。 このように急激に事業予算が縮小していく中で、事業の実効性を担保しつつ経費を大幅に削減することが求められたため、事業の重点化と効率化を念頭に助成メニューの改定を行った。具体的には健康相談、健康診査、機能訓練の3事業を事業の柱として位置づけ、助成単価及び対象メニューの見直しを行うとともに、改訂後のメニューについて地方公共団体への説明を丁寧に行うことによって事業費の総額を抑えつつ事業効果の最大化を図った。 その結果、発症予防上の観点からはそれほど重要でない健康診査事業の3～4ヶ月健診を廃止したことによる参加者数の減少はあったものの、その後は順調に参加者数も増加し、助成事業の中核としてぜん息の発症予防及び増悪予防に貢献している。 以上により、中期目標を満たしていると認められる。
			（2）見直し後の事業メニューの定着に向けた取組 ・助成金交付要綱を一部改正においては、見直し後の事業メニューを円滑に実施するため、地方公共団体へ実務者連絡会議で丁寧に説明し調整を図った。 ・見直し後の事業メニューの定着のため、実務者連絡会議のほか研修の場も活用して、先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組状況を紹介するなど情報の共有を図り、事業開始前年度の要望事項のヒアリングの際にも積極的に機構から働きかけを行った。	・見直し後の事業メニューの効果は、見直し前のそれと同程度の効果を維持している。 ・環境改善分野では、真に必要な事業に限定して実施している。 ・実務者連絡会議や研修の場で取組事例の発表を行うなど、見直し後の事業メニューの定着を図った。（ソフト3事業参加者数；平成27年度125,643人→平成30年度132,638人）	<今後の課題> 特になし。	<その他事項> 特になし。	<今後の課題> 引き続き、ぜん息患者等のニーズも把握し、自治体の意見も踏まえつつ状況変化に応じた事業展開に努めること。 <その他事項> 特になし。

			（３）事業実施効果の測定と把握 ・見直し後の事業メニューの事業実施２か月後の事後評価では、ぜん息等の症状改善に向けた「行動変容」につながった（健康相談・機能訓練）、ぜん息予防や健康回復の「気づき」につながった（健康診査）ものは９割と従来と同程度の効果を確認できた。（再掲） ・ソフト３事業の実施効果の測定と把握のため、地方公共団体が事業の評価・分析を直接行うことができる集計・分析システムを構築・運用し、事業の実施効果を把握し、その測定結果を今後の事業内容に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。また、同事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として取りまとめ、各地方公共団体との間で情報共有を図った。（再掲） ・事業参加者アンケートの改訂では、質問内容の簡素化のほか、地方公共団体から要望の多かった質問項目を新たに加えたほか、集計・分析システムについて、入力作業、集計作業の効率化が図れる仕様とした。 ・アレルギー対策基本法における国や地方公共団体の最近の取組状況のほか、患者・家族のニーズ調査を踏まえ、今後の予防事業の展開について、個別相談の充実やライフスタイルにあわせた多用な実施方法、成人ぜん息患者等を対象にした体験型事業の実施など、具体的な	・ソフト３事業を効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行っており、また、測定結果は地方公共団体にフィードバックし、ソフト３事業の取組事例を事例集に取りまとめ、情報提供した。	
--	--	--	--	--	--

				事例をあげて中間報告をまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体と共有を図った。 （４）第４期中期目標期間に向けた取組 ・第３期に中間報告したソフト３事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析の内容について地方公共団体と共有を深め、より効果的かつ効率的な事業展開に向けた、新たな企画立案や事業内容の充実に対する支援を行っていく。	＜課題と対応＞ ・運用収入の大幅な減少がある中で必要性の高い事業に集中するため、事業ターゲットを絞り込むことができた。 ・これらの取組を踏まえ、平成２７年度から開始した見直し後の助成事業メニューの定着化では、地方公共団体への支援を積極的に行うなど、効果的・効率的な事業実施に向けた取組を推進するとの当初の目標をおおむね達成することができた。 ・より効果的かつ効率的にソフト３事業を実施するために「ソフト３事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」の内容について地方公共団体と共有を図るとともに、新たな事業展開の企画立案や事業の拡充に対する支援を行っていく。	
--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業に係る事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	－	－	－	900 万円	900 万円	900 万円	1,350 万円	予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	979,989
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度 10 人程度	－	16 人	24 人 （新規採択者 10 人）	33 人 （新規採択者 12 人）	40 人 （新規採択者 12 人）	40 人 （新規採択者 7 人）	決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,373	920,977
評価対象団体数	－	8 団体	84 団体	140 団体	182 団体	209 団体	198 団体	経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,737	924,772
概算払い団体数	－	－	－	18 団体	33 団体	31 団体	17 団体	経常利益（千円）	－	－	46,342	52,074	67,520
他の主体との連携会議実施回数	－	－	3 回	5 回	13 回	13 回	9 回	行政コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,674	795,017
Excel マクロファイル利用率	－	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%	93.2%	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
助成対象分野への重点化	－	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%	98.2%	97.6%						

	海外助成アジア太平洋地域への重点化	－	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%	70.2%							
	これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%	12.6%							
	交付決定処理期間	平均処理期間30日間以内	30日	28日	27日	26日	26日	27日							
	支払申請処理期間	平均処理期間4週間以内	28日	27.7日	25.4日	23.7日	24.4日	27.3日							

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）			
	（１）助成の重点化等 助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなど	（１）助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域など	＜主な定量的指標＞ ・企業協働プロジェクトの実施による助成増加額 ・若手プロジェクトリーダー育成人数 ・評価対象団体数 ・概算払い団体数 ・他の主体との連携会議実施回数 ＜その他の指標＞ ・Excel マクロフ	＜主要な業務実績＞ （１）助成の重点化 ①助成対象 ア.国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、実施している。 イ.海外案件については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心に採択を行っている。 ウ.前中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成した上で、以下の新たな取組を行ったことから、自己評定を「B」とした。 ・平成 26 年度から、これからの環境保全活動の手本となる先進的な活動を見出し支援する「フロントランナー助成」、今後の環境保全活動の基礎となる重要な国際交渉や会議への参画を支援する「プラットフォーム助成」、東日本大震災被災地の環境保全を支援する「復興支援助	評定	B	＜評定に至った理由＞ 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・26 年度に創設した「企業協働プロジェクト」を活用し、（一社）日本釣用品工業会からの寄付の一部を財源とした助成を継続して実施するなど、運用益によることのない助成規模の拡大が図られた。 ・国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項を勘案しつつ助成対象活動の採択を行い、結果として当該重点配慮事項に該当する助成件数が各年度においておよそ 8 割を超えるなど、活動分野による助成の重点化が図られた。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・26 年度に創設した「企業協働プロジェクト」を活用し、（一社）日本釣用品工業会からの寄付の一部を財源とした助成を継続して実施するなど、運用益によることのない助成規模の拡大が図られた。 ・国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項を勘案しつつ助成対象活動の採択を行い、結果として当該重点配慮事項に該当する助成件数が各年度においておよそ 8 割を超えるなど、活動分野による助成の重点化が図られた。

	の重点化を図ることとする。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。	のアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。	アイル利用率 ・助成対象分野への重点化 ・海外助成アジア太平洋地域への重点化 ・これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 ・交付決定処理期間 ・支払申請処理期間 ＜評価の視点＞ ・中期計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な助成その他の活動を行っているか	まえ、平成 26 年度に新たな助成メニュー（フロントランナー助成、プラットフォーム助成）や、環境NGO・NPOの人材育成策（若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム）を創設し実施することで、助成の成果・効果の向上を図った。 また、国連持続可能な開発のための教育の 10 年に関連する環境保全活動及び東京 2020 大会の開催に関連する環境保全活動への助成支援や、東日本大震災や熊本地震の被災地域における環境保全を通じて復興に貢献しようとする活動への助成支援を、特別助成や復興支援助成として実施することで、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への重点化を図るとともに、外部有識者からなる「団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会（以下、助成方針検討委員会）（H27.12～H28.10）」の提言を踏まえ、地域活動の定着を支援する「つづける助成」を創設し、平成 29 年度から実施した。 ②効果的な事業実施に向けた取組	成」（平成 29 年度からは熊本地震被災地における支援も追加）を開始し、さらには平成 28 年度から、東京 2020 の開催に関連する環境保全活動の支援を「特別助成」として開始するなど、地球環境基金が支援する環境保全活動によって生み出される社会的価値を明確に打ち出した助成を適宜検討し、創設、運用することができた。 ・平成 27 年 12 月から平成 28 年 10 月に設置した助成方針検討委員会の提言を踏まえ、平成 29 年度に「つづける助成」を創設し、地域活動の定着に向けた助成支援を開始した。 ・平成 26 年度から、3 年間の助成に合わせて年 3 回ずつ（計 9 回）実施する研修等を通して、多様なステークホルダーとの関わりや技能の向上を学び、環境NGO・N	・海外案件に占めるアジア太平洋地域における助成案件の割合が期間を通じて 7 割を超えるなど、地域による助成の重点化が図られた。 ・助成の成果・効果の向上を図ることを目的として、平成 26 年度に「フロントランナー助成」、「プラットフォーム助成」を、平成 29 年度には「つづける助成」を新たな助成メニューとして創設しこれらを着実に実施した。また、平成 28 年度から開始した「復興支援助成」による大規模災害被災地域における環境保全を通じた復興支援活動への助成支援や、「特別助成」による東京 2020 の開催に関連する環境保全活動等に対する支援を行うなど、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への支援の重点化が図られた。 ・環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材の育成等を目的として平成 26 年度から開始した若手プロジェクトリーダー育成支援制度においては、各年度において 10 名以上の新規育成対象者を採択してきた	・海外案件に占めるアジア太平洋地域における助成案件の割合が期間を通じて 7 割を超えるなど、地域による助成の重点化が図られた。 ・助成の成果・効果の向上を図ることを目的として、平成 26 年度に「フロントランナー助成」、「プラットフォーム助成」を、平成 29 年度には「つづける助成」を新たな助成メニューとして創設しこれらを着実に実施した。また、平成 28 年度から開始した「復興支援助成」による大規模災害被災地域における環境保全を通じた復興支援活動への助成支援や、「特別助成」による東京 2020 の開催に関連する環境保全活動等に対する支援を行うなど、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への支援の重点化が図られた。 ・環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材の育成等を目的として平成 26 年度から開始した若手プロジェクトリーダー育成支援制度においては、各年度において 10 名程度の新規育成対象者を
--	---	---	--	--	---	--	--

			ア.若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム 3年間の助成活動と研修等を通して、多様なステークホルダーと関わることで技能の向上を図り、環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材を育成するとともに、支援後もそれぞれの地域で環境NGO・NPOの活動が自立、発展していくことを目指して、平成26年度に、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを立ち上げ、これまでに若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を55名採択し、支援を行っている。 イ.「企業協働プロジェクト」の活用 近年の基金運用益の減少に対応しつつ、企業と環境NGO・NPOの連携による活動を促進するため、企業等が特定の活動に対して直接寄付するための助成金に充てる「企業協働プロジェクト」を平成27年度から立ち上げ、LOVE BLUE 助成として実施している。	POの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材を育成する「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」を開始し、着実に育成支援の人数を増やすことができた。	ところであり、これまでに55名に対する支援を行うなど、着実に事業を実施している。また、修了者が一般社団法人等を設立して環境保全活動に携わるケースや、自ら作成したファンドレイジング計画に基づいて資金を獲得し、これを活用した新規事業を立ち上げる等の具体的な成果も認められるところであり、効果の高い事業が実施された。	採択し、期間を通じて55名に対する支援が実施されるなど、着実に事業が実施された。また、修了者が一般社団法人等を設立して環境保全活動に携わるケースや、自ら作成したファンドレイジング計画に基づいて資金を獲得し、これを活用した新規事業を立ち上げる等の具体的な成果も認められるところであり、効果の高い事業が実施された。
--	--	--	--	---	--	--

（２）助成先の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として３年間、特段の事情がある場合でも５年間を限度とする。 また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の２割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。	（２）助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続年数は、３年間を限度とし、特段の事情がある場合でも５年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の２割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。	（２）助成先固定化回避 ①助成制度の見直しによる継続年数の上限設定 外部有識者からなる助成方針検討委員会を立ち上げ、平成 27 年度に地球環境基金の助成を受けた団体について、収入等の調査や、助成年数の多い団体を抽出してヒアリングを行った。助成方針検討委員会では、環境保全活動を行う民間団体の発展に資する助成のあり方について検討を行い、助成先固定回避のため、助成継続年数の上限を設けることを決定し、平成 29 年度からの募集案内に反映を行った。 ②助成事業の周知広報 ア 助成金説明会の開催 地球環境基金主催で、環境 N G O ・ N P O の数が多い地域、要望件数の少ない地域を中心に、毎年全国 9 箇所で助成金説明会を行った。また、他の助成金運営団体（企業財団など）と共催で合同説明会を東京および各地（北海道、関西、九州ほか）にて開催した。		・ 外部有識者からなる助成方針検討委員会において、助成先の固定化を回避するための措置として助成継続年数の上限を設けることを決定してこれを実施するなど、助成先の固定化の回避に向けた取組が実施された。 ・ 環境 N G O 等が多い地域や要望件数の少ない地域に重点を置いた地球環境基金主催による助成金説明会及び企業財団などの助成金運営団体との共催による合同説明会の開催に加え、募集案内冊子、ホームページ、メール、SNS やリスティング広告による地球環境基金助成金募集の周知が図られた。さらに、各年度において、これまでに地球環境基金から助成を受けたことのない団体に対する助成件数が全助成件数に占める割合を 2 割以上とするなど、助成対象の裾野の拡大に向けた取組が実施された。	・ 外部有識者からなる助成方針検討委員会において、助成先の固定化を回避するための措置として助成継続年数の上限を設けることを決定してこれを実施するなど、助成先の固定化の回避に向けた取組が実施された。 ・ 環境 N G O 等が多い地域や要望件数の少ない地域に重点を置いた地球環境基金主催による助成金説明会及び企業財団などの助成金運営団体との共催による合同説明会の開催に加え、募集案内冊子、ホームページ、メール、SNS やリスティング広告による地球環境基金助成金募集の周知が図られた。さらに、各年度において、これまでに地球環境基金から助成を受けたことのない団体に対する助成件数が全助成件数に占める割合をおよそ 2 割以上とするなど、助成対象の裾野の拡大に向けた取組が実施された。
--	--	---	--	--	---

	（３）処理期間の短縮 助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、１件当たりの平均処理期間については、４週間以内とすること。	（３）処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等による担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の１件当たりの平	イ 各種媒体による周知広報 地球環境基金助成金募集の周知を図るため、募集案内（冊子）を2,000 箇所以上へ送付するほか、全国の環境NGO・NPOへのメール送信、機構ホームページ、SNS での案内や、リスティング広告を実施した。 ③地球環境基金助成を受けたことのない団体への支援 環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、全助成件数の２割以上となるよう配慮し、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とする助成に努めた。 （３）処理期間の短縮 助成金の支払申請の平均処理期間について迅速な処理等に努めた結果、４週間以内にて処理することができた。	・平成 26 年度に評価要領を改定し、一部の活動について事後評価を行っていただけの評価から、３年以上の計画を有する活動の全件について、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じて外部有識者委員会の委員からの助言や評価を密に行うことで成果の向上を促進する評価体系へと大幅に変更し、効果的な運用のための試	・各年度における助成金の支払申請の平均処理期間を４週間以内とするなど、迅速な処理が図られた。 ・平成 26 年度に評価要領を改定し、一部の活動について事後評価のみを行う評価体系から、３年以上の計画を有する活動の全件について、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じて外部有識者委員会の委員からの助言や評価を密に行うことで成果の向上を促進する評価体系へと大幅に変更
--	--	---	--	--	---

	（４）第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	均処理期間を４週間以内とする。 （４）第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。		（４）第三者機関による評価を踏まえた対応 前中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、従前の事後の実地評価のみを行っていた評価から、助成活動全体を把握するための評価体系に変更した。 具体的には、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じてより詳細な評価を行い、成果の向上を促進する評価体系へと見直したもので、平成 26 年度に評価要領を改定し運用を開始した。	の助言や評価を密に行うことで成果の向上を促進する評価体系へと大幅に変更し、効果的な運用のための試行を経て、平成 29 年度には評価対象を 209 団体(前期最終年度 8 団体)にまで拡大し運用を定着させることができた。	行を経て、平成 29 年度には評価対象を 209 団体（前期最終年度 8 団体）にまで拡大し運用を定着させることができた。 ・助成活動の成果の向上を目的として 26 年度に導入した新評価制度に基づき、評価対象となる 209 団体全ての評価を実施しており、評価専門委員によるアドバイス等による活動内容の改善が図られた。また、助成専門委員会による助成要望の採択がより効率的に行われるように実地評価結果を踏まえた同委員会に対する提言が行われた。	し、効果的な運用のための試行を経て全面的な運用に移行し取組を定着させることができた。 ・助成活動の成果の向上を目的として 26 年度に導入した新評価制度に基づき、評価対象となる団体全ての評価を実施しており、評価専門委員によるアドバイス等による活動内容の改善が図られた。また、助成専門委員会による助成要望の採択がより効率的に行われるように実地評価結果を踏まえた同委員会に対する提言が行われた。
	（５）利用者の利便性向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子	（５）利用者の利便性向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における	（５）利用者の利便向上を図る措置 ①平均処理期間 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理(平均処理期間)を 30 日以内で実施した。			・各年度における交付決定処理期間を 30 日以内とするとともに、機構ホームページへの申請書様式等の電子ファイルの掲載など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。	・各年度における交付決定処理期間を 30 日以内とするとともに、機構ホームページへの申請書様式等の電子ファイルの掲載など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。

	化等により利用者の利便の向上を図ること。	個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。		②利便性向上 ア ホームページの活用 助成に関する募集案内、交付申請に係る各種様式、報告、助成団体の活動状況、支払申請 E x c e l マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。 イ 一部概算払いの実施 平成 27 年度より、前年度も助成を受けていた団体のうち、「前年度の支払事務が適正に行われている」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」ことを総合的に勘案し、一部団体に対して、助成金 50%を上限に概算払いを実施している。 ウ 助成金支払申請における利便性向上 助成金支払申請における利便性を向上させるために構築した E x c	・更なる助成金の利便性向上を図るため、平成 27 年度より、前年度も助成を受けていた団体のうち、会計事務処理能力や活動の計画的な実行性などを総合的に勘案し、一部団体に対して、助成金 50%を上限に概算払いを実施することとした。	・所定の要件を満たす団体に対する一部概算払いの実施や、助成金支払申請にかかる E x c e l マクロファイルや環境 N G O 等の活動の支援に資する各種情報のホームページを通じた提供など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。	・所定の要件を満たす団体に対する一部概算払いの実施や、助成金支払申請にかかる E x c e l マクロファイルや環境 N G O 等の活動の支援に資する各種情報のホームページを通じた提供など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。
--	-----------------------------	---	--	--	--	---	---

				e 1 マクロファイルを機構ホームページに逐次掲載した。利用率の向上のため、年度当初の内定団体説明会において使用方法を説明し普及に努めており、この結果、各年度の利用率は7～9割で推移した。			
		③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。		③ホームページでの情報公開、他の主体との連携 ア ホームページ等での各種情報の掲出 毎年度の助成金の要望募集、助成金説明会の開催、要望状況、採択案件の決定等に関する情報は、適時にホームページに情報を掲出するとともに、申請書等の様式の電子データをダウンロード可能な状態に更新した。 また、地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を「NGO・NPO向け環境保全活動を対象とする助		・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための連絡会議等の開催に加え、環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップオフィスと連携して全国で助成金説明会を開催するなど、関係団体とのネットワークの構築・連携強化及び広範な情報提供が実施された。 以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。	・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための連絡会議等の開催に加え、環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップオフィスと連携して全国で助成金説明会を開催するなど、関係団体とのネットワークの構築・連携強化及び広範な情報提供が実施された。 以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。

				成制度一覧」として整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、ホームページや助成金説明会等において提供した。 イ 他の主体との連携 今日の環境問題は多様な主体が関係する課題が多く、また多岐にわたるため、これらの課題を解決するためには、環境NGO・NPOだけでなく、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携し解決策を模索することが重要との観点から、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、多様なステークホルダーとの連携を図ってきた。	＜課題と対応＞ 今中期目標期間中の取組は一定の成果を上げてきたが、助成事業の効果的な実施の観点から、より成果の最大化に結びつく支援や助成後の活動継続や自立に資する支援の方法について、引き続き検討し、実施していく必要がある。	＜今後の課題＞ 助成事業のより効率的な実施に向けて、環境NGO・NPOの活動継続や自立を支援するための方策について引き続き検討し実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ (外部有識者コメント) 平成26年度からの期間において、メニューの増加や利便性の向上の取組、助成した団体の活動状況や社会的インパクトに関する調査など、実に幅広い側面から調査、助成事業両方で尽力されている。これらの取組は大変重要である。 助成事業が、実際に助成を受けている団体のニーズを把握することが次の中期目標期間に向けて大変重要である。	＜今後の課題＞ 助成事業のより効率的な実施に向けて、環境NGO・NPOの活動継続や自立を支援するための方策について引き続き検討し実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業に係る事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
学生との交 流事業の実 施回数	－	－	－	1 回	2 回	6 回	18 回	予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	979,989
								決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,373	920,977
								経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,737	924,772
								経常利益（千円）	－	－	46,342	52,074	67,520
若手プロジ ェクトリー ダー研修実 施回数	各コース年 3 回	－	1 コース 3 回	2 コース 6 回	3 コース 9 回	3 コース 9 回	3 コース 9 回	行政コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,674	795,017
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
受講者アン ケート満 足度	「有意義で あった」と の評価を有 効回答者の うち 80 % 以上から得 る	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%	98.4%						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。 また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の	＜主な定量的指標＞ ・学生との交流事業実施回数 ・若手プロジェクトリーダー研修実施回数 ・受講者アンケート満足度 ＜その他の指標＞ 特に無し ＜評価の視点＞ 中期計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な研修事業、調査事業その他の活動を行っているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 調査事業、研修事業の重点化 ①調査事業 平成 27 年度に環境NGO・NPO活動状況調査を実施したほか、平成 29 年度・30 年度には、海外先進国（米国及び欧州）における環境NGO・NPOに対する財政支援内容について、支援側と被支援側の双方からヒアリング調査を実施した。 ②研修事業 環境NGO・NPOの組織強化を推進するため前中期目標期間から実施してきた活動推進レベルアップ研修を平成 28 年度からは能力強化研修として、また現場体験や意見交換を通じて将来海外の環境保全活動に従事を目指す人材に対する海外派遣研修を引き続き実施するとともに、前中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、環境NGO・NPOの人材育成策（若手プロジェクトリーダー育成	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成した上で、以下の新たな取組を行ったことから、自己評定を「B」とした。 ・平成 26 年度から開始した「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」では、単なる研修の実施ではなく、研修で得た知識を 3 年間の助成活動を通じて実践するもので、個人や組織の質の向上につながるだけでなく、若手プロジェクトリーダー間の交流を生み出すものにもなり、想定以上のレベルの向上・ネットワークの形成が図られるものとなった。	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・環境NGO・NPOの活動を推進するための組織強化に関する研修及び国際協力の振興等を担う人材を育成するための海外派遣研修を前中期目標期間から引き続き実施するとともに、平成 26 年度からは若手プロジェクトリーダー育成支援制度を創設してフィールド実習を含む研修を実施するなど、今後の環境保全活動を担う人材の育成のための取組が着実に実施された。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・環境NGO・NPOの活動を推進するための組織強化に関する研修及び国際協力の振興等を担う人材を育成するための海外派遣研修を前中期目標期間から引き続き実施するとともに、平成 26 年度からは若手プロジェクトリーダー育成支援制度を創設してフィールド実習を含む研修を実施するなど、今後の環境保全活動を担う人材の育成のための取組が着実に実施された。		

		提供に努める。		支援プログラム）としての研修を、平成 26 年度に創設し実施することで、助成の成果・効果の向上を図った。			
				③その他の振興事業 平成 27 年度から、広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で、主に高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を実施している。また、平成 29 年度からは、全国大学生環境活動コンテスト（e c o c o n）を共催、支援した。	・平成 27 年度から、これからの環境保全活動を支える人材となり得る高校生を対象に活動の意義を訴える新たな取り組みとして、環境省と協働で「全国ユース環境活動ネットワーク促進事業」を開始し、平成 28 年度からは事業対象を大学生にも広げて事業を実施することができた。	・持続可能な社会の担い手を育むことを目的として平成 27 年度に開始した「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を開始し、平成 28 年度からは対象を拡大して大学生に対する支援を行うなど、ユース世代による環境保全活動の推進が図られた。、	・持続可能な社会の担い手を育むことを目的として平成 27 年度に「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を開始し、平成 28 年度からは対象を拡大して大学生に対する支援を行うなど、ユース世代による環境保全活動の推進が図られた。
	（２）研修事業の効果的な実施 受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80％以上の者から満足が得られるようにすること。 また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。	（２）研修事業の効果的な実施 実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80％以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。		（２）研修事業の効果的な実施 毎年度研修事業への参加者に対しアンケートを行い、全ての研修において有効回答者の 80％以上から「有意義であった」との評価を得た。		・全ての研修において、研修受講者に対するアンケートにおける「有意義であった」との回答が有効回答者の 80％以上を占めるなど、効果の高い事業が実施された。	・全ての研修において、研修受講者に対するアンケートにおける「有意義であった」との回答が有効回答者の 80％以上を占めるなど、効果の高い事業が実施された。

					<課題と対応> 今後も引き続き、若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業の実施に努めるとともに、助成期間中に助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行うことを計画する。また、学生との交流事業については定着を図るべく取り組みを強化する。	以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 <今後の課題> 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業を引き続き実施するとともに、学生との交流事業の充実・強化に努めること。 <その他事項> （外部有識者コメント） 環境活動を担う人材の高齢化は様々なNPOでも抱える問題であり、若手の育成ということを積極的にされていることは非常に重要である。 平成 26 年度からの期間において、メニューの増加や利便性の向上の取組、助成した団体の活動状況や社会的インパクトに関する調査など、実に幅広い側面から調査、助成事業両方で尽力されている。これらの取組は大変重要である。 NPOの経営が、助成金をもらい続けなければいけないという考え方だと広がっていかないし継続しない。他のNPOに出かけて行ってそのNPOの経営にアドバイスするような考え方ができないと内部だけで研修してもなかなかうまくいかないのでは。若手を育てるという考え方は非常に重要である。	以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 <今後の課題> 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業を引き続き実施するとともに、学生との交流事業の充実・強化に努めること。 <その他事項> （外部有識者コメント） 海外先進国（ドイツ等）における現状調査の結果等を活かして、より幅広く質の高い NPO 等支援策を検討いただきたい。
--	--	--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等について		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	－	新たな寄付の獲得	1 社 （10,000 千円）	3 社 （12,000 千円）	6 社 （14,500 千円）	5 社 （18,500 千円）	5 社 （18,500 千円）	予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	979,989
								決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,373	920,977
ポイント寄付提携カード数	－	前中期計画最終年度の実績数（7 カード）	7 カード	9 カード	10 カード	10 カード	10 カード	経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,737	924,772
								経常利益（千円）	－	－	46,342	52,074	67,520
募金システム数	－	前中期計画最終年度の実績数（1 システム）	3 システム	3 システム	3 システム	3 システム	3 システム	行政コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,674	795,017
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
広報・募金活動分野数	－	前中期計画最終年度の実績数（5 分野）	5 分野	5 分野	5 分野	5 分野	5 分野						

	寄付件数 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	755.2 件 (3,776 件÷5 年)	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件							
	寄付件数 (実績値)	－	－	874 件	899 件	821 件	789 件	868 件							
	達成度	－	－	115.73%	119.04%	108.7%	104.5%	114.9%							
	寄付額 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	47,524.2 千円 (237,621 千円 ÷5 年)	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円							
	寄付額 (実績値)	－	－	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円	23,359 千円	22,879 千円							
	達成度	－	－	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%	48.14%							
	基金の運用 額 (計画値)	－	年度計画予算 における計画 額	210 百万円	201 百万円	173 百万円	147 百万円	118 百万円							
	基金の運用 額 (実績値)	－	－	212 百万円	210 百万円	174 百万円	147 百万円	119 百万円							
	達成度	－	－	100.95%	104.48%	100.58%	100.00%	100.85%							

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を	地球環境基金事業開始から 20 年を経過したことを踏まえ、第 3 期中期目標期間中の募金等の総額等が平成 25 年度末までの 5 か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよ	< 主な定量的指標 > ・企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額 ・ポイント寄付提携カード数 ・募金システム数	< 主要な業務実績 > 東日本大震災を機に、企業による寄付先の見直しや、企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組むなどの状況下、地球環境基金に対する大口寄付の理解を得ることが困難な状況にある。	< 評定と根拠 > 自己評定：B 評定理由： 従来地球環境基金への寄付のほか、直接助成に充てられる仕組みとして、寄付者の希望する環境保全活動に充てる、企業協働プロジェクトを導入するとともに、全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施に当たっても、	評定	B	評定	B
						< 評定に至った理由 > 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・新聞等のメディア媒体を活用した広報の実施などにより地球環境基金事業の認知度の向上に努めるとともに、平成 26 年度に創設した「地球環境基金企業協働プロジェクト」制度を活用した企業からの寄付の受入れが実施された。		< 評定に至った理由 > 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・新聞等のメディア媒体を活用した広報の実施などにより地球環境基金事業の認知度の向上に努めるとともに、平成 26 年度に創設した「地球環境基金企業協働プロジェクト」制度を活用した企業からの寄付の受入れが実施された。	

	総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。 また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	う、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。 また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	・広報・募金活動分野数 ・寄付件数 ・寄付額 ・基金の運用額 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 中期計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。	こうした中であっても、各種媒体を活用して地球環境基金事業の認知度向上に資する周知活動の充実を図るとともに、平成26年度より「企業協働プロジェクト」を創設するなど寄付獲得に向けて多面的な取組を実施している。 また、地球環境基金の運用については、今日の低金利条件下において安全で有利な運用に努めてきているが、運用益の減少を余儀なくされている。	この枠組みを活用して企業からの寄付受入に努めた。 寄付金額は前中期目標期間を下回ったが、地球環境基金サポーターの導入や身近な寄付方法の周知等により、同期間の実績を上回る件数を受け入れることができた。 ＜課題と対応＞ 地球環境基金に対する大口寄付が減少する中、更なる助成事業を始めとする地球環境基金事業の認知度向上を図るとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト等に対する企業の参画を得るため、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行うなど、地球環境基金企業協働プロジェクト等の参画に向けた周知を継続する。	・厳しい経済状況の中、寄付金額は前中期目標期間を下回ることになっているが、寄付件数は同期間の実績を上回るペースを維持するなど、寄付方法の周知等による効果が一定程度認められる。 以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 ＜今後の課題＞ 企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。 ＜その他事項＞ （外部有識者コメント） 助成事業を続けていくためにはパイを確保することが重要であるが、寄付金が莫大に増える見込みはないため、環境省においてどのように公的な財源を確保するか考えていただく必要がある。	・厳しい経済状況の中、寄付金額は前中期目標期間を下回ることになっているが、寄付件数は同期間の実績を上回るペースを維持するなど、寄付方法の周知等による効果が一定程度認められる。 以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 ＜今後の課題＞ 企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	---	---	---	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条第1項、第6条第1項 環境再生保全機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号 307 平成31年度基金シート 基金シート番号 31－004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,840 \text{ 件}}{3,840 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,799 \text{ 件}}{3,799 \text{ 件}}\right)$	予算額（千円）	3,092,992	3,134,794	3,051,672	3,042,118	3,185,256
助成対象事業の実施状況等の公表回数	年5回 （四半期＋決算）	5回	5回	5回	5回	5回	5回	決算額（千円）	2,233,092	2,269,199	1,953,608	1,964,921	2,153,602
		－						経常費用（千円）	2,233,054	2,268,968	1,953,743	1,965,621	2,154,076
		－						経常利益（千円）	－	－	10,571	4,974	3,688
	－	－						行政コスト（千円）	2,173,590	2,168,696	1,944,671	1,953,254	2,107,052
		－						従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
	助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。	ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、こ	＜主な定量的指標＞ 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数、助成対象実施の実施状況等の公表回数 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 軽減事業及び振興事業については、環境大臣の指定する者からの支払申請を処理して助成金を交付した。また、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、各年度とも計画どおり5回機構ホームページで公表した。 代執行事業については、29年度から基金の造成に努め、30年度から環境大臣の指定する者からの支払申請を処理し、助成金を交付した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 軽減事業に係る毎年度の計画を着実かつ適正に執行するとともに、透明性・公平性を確保するため、審査基準や審査状況その他各種情報をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ PCB 廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して実施するとともに、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 軽減事業及び代執行業務について環境大臣の指定する者からの支払い申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表したことから、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。 ＜今後の課題＞ 今後も、PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう各助成業務の着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 軽減事業及び代執行業務について環境大臣の指定する者からの支払い申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表したことから、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。 ＜今後の課題＞ 今後も、PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう各助成業務の着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。

		れに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。					
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5 環境再生保全機構法第10条第1項第6号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0307

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100%	100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,181 \text{ 件}}{1,181 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,199 \text{ 件}}{1,199 \text{ 件}}\right)$	予算額（千円）	289,772	282,586	295,973	281,755	324,197
積立金の運用額	年度計画予算における実績額 -	-	（計画額） 267 百万円 （実績額） 307 百万円	（計画額） 265 百万円 （実績額） 298 百万円	（計画額） 277 百万円 （実績額） 281 百万円	（計画額） 260 百万円 （実績額） 273 百万円	（計画額） 240 百万円 （実績額） 247 百万円	決算額（千円）	210,646	209,315	237,427	269,748	233,070
	-	-						経常費用（千円）	325,171	313,140	301,607	299,532	268,740
	-	-			-	-	-	経常利益（千円）	—	—	△6,194,	628	9,185
								行政コスト（千円）	18,107	14,131	22,018	20,406	22,352
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。 本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	＜主な定量的指標＞ 積立者に対する運用状況等の情報提供率、積立金の運用額 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立及び取戻しについて適切に対応し、預かり証書の発行・送付を遅滞なく行った。 また、本積立金の積立者に対し、資金の透明性を確保するため毎年度末に利息額の通知を行うとともに、払渡請求書に基づく利息の払渡しを着実かつ適正に行った。 積立金の運用は、安全性の確保を最優先に、取戻しに対応するため、資金需要を考慮して預金による短期運用と、債券による中・長期運用を組み合わせた効率的な運用に努めた。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 積立者に対して適正な情報提供を行うことによる透明性の確保と取戻し請求への確実な対応の上で、積立金の出入りの把握に努め、安全性の確保を最優先に、短期、中期及び長期を組み合わせた効率的な運用に努めた。また、積立者に対する運用状況等の情報提供を確実に実施した。 ＜課題と対応＞ 維持管理積立金の積立及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を引き続き適切に行う必要がある。 維持管理積立金の運用については、資金の安全性確保を最優先に、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の性質から、取戻請求に対応することを踏まえ、想定を超える資金需要にも対応できるよう考慮の上で、運用可能な資金を把握し、預金による短期運用と、中～長期の債券を組み合わせた効率的な運用を行う。 また、資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。	評定	B	評定	B
＜評定に至った理由＞ 積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、毎年計画額を上回る運用収入を確保している。平成 26 年度計画額(267 百万円)、実績額(307 百万円)、平成 27 年度計画額(265 百万円)、実績額(298 百万円)、平成 28 年度計画額(277 百万円)、実績額(281 百万円)、平成 29 年度計画額(260 百万円)、実績額(273 百万円)、平成 30 年度計画額(240 百万円)、実績額(247 百万円)、 また、積立者に対する運用状況等の透明性確保についても、運用利息額の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。 以上の中期計画を着実に達成していることから「B」評価とした。						＜評定に至った理由＞ 積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、毎年計画額を上回る運用収入が確保している。平成 26 年度計画額(267 百万円)、実績額(307 百万円)、平成 27 年度計画額(265 百万円)、実績額(298 百万円)、平成 28 年度計画額(277 百万円)、実績額(281 百万円)、平成 29 年度計画額(260 百万円)、実績額(273 百万円)、平成 30 年度計画額(240 百万円)、実績額(247 百万円)、 また、積立者に対する運用状況等の透明性確保についても、運用利息額の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。 以上の中期計画を着実に達成していることから「B」評価とした。			
＜今後の課題＞ 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていきたい。						＜今後の課題＞ 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていきたい。			
＜その他事項＞ 特になし。		＜その他事項＞ 特になし。							

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被害者の迅速な救済が求められているため。 難易度：「高」認定には環境省において高度な医学的判定を受ける必要があり、迅速に認定等を行うためには、機構が個々の申請（症例）に応じて適確な資料を収集する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259 平成 31 年度基金シート 基金シート番号 31-005

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
療 養 中 の 申 請 か ら 認 定 等 決 定 ま で の 処 理 日 数	前中期目標期間中より短縮	151 日 （前中期目標期間中の処理日数）注 1）	116 日 注 2）	106 日 注 2）	98 日 注 2）	96 日 注 2）	90 日 注 2）	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。	(1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口に情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 自己評定：A	評定	A	評定	A
			(1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・療養中の方の認定申請について、特殊事例を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮 (参考) ・前中期目標期間の平均処理期間 151 日 ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115 日 ＜その他の指標＞ ・療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の支給までの処理期間 ＜評価の視点＞ (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。 ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。	(1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が平成 26 年度（920 件）から平成 30 年度（1,303 件）までに 41.6%増加した中でも、①環境省への申出前から医療機関に病理標本等の資料提出を求めるなど、可能な限り資料の事前収集に努めたこと、②追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底したこと、③申請受付状況等の情報を適宜環境省と共有し、石綿健康被害判定小委員会審査分科会等の回数やスケジュールを調整してもらうよう努めたことなどにより、石綿繊維計測等の特殊事例等を除く、本中期目標期間の申請・請求の受付から認定等決定までの平均処理日数（療養者：100 日、未申請：126 日、施行前：253 日）は、前中期目標期間中の平均処理日数（療養者：151 日、未申請：169 日、施行前：324 日）と比べて大幅に短縮した。 ・本来労災保険制度に申請すべき者が救済制度に申請する事案があることから、申請者の同意が得られている案件の中で、労災保険制度の対象となる可能性が考えられる案件（359 件）について機構から厚生労働省に情報提供した。	評定理由： (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が平成 26 年度から平成 30 年度までに 41.6%増加した中でも、関係機関等との連携も含めた処理期間短縮に向けての取組によって、石綿繊維計測等の特殊事例等を除く、本中期目標期間の申請・請求の受付から認定等決定までの平均処理日数は、前中期目標期間中の平均処理日数と比べて期間が短縮されており、特に療養者の認定申請に係る平均処理日数については、33.8%減と大幅に短縮されている。	＜評定に至った理由＞ 石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。特に、療養中の石綿健康被害者に 1 日でも早く安心して医療サービスを受けていただくためには、期間短縮に向けた取組が重要である。 申請受付件数が、本中期目標期間期初（平成 26 年度）から平成 29 年度までに増加（920 件→1,189 件：29.2%増）しているところ、環境大臣への医学的申出前から医療機関に病理標本等の提出を求めるなど、処理期間短縮に向けた取組の実施により、本中期目標期間における申請から認定等決定までの平均処理日数は、石綿繊維計測等の特殊事例を除き、前中期目標期間中の平均処理日数と比べて短縮されており、特に療養中の方の平均処理日数は大幅な短縮（151 日→103 日：31.8%減）が図られている。 また、被認定者や医療機関等に向けた、医療費請求等に関するパンフレット等の作成・配布や手続き方法の再案内等、円滑な請求につなげる取組を実施しており、療養手当の支給までの処理期間は、前中期目標期間の平均日数と比べ短縮（23 日→17 日：26%減）されており、迅速・適正な支給の対応が図られている。		＜評定に至った理由＞ 石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。特に、療養中の石綿健康被害者に 1 日でも早く安心して医療サービスを受けていただくためには、期間短縮に向けた取組が重要である。 申請受付件数が、本中期目標期間期初（平成 26 年度）から平成 30 年度までに増加（920 件→1,303 件：41.6%増）しているところ、環境大臣への医学的申出前から医療機関に病理標本等の提出を求めるなど、処理期間短縮に向けた取組の実施により、本中期目標期間における申請から認定等決定までの平均処理日数は、石綿繊維計測等の特殊事例を除き、前中期目標期間中の平均処理日数と比べて短縮されており、特に療養中の方の平均処理日数は大幅な短縮（151 日→100 日：33.8%減）が図られている。 また、被認定者や医療機関等に向けた、医療費請求等に関するパンフレット等の作成・配布や手続き方法の再案内等、円滑な請求につなげる取組を実施しており、療養手当の支給までの処理期間は、前中期目標期間の平均日数と比べ短縮（23 日→17 日：26%減）されており、迅速・適正な支給の対応が図られている。 以上により、中期目標の所期の目標	

	（２）迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。	（２）今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。	（２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。	（２）迅速かつ適正な支給・救済給付の支給については、被認定者、医療機関等に向けたパンフレット等の作成や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行ったことにより、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理日数で適正な支給を行うことができる。（療養手当（初回）の支給までの処理日数：前中期目標期間平均23日→平成26～30年度平均17日（26.0%減）） ・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。	（２）迅速かつ適正な支給・救済給付の支給については、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行ったことにより、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理日数で適正な支給を行うことができおり、療養手当（初回）の支給までの処理日数は、前中期目標期間の平均日数と比べて26.0%減と大きく短縮されている。 ＜課題と対応＞ （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が増加傾向にある中、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。 （２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。 ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。	以上により、中期目標の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られる見込みと判断し、A評価とするもの。 ＜今後の課題＞ 申請件数が増加傾向にあり、処理日数の更なる大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、認定に係る平均処理日数を維持していくため、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うなど、追加資料を求められる割合を減らすよう努め、迅速かつ適正な実施に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	水準を大きく上回る成果が得られていると認められるため、A評価とするもの。 ＜今後の課題＞ 申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれる中、処理日数の更なる大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、認定に係る平均処理日数を維持していくため、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うなど、追加資料を求められる割合を減らすよう努め、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--------------------------------	---	--	---	---	---	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	救済給付の支給に係る費用の徴収		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。	＜主な定量的指標＞ 特別拠出金の徴収率 ＜その他の指標＞ －	＜主要な業務実績＞ （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載） 特別拠出金の対象となる特別事業主 4 者に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、拠出金の徴収・収納を着実に行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 特別事業主 4 社に対し、各年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を全て徴収した。	評定	B	評定 B ＜評定に至った理由＞ 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納金）を、毎年度、計画に基づき適切かつ着実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できると見込まれることから、B 評定とするもの。

			<評価の視点> ・徴収すべき額を 確実に徴収して いるか。		<課題と対応> 特別拠出金の徴収は、引き 続き着実な徴収を行う。	<今後の課題> 引き続き適切かつ着実な徴収を行う必要 がある。 <その他事項> 特になし。	<今後の課題> 引き続き適切かつ着実な徴収を行 う必要がある。 <その他事項> 特になし。－
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－3	制度運営の円滑化等		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 全国の医療機関に認定基準を理解し、適切な資料を提出してもらうためには、それぞれの指定疾病に応じた知見を全国の診療現場の医師に理解してもらう必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
	申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院	1,778 病院	1,824 病院	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
	石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回	15 回	15 回	決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
									経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
									従事人員数	43	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（1）被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。	（1）保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ・申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療	＜主要な業務実績＞ （1）保健所等への情報提供 ・救済制度の相談・受付業務を行う保健所窓口担当者を対象に、ブロックごとに、全国で、保健所説明会を開催した。希望に応じ、地方	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 申請（請求）の受付、申請者等からの相談対応等に携わる保健所担当者、指定疾病を有する方の診断・治療に携わり申請（請求）に際して判	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 救済制度の相談や申請受付の窓口となる保健所等の担当者を対象に、石綿による健康被害に係る必要な知識等の向上を図るため、保健所説明会を継続的に実施するとともに、地方公共団体主催の研修会において、医療関係者や地方公共団体担当者を対象に石綿関連疾患や石綿救済制度に係		＜評定に至った理由＞ 救済制度の相談や申請受付の窓口となる保健所等の担当者を対象に、石綿による健康被害に係る必要な知識等の向上を図るため、保健所説明会を継続的に実施するとともに、地方公共団体主催の研修会において、医療従事者や地方公共団体担当者を対象に石綿関連	

			機関・石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 ＜評価の視点＞ ・医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。	公共団体の独自の開催にも対応した（４～５か所／年）。保健所説明会では、機構職員による救済制度の説明のほか、労働局や専門医等に講師を依頼し、他の制度や石綿関連疾患等についても情報提供を行った。 また、地方公共団体が主催する石綿に関する担当者研修会の講師の依頼を受け、機構職員、専門医等から、救済制度及び石綿関連疾患等に関する情報提供を行った（３～４か所／年）。 （２）アンケート調査・被認定者に対するアンケート調査等各種アンケート調査により、被認定者のニーズ等を把握し、申請（請求）の手引の改訂、周知の方法等に反映した。 （３）医療機関等への申請手続等の周知 ・医療機関等へ、申請（請求）手続及び医学的判定に関する資料に整理した医師向けの手引及びポスター・チラシ等を送付するとともに、医療関係者向けの専門誌やウェブサイ	定のための診断書の作成や診断の根拠となる医学的資料の提供元となる医師・医療機関等への制度、申請（請求）手続及び医学的判定の考え方等の周知を、環境省、厚生労働省、地方公共団体、医療関係団体等の協力を得つつ進めるとともに、制度運営に関わる最新の情報を提供した。 また、中皮腫の診断方法の一つである細胞診について、細胞検査士を対象とする実習研修会を毎年度実施して細胞診の普及と診断精度の向上に努めるとともに、石綿による肺がんの医学的判定の基準の一つである石綿小体の計測について、一定の計測技能を有する機関の検査技師等の協力を得て石綿小体計測精度の確保・向上等に継続して取り組む等、指定疾病の診断や医学的判定に関わる検査、計測の標準化に注力した。 加えて、平成 29 年度からは、平成 28 年 12 月に救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人日本医療社会福祉協会等の協力を得、また、環境省及び厚生労働省との連携により、医師・医療機関、医療ソーシャルワーカー等への制度や申請（請	る講演を行うなど、積極的な情報提供に努めている。また、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における報告書を踏まえ、医療現場等における申請勧奨や申請・請求に必要となる医学的資料の円滑な作成・提出を促進するため、医療関係団体等と連携しながら、医師のほか看護師・医療ソーシャルワーカー等に向けて、申請手続きや医学的判定の考え方等に係る周知を行うとともに、「石綿による肺がん」の重点周知や制度周知を実施した。さらに医学的判定で得られた指定疾病の診断や医学的判定に係る知見について医療従事者に対して継続的に還元を図るなど、着実かつ適正に制度運営のための取組が行われている。 以上により、中期目標の所期の目標水準を達成できる見込みと判断し、B 評価とするもの。 ＜今後の課題＞ 迅速な救済を図るため、医療に携わる医師のほか、医療現場において申請勧奨に携わる看護師や医療ソーシャルワーカー、また申請手続きに係る相談等に携わる保健所窓口担当者などに対し、制度運営に係る最新の情報を速やかに提供し、継続的に理解の向上を図っていくことが必要である。	疾患や石綿救済制度に係る講演を行うなど、積極的な情報提供に努めている。あわせて医療機関、保健所等に対し、継続的に申請手続等に係る手引きやパンフレット等の提供を行うとともに、医療従事者や関係業界向けの医療専門誌やウェブサイト等を活用した周知を図っている。 また、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性」を踏まえ、医療現場等における申請勧奨や申請・請求に必要となる医学的資料の円滑な作成・提出を促進するため、呼吸器関連学会、医療関係団体、がん診療連携拠点病院等の協力を得ながら、医師のほか看護師・医療ソーシャルワーカー等にも向けて、制度や申請手続き等に係る周知を実施するとともに、「石綿による肺がん」の重点周知を実施した。さらに医学的判定で得られた指定疾病の診断や医学的判定に係る知見について医療従事者に対して継続的に還元を図るなど、着実かつ適正に制度運営のための取組が行われている。 以上により、中期目標の所期の目標水準を達成していると認められるため、B 評価とするもの。 ＜今後の課題＞ 迅速な救済を図るため、医療に携わる医師のほか、医療現場において申請勧奨に携わる看護師や医療ソーシャルワーカー、また申請手続きに係る相談等に携わる保健所窓口担当者などに対し、制度運営に係る最新の情報を速やかに提供しつつ、被認定者等の状況やニーズも踏まえた制度運営の有効的手段を検討し、継続的に理解の向上を図っていくことが必要である。
--	--	--	--	---	--	---	---

			ト、関係業界向けの専門誌による広報を実施し、申請手続き等の周知に継続して取り組んだ。 ・加えて、平成 29 年度からは、救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」（平成 28 年 12 月）を踏まえ、環境省、厚生労働省とも連携し、都道府県がん診療拠点病院、一般社団法人日本病院会会員病院、医療ソーシャルワーカー、石綿関連疾患関係医学会専門医等に対し、会員への発送・配信、ホームページへの広告掲載等により、また、労災保険指定医療機関（38,666 か所）に対して救済制度及び労災保険制度を紹介したリーフレット（計 1,159,980 部）を送付するなど、各主体の協力を得、申請（請求）手続き等の更なる周知を図った。 （４）調査・情報収集の実施 業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集として、次の事業等を実施した。 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的と	求）手続に関する情報発信等に取り組んだ。 従来からの取組の堅実な継続と新たな取組の積み重ねを通じ、その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加し、基準値とした 1,452 病院に対し、平成 30 年度の実績は 1,824 病院（25.6%増）となっており、迅速かつ適正な認定・支給等に反映されていると考えられる。 以上のことから、所期の目標水準を達成できたと判断し、自己評定を B とした。 ＜課題と対応＞ 救済の対象となる石綿による健康被害を有する方の医療に携わる方、療養生活の支援に携わる方、また、救済制度の申請（請求）手続に関する相談や受付に携わる方々に、制度や申請（請求）手続を知ってもらい、また、制度運営に係る最新の正しい情報を速やかに関係者へ提供することは、迅速かつ適正な救済の基礎となるものである。 制度運営の円滑化の取組は、着実かつ継続的に実施することが重要であり、被認定者等の状況、ニーズも踏まえ、有効な手段を検討しつつ、継続して取り組む。	＜その他事項＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	---	--	-----------------------------	-----------------------------

（４）制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

（４）環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。

		(5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。		してデータの集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。 ・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療機関に対し情報提供することを目的に、データの整理、集計等を行った。			
				(5) 医療機関等への知見の還元等 ・中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に、毎年度、中皮腫細胞診実習研修会を実施した。(26年度から 30 年度までの受講者：計 467 名) ・石綿による肺がんの医学的判定に用いられる石綿小体計測について、計測精度の確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を毎年度実施した。 ・医師等を対象に、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催し、石綿関連疾患及び制度の周知を図るとともに、診断技術の向上のための場を提供した。			

		(6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。		(6) 救済制度に関する情報の公開 申請等の受付・認定状況をはじめとする最新情報を機構ホームページで公表した。			
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－4	救済制度の広報・相談の実施		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿健康被害に関する国民からの相談等に適切に対応し、石綿健康被害者を申請に結びつけるよう制度周知を継続的に実施していく必要があるため。 難易度：「高」石綿による特殊性にかんがみ、今後も中皮腫を発症する患者が見込まれることから国民全体に制度を幅広く周知していくために適切な広報媒体を選択していく必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
広報の手法		・新聞 14 紙 ・車内広告 17 路線 ・石綿関連業界専門誌 2 誌	・新聞 28 紙 ・車内広告 17 路線 ・関西主要 4 駅における大型広告 ・石綿関連業界専門誌 38 誌	・新聞 6 紙 ・従来の媒体による広報に加え、全国テレビ CM（地上波 62 局・BS 5 局）を実施 ・全国地上波 45 局パブリシティ ・交通広告 20 路線 ・全国ネットラジオ 34 局 ・特設サイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ	・新聞 4 紙 ・全国テレビ CM（地上波 49 局・BS 5 局）を実施 ・全国地上波 42 局パブリシティ ・交通広告 2 路線 ・ラジオ 1 局 ・特設ウェブサイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ 1 局 ・院内ビジョン 225 か所	・新聞 9 紙 ・全国テレビ CM（地上波 37 局、BS 1 局） ・全国地上波 24 局パブリシティ ・ラジオ 1 局 ・特設サイト ・故藤本義一氏によるポスター等を 1,713 か所の医療機関及び 679 か所の保健所等に配布	・新聞 3 紙 ・CM（地上波 42 局）を実施 ・地上波 35 局パブリシティ ・ポスター等の配布 1,793 医療機関及び 685 保健所等に配布 ・院内ビジョン 234 か所 ・ポスターの作成、掲出 駅・郵便局	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383	

					8 局 ・石綿関連 業界専門誌 6 誌 ・院内ビジ ョン 719 病 院 ・故藤本義 一氏による ポスター等 を作成し 1,618 か所 の医療機関 及び 529 か 所の保健所 等に配布	・故藤本義 一氏による ポスター等 を 1,654 か 所の医療機 関及び 682 か所の保健 所等に配布		305 か所							
	無 料 電 話 相 談件数（石綿 救済相談ダイ ヤル）		4,832 件 ※1)	4,832 件	5,884 件	5,648 件	6,214 件	6,183 件		決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
										経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
										経常利益（千円）	—	—	—	—	—
										行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
										従事人員数	43	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（１）救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	（１）年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ	＜主な定量的指標＞ ・広報の手法 ・無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル） ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・適切な広報媒体	＜主要な業務実績＞ （１）制度に関する広報等 広報の実績や被認定者等における制度の認知経路等を踏まえて毎年度広報計画を定め、国民全体に幅広く、また、地域性にも配慮しつつ、きめ細かで効果的な広報の実施に取り組んだ。 平成 26 年度は新聞	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 広報の実績等を踏まえて毎年度広報計画を定め、テレビCM（平成 27 年度より開始）や新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだ。地方局、地方紙を織り交ぜるなど地域性にも配慮し、きめ細かで	評定	A	評定	A
						＜評定に至った理由＞ 毎年度広報計画を定めて実施しており、主には広報効果の高かったテレビCMと新聞広告に重点を置き、効率的に実施しており、あわせて地方への発信も考慮した制度周知を図った。また、無料電話相談（石綿救済相談ダイヤル）により制度等の相談対応を広く実施しており、広報活動による幅広い制度周知の結果、件数は、本中期目標期間期初と比べ大幅に増加（4,832 件→6,214 件：1.29 倍）しており、申請件数に		＜評定に至った理由＞ 毎年度広報計画を定めて実施しており、主には広報効果の高かったテレビCMと新聞広告に重点を置き、効率的に実施しており、あわせて地方への発信も考慮した制度周知を図った。また、無料電話相談（石綿救済相談ダイヤル）により制度等の相談対応を広く実施しており、広報活動による幅広い制度周知の結果、件数は、本中期目標期間期初と比べ大幅に増加（4,832 件→6,183	

		細かで効果的な 広 報 を 実 施 す る。	を選択し、制度周 知が行われている か。	を中心に、平成 27 年度 よりテレビ CM を活用 した広報を実施し、併 せてメディアごとの効 果測定を行った。平成 28 年度以降、その結果 をもとに最も効果の高 かったテレビ CM 及び 新聞に予算を重点的に 配分し、効率的に広報 を実施した。	効果的な広報の実施に留意 した。 また、申請者等からの相 談・質問等に対応するため無 料電話相談（石綿救済相談ダ イヤル）の開設及び窓口相談 対応を継続し、分かりやすい 説明に努めた。	についても大幅に増加（本中期目標期初 920 件→1,189 件：1.29 倍）していることから、 効果的な広報活動が実施されたと考えら れる。 以上により、中期計画の所期の目標水準 を上回る成果が得られる見込みと判断し、 A 評価とするもの。	件：1.28 倍）しており、申請件数につ いても大幅に増加（本中期目標期初 920 件→1,303 件：1.42 倍）していること から、効果的な広報活動が実施されたと 考えられる。 また、平成 30 年度においては新たに、 中皮腫と診断された方の療養の支援に 役立つよう、医療機関、治療、行政サ ービス等の総合的な情報提供のための ポータルサイトの作成を行った。 以上により、中期計画の所期の目標 水準を上回る成果が得られていると認 められるため、A 評価とするもの。
	（2）制度利用者 の満足度を高める ため、相談や申請 等に係る利便性の 向上に向けた取組 を行うこと。	（2）救済制度 に関する相談・ 質問等に対応す るため、無料電 話相談や相談窓 口を通じて救済 制度及び申請手 続の説明を行 う。		（2）制度等に関する 相談等 無料電話相談や窓口 相談を通じ、救済制度 に関する相談・質問等 に対応した。 この他、地方公共団 体との共催等による住 民説明・相談会に機構 職員を派遣し、制度の 説明及び相談・質問に 対応した。	平成 30 年度における無料 電話相談件数（石綿救済相談 ダイヤル）は、基準値とした 平成 26 年度の 4,832 件に対 し、28.0%増の 6,183 件の実 績が得られた。申請（請求） 件数の増（26 年度 920 件に 対し平成 30 年度は 41.6%増 の 1,303 件）にもつながった と考えている。 以上のことから、所期の目 標水準を上回る成果が得ら れたと判断し、自己評価を A とした。	＜今後の課題＞ 被認定者へのアンケート調査等の結果 なども踏まえ、一時的な効果に限定される 広報とならないよう、引き続き適切な広報 媒体の検討を行い、継続的な広報活動を推 進し、救済制度の周知徹底を図っていく必 要がある。さらに、相談件数の増加が申請 件数の増加に反映されているか注視する 必要がある。	＜今後の課題＞ 被認定者へのアンケート調査等の結 果なども踏まえ、一時的な効果に限定 される広報とならないよう、引き続き 適切な広報媒体の検討を行い、継続的 な広報活動を推進し救済制度の周知徹 底を図っていくとともに、窓口相談や 電話相談での丁寧な対応により、制度 及び手続の理解促進に努めること、あ わせて相談件数の増加が申請件数の増 加に反映されているか引き続き注視し ていく必要がある。 また、中皮腫ポータルサイトについ ては、総合的な情報提供の取組を推進 し、適切な運用に努めることが必要で ある。 さらに中皮腫及び肺がんの施行前死 亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期 限の到来を踏まえた周知等について検 討していく必要がある。
				（3）中皮腫の療養に 関する総合的な情報提 供 上記（1）及び（2） の取組に加え、平成 30 年度は、制度利用者等 へのアンケート調査の 結果及び救済小委員会 によりとりまとめられ た「石綿健康被害救済 制度の施行状況と今後 の方向性について」（平 成 28 年 12 月）を踏ま え、中皮腫と診断され た方の療養の支援に役 立つよう救済制度、専	＜課題と対応＞ 漏れの無い救済に向け、今 後も救済制度の国民への周 知に継続的に取り組み、ま た、一般からの窓口相談、電 話相談に丁寧に応対し、救済 制度及び申請手続の理解促 進に努める。さらに、平成 30 年度に作成したポータル サイトの運用を開始し、中皮 腫の療養に関する総合的な 情報提供の取組を推進する。 令和 4 年（2022 年）3 月 27 日に中皮腫及び肺がんの 施行前死亡者に係る特別遺 族弔慰金・特別葬祭料の請求 期限が到来することを踏ま えた周知・広報に取り組む。	＜その他事項＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。

				門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を、機構のホームページを通じて総合的に提供するポータルサイトを作成した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－5	安全かつ効率的な業務の実施		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
個人情報保護・ 情報セキュリティ研修の受講者 率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
	認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。	(1) 認 定 申 請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。 (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率 ＜評価の視点＞ ・情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 認定・給付システムの運用等 ・システム担当者による定例会を毎月開催して情報共有を図り、認定・給付システムを安定的に運用した。また、審査中案件の進捗管理に用いるなど業務の効率的な実施に活用した。 ・個人情報の漏えいリスクを低減させるために必要なシステム改修を行った。また、システムの情報セキュリティを高めるため認定給付システムのある業務用ネットワークをインターネットから遮断した。 (2) 個人情報の保護等 ・個人情報の保護、情報セキュリティの確保に関する職員研修を毎年度計画し、石綿健康被害救済部職員全員が受講した。また、情報セキュリティ担当者等の職員が総務省や地方公共団体情報システム機構等が主催する研修に参加し、情報セキュリティ対策の最新情報を収集した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： ・申請（請求）の受付から医学的判定の申出、認定、支給、認定の更新及び遺族への支給にいたる業務の工程と取扱う情報を一元管理する認定・給付システムを構築し、情報セキュリティに配慮し安定的に運用した。 ・システムの情報セキュリティを高めるため認定・給付システムのある業務用ネットワークをインターネットから遮断した。 ・申請（請求）に係る提出書類は、保管庫の施錠などを徹底しセキュリティを確保した。 ・個人情報の保護、情報セキュリティの確保に関する職員研修を毎年度計画し、全職員が受講した。 ・石綿情報セキュリティ委員会を設置し、各種対策を実施した。 ・これらの取組を継続し、個人情報の適切な管理、認定・給付システムの安定的な運用と業務の効率的実施に努めた。 ・以上のことから、所期の目標水準を概ね達成できたと判断し自己評定をBとした。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 申請受付から認定・支給等の業務行程と取扱情報を一元管理する認定・給付システムを構築した上で、インターネットからの遮断を行うなど情報セキュリティを高めるとともに、当該システムを活用した審査中案件の進捗管理の実施など、業務の効率化を図っている。 また、救済業務に携わる全職員に対する個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関する研修の実施のほか、石綿情報セキュリティ委員会を設置し、漏洩リスク低減に向けた検討及び対策等に取り組んでおり、個人情報の適切な管理等の対応が適切に図られている。 以上により、中期計画の所期の目標水準を達成する見込みと判断し、B評定とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、申請者等の個人情報を適切に管理するため、引き続き個人情報の保護及び情報セキュリティ確保のための対応を図っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 申請受付から認定・支給等の業務行程と取扱情報を一元管理する認定・給付システムを構築した上で、インターネットからの遮断を行うなど情報セキュリティを高めるとともに、当該システムを活用した審査中案件の進捗管理の実施など、業務の効率化を図っている。 また、救済業務に携わる全職員に対する個人情報保護及び情報セキュリティの確保に関する研修の実施のほか、石綿情報セキュリティ委員会を設置し、漏洩リスク低減に向けた対策等に取り組んでおり、個人情報の適切な管理等の対応が適切に図られている。 以上により、中期計画の所期の目標水準を達成していると認められるため、B評定とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、申請者等の個人情報を適切に管理するため、引き続き個人情報の保護及び情報セキュリティ確保のための対応を図っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。

				・個人情報の保護、情報セキュリティに万全を期すため、石綿健康被害救済部に石綿情報セキュリティ委員会を設置し、各種対策を実施した。	＜課題と対応＞ 今後も、申請者、請求者等の個人情報を適切に管理しつつ、認定・給付システムの安定運用に努め、業務を効率的に実施する。		
--	--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－6	救済制度の見直しへの対応		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
環境省との 意見交換会 の実施の有 無		有	有	有	有	有	有	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ 環境省との意見交換会の実施の有無 ＜評価の視点＞ ・情報提供が適切に行われているか。 ・見直しの結果を受けて、適切な実施に向けた検討が行われているか。	＜主要な業務実績＞ （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載） （１）救済制度の見直しへの対応 環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努め、環境省における改正法の施行後５年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、被認定者実態調査業務の実施、医療機関等へ石綿肺がんの周知、診断書様式の電子化などを行った。 （２）「10 年の記録」の作製 平成 18 年の制度発足以来、これまでに救済制度の施行状況について検討がなされ、必要な見直しが行われてきた。10 年の節目に当たるH28 年度には、制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10 年の記録」として取りま	＜評定と根拠＞ 自己評定： B 評定理由： 以下のとおり、中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施した。 ・環境省における改正法の施行後５年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、被認定者実態調査業務の実施、当該実態調査の結果を基に調査協力者の療養期間や指定疾病等と入通院や介護の状況との関連性についてのデータ解析業務、医療機関等へ石綿肺がんの周知、診断書様式の電子化などを行った。 ・また、救済小委員会における検討とも併行して、平均処理日数の短縮に向けて、環境省と議論を行い、環境省における審査回数及び件数を増加させることができた。 ・制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10 年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。 ＜課題と対応＞ 今後とも環境省との意見交換を定期的に行い、情報提供や情報収集にといった双	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 環境省と制度運用を含めた意見交換を定期的に行い、情報収集及び情報提供に努めているほか、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における制度の施行状況の評価・検討の審議に際し、制度実施状況の統計情報の提供を適確に行うとともに、取りまとめられた報告書を踏まえ、被認定者の介護の実態に係る調査の実施、医療機関等への「石綿による肺がん」の重点周知、診断書様式の電子化などを速やかに実施した。 また、制度施行 10 年を機に、これまでの制度運用に関する取組成果等について整理・取りまとめを行い、関係機関へ配布するなど、制度運用に向けた着実な取組が行われているとともに、制度の施行状況の評価・検討結果を踏まえた適切な対応が図られている。 以上により、中期目標の所期の目標水準を達成できる見込みと判断し、B 評定とするもの。		＜評定に至った理由＞ 環境省と制度運用を含めた意見交換を定期的に行い、情報収集及び情報提供に努めているほか、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における制度の施行状況の評価・検討の審議に際し、制度実施状況の統計情報の提供を適確に行うとともに、取りまとめられた報告書を踏まえ、被認定者の介護の実態に係る調査の実施、当該調査の結果に係る検討業務、医療機関等への「石綿による肺がん」の重点周知、診断書様式の電子化などを速やかに実施した。 また、制度施行 10 年を機に、これまでの制度運用に関する取組成果等について整理・取りまとめを行い、関係機関へ配布するなど、制度運用に向けた着実な取組が行われているとともに、制度の施行状況の評価・検討結果を踏まえた適切な対応が図られている。 以上により、中期目標の所期の目標水準を達成していると認められるため、B 評定とするもの。	

				とめ、関係方面に配布した。	方向の取組に努め、政府による制度の見直し結果を受けて、環境省や関係機関とも連携を図りながら、その適切な実施に必要な対応を行う。		
--	--	--	--	---------------	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
新規課題公募における申請件数	業務移管前の直近3年間（H26新規公募～H28新規公募）と同水準以上の申請件数を確保	H25：270件 （H26新規課題公募） H26：223件 （H27新規課題公募） H27：251件 （H28新規課題公募） （平均:248件）	－	－	251件 （H29新規課題公募）	308件 （H30新規課題公募）	275件 （H31新規課題公募） ※基準値と比較対象の申請数（戦略プロジェクト14件は除く）	予算額（千円）	－	－	164,603	5,162,052	5,043,300
事後評価における上位2段階の割合	事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間（H22終了課題～H26終了課題）の実績の平均値を	50.3%	－	－	－	60.3% （H28終了課題） （参考） ※平成28年度研究管理業務は環境省で実施	82.0% （H29終了課題）	決算額（千円）	－	－	150,465	5,074,859	4,986,060

		上回り、さらに、60%以上を目指す。													
										経常費用（千円）	－	－	105,747	5,060,318	4,916,911
										経常利益（千円）	－	－	11,818	11,538	35,278
										行政コスト（千円）	－	－	115,818	5,071,754	4,928,089
										従事人員数	－	－	4	10	10

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることとする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究(以下「戦略プロジェクト」という。)及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等(以下「個別研究課題」という。)について、環境省の提示する行政ニーズに基づ	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることとする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」とい	＜主な定量的指標＞ ●新規課題公募における申請件数において、業務移管前の直近 3 年間（H26 新規公募～H28 新規公募）と同水準以上の申請件数を確保（平均：248 件） ●事後評価において、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近 5 年間（H22 終了課題～H26 終了課題）の実績の平均値（50.3%）を上回り、さらに、60%以上を目指す。	＜主要な業務実績＞ （１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 ・平成 28 年 10 月からの業務移管を踏まえ、新規課題の公募・採択、契約事務、研究の進捗管理、研究の評価業務を効果的、効率的に実施できるよう、1 部 2 課を新たに設置し、体制の強化を図った。また、平成 30 年度には、P O 業務について、直接委託業務契約を締結する方法に変更し、機構と P O の連携強化を図った。 ・「環境研究・環境技術開発の推進戦略につ	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 本項目は、平成 29 年度から移管する業務を円滑に行うこと及び申請件数を確保して研究レベルを維持することが求められる重要な業務である。 平成 30 年度及び平成 31 年度新規課題の公募では広報の充実、推進費の使い勝手の見直し等を行うとともに、毎年度、特に提案を求める課題や若手枠については一定の予算枠を設けて重点的に採択することを積極的に広報した。これらの様々な取組を業務移管後に新たに行ったところ、中期計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均 248 件）を 3 年間全て上回り、平成 29 年度に実施した平成 30 年度新規	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ ・平成 28 年度 10 月より、環境研究総合推進費の一部が移管されたところであるが、中期計画に沿って適正に事業が実施されており、業務移管されて間もないものの円滑に業務が遂行されている。 ・業務移管にともない、業務を効果的、効率的に実施するための体制を整備した。 ・公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載など積極的に制度の周知に努め、環境問題対応型研究領域等分野の新規課題の申請件数において平成 28 年度に実施した平成 29 年度新規課題公募では 251 件、平成 29 年度に実施した平成 30 年度新規課題公募では 308 件が申請され、年度計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均 248 件）を上回っている。		＜評定に至った理由＞ ・平成 28 年度 10 月より、環境研究総合推進費の一部が移管されたところであるが、中期計画に沿って適正に事業が実施されており、業務移管されて間もないものの円滑に業務が遂行されている。 ・業務移管にともない、業務を効果的、効率的に実施するための体制を整備した。 ・公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載など積極的に制度の周知に努め、環境問題対応型研究領域等分野の新規課題の申請件数において平成 28 年度に実施した平成 29 年度新規課題公募では 251 件、平成 29 年度に実施した平成 30 年度新規課題公募では 308 件、平成 30 年度に実施した平成 31 年度新規課題公募では 289 件が申請され、年度計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均 248 件）を上回っている。	

	き、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。 研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。	う。)及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等(以下「個別研究課題」という。)について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。 研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。 研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者から	<その他の指標> <評価の視点> ●業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。 ●公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。	き、研究機関を活用して研究及び技術開発を実施した。 ・研究及び技術開発の公募に当たっては、毎年度環境省が定める行政ニーズを提示し、公募の広報開始時期を早期化するとともに、公募説明会の開催、関連学会へのブース出展、新聞広告やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募った。 ・新規課題の申請件数は、平成29年度は251件、平成30年度は308件、平成31年度は275件で、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準(環境問題対応型研究領域等分野の平均248件)に対し、3年間全て上回り、特に、平成30年度は約24%上回る大幅な増加となった。	課題公募では、基準値を24%上回る大幅な増加を達成することができた。 また、機構とプログラム・オフィサー(PO)の連携を強化し、研究推進に係る助言やアドバイスなど研究者へのサポートを強化するとともに、研究費執行の利便性の向上等の研究環境の改善など、機構への業務移管後にこれらの様々な取組を新たに行ったところ、結果として、事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合を、直近5年間(H22終了課題～H26終了課題)の実績の平均値50.3%を大幅に上回る82.0%(平成30年度)とすることができた。 困難度が高いとされた基準値を大きく上回ったことは高く評価できる。 これらの取組以外にも採択審査・評価の見直しなど業務移管前に比べて効果的、効率的な方法に見直しを行いつつ円滑に業務を実施した。 これらを踏まえればAと評価する。 <課題と対応> 業務移管以降の新規課題公募では広報の充実等により中期計画を上回る多くの申請件数を確保し、一定の研究レベルを確保することができた。 今後は環境行政貢献型の競争的資金として、より行政	・外部有識者による環境研究推進委員会を設置し、公募の審査、採択、中間評価、事後評価を実施し、外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営に努めている。 ・終了成果報告書のHPでの掲載や、研究成果報告会の開催などに加え、日本水環境学会年会において同学会の後援を得てシンポジウム形式の研究成果発表会を開催するなどより効果的な研究成果の普及に努めている。 以上を踏まえ、業務は適切かつ着実に実施され、業務全体として現・中期目標における所期の目標を達成する見込みである。 <今後の課題> 行政ニーズ等の策定を行う環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行する必要がある。 <その他事項> 特になし。	・外部有識者による環境研究推進委員会を設置し、公募の審査、採択、中間評価、事後評価を実施し、外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営に努めている。 ・終了成果報告書のHPでの掲載や、研究成果報告会の開催などに加え、平成29年度は日本水環境学会年会、平成30年度は科学工学会年会の協力を得て、シンポジウム形式の研究成果発表会を開催するなどより効果的な研究成果の普及に努めている。 以上を踏まえ、業務は適切かつ着実に実施され、業務全体として現・中期目標における所期の目標を達成したと認められるため、B評価とする。 <今後の課題> 行政ニーズ等の策定を行う環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行する必要がある。 <その他事項> 特になし。
--	---	---	---	--	--	---	--

		の提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。（平成28年度新規課題：262件、平成27年度新規課題：225件、平成26年度新規課題：282件）（戦略的研究開発領域を除く）			ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、推進費が求める研究開発ニーズと申請課題のマッチングを強化する取組を推進し、応募される研究の質の更なる向上を図る。 また、第5期科学技術基本計画等の国の方針を踏まえ、革新型研究開発（若手枠）について一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。 なお、革新型（若手枠）の採択率の大幅な増加を受け、研究の質を確保するため、革新型（若手枠）の研究者に対しては、次年度において、よりよい研究成果が得られるよう研究マネジメント講習会を実施するとともに、進捗管理の助言等によるマネジメント支援を充実させる予定である。	
	（2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策	（2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略プロジェクトのフィードバック、戦略プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の	（2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 ①環境研究推進委員会の設置 外部有識者により構成される環境研究推進委員会及び推進戦略で設定する5つの領域毎の研究部会を新たに機構に設置した。これにより、これまで環境省の環境研究企画委員会等が実施していた公募の審査、採択等の一部業務を環境研究推進委員会及び各研究部会において実施した。 ②中間年度にあたる実施課題の評価（中間評価）			

	実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参加する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。 また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。	領域の各研究部会等を機構において設置する。 機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参加を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。 また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。 研究期間が3年	平成29年度及び平成30年度実施課題のうち、中間年度にあたる課題についてヒアリングによる中間評価を行った。上位2段階（S、A評価）の比率は、平成29年度は91.9%（34/37課題）、平成30年度は89.6%（52/587課題）、であった（業績移管前の平成28年度は72.7%）。 ③終了課題の評価（事後評価） 平成29年度終了した50課題について書面による事後評価を行った。上位2段階（S、A評価）の比率は、82.0%（41/50課題）であった。事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が、直近5年間の実績の平均値50.3%を大幅に上回ることができた。			
--	--	---	---	--	--	--

		以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値（※）を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 また、各年度において、学識経験者（アドバイザー）及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザリーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう支援し、関係者に対する学識経験者（アドバイ					
--	--	--	--	--	--	--	--

		ザー）からの助言に加えて、P Oによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。 ※ 業務移管前の直近5年間の平均値は 50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。					
	（3）研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者	（3）研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト		（3）研究成果の普及及び活用の促進 平成28年度及び平成29年度終了課題について、研究成果報告書を機構HPに掲載し、研究成果の普及に努めた。平成30年度終了課題から研究成果報告会を部会毎に開催し、研究成果のより一層の活用に資するよう研究者から研究成果の発表を行ってもらった。 また、推進費の研究活動の内容や成果を広く普及するため、研究成果発表会のこれまでの方法を見直して、平成29年度は日本水環境学会年会、平成30年度は化学工学会の協力を得て、推進費で実施中の又は実施した関連する研究課題を対象にシンポジウム形式の研究成果発表会を開催し、			

	に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。	等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。		多くの研究者の参加を得るなど、機構のこれまでの経験を生かした研究成果の普及・活用を進めた。 更に、平成 30 年度は推進費の研究成果について自治体や企業を含む一般の国民を対象に広く情報発信することを目的として、国内最大級の環境分野に関するイベントである「エコプロ 2018」にブースを出展するとともに、放送大学と共同で推進費の研究成果を紹介する番組コンテンツを作成した。(放送は平成 31 年 4 月)			
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】推進戦略では、研究成果の最大化を図るために運営体制の効率化が望まれており、科学技術基本計画において、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められていることから、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
研究費使用 における研 究者の利便 性の向上	研究者に対 して、研究 費の利便性 の向上に関 するアンケ ート調査を 実施し、有 効回答者の うち 60 % 以上の者か ら上位2段 階までの評 価を得る。	同左	—	—	—	—	85%	予算額（千円）	—	—	164,603	5,162,052	5,043,300
								決算額（千円）	—	—	150,465	5,074,859	4,986,060
								経常費用（千円）	—	—	105,747	5,060,318	4,916,911
								経常利益（千円）	—	—	11,818	11,538	35,278
								行政コスト（千円）	—	—	115,818	5,071,754	4,928,089
								従事人員数	—	—	4	10	10

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	B	評価	B
	(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。 【重要度：高】推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。	(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。 なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。 ※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による	＜主な定量的指標＞ 研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど、利便性の高い制度に見直し、事業の効率的、効果的な実施を図ることができた。 また、年度当初から研究費の計画的執行を可能とするルールの見直しを実施したほか、研究者が「使い勝手のよさ」を強く実感する制度となるよう、年度ごとに使用ルールや事務処理手続等を見直し、運用の改善を図った。 なお、研究者に対する研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を平成 30 年度に実施し、85%の回答者から、業務移管前と比較	＜評価と根拠＞ 自己評価：A 評価理由： 推進費の業務移管後においては、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手の向上を図るとともに、研究者が的確に研究費を活用できるよう手続きの簡素化、合理化を図り、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなど制度改革及び運用改善を推進し、研究者の視点に立った使いやすいルールへ見直しを行った。 特に ・契約日にかかわらず年度当初の 4 月から研究者が研究計画に沿った研究活動ができるよう、他の競争的資金制度に導入されていない推進費の独自ルールも導入したこと、 ・流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の 50%を超えない場合は承認不要としたことなど、中期目標の想定を超えて、研究者ファーストの視点で、より使いやすい運用ルールに見直しを行った。 これらの新たなルールの導入により、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念でき	＜評価に至った理由＞ ・平成 28 年度 10 月より、環境研究総合推進費の一部が移管されたところであるが、中期計画に沿って適正に事業が実施されており、業務移管されて間もないものの円滑に業務が遂行されている。 ・競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を図るとともに、契約手続き等の簡素化、効率化を進め、研究者が研究に専念できる環境の整備に努めている。 ・会計説明会の実施や研究公正の専門家による講演を開催するなど研究費の使用ルールや研究公正の重要性について周知徹底に努めている。 ・キックオフ会合やアドバイザーボード会合の開催を研究者へ求め、その機会を利用し、P O、機構の職員が研究の進め方の確認、研究の進捗状況や評価結果の反映状況の確認等を行っている。また、中間評価を受けた課題については、P Oの助言、指導の下、成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにするなど研究者への助言等の支援の強化に努めている。 ・新たに研究情報管理基盤システムを構築し、一部機能を稼働させ、さらなる研究者支援の強化を図っている。	＜評価に至った理由＞ ・平成 28 年 10 月より、環境研究総合推進費の一部が機構に移管されたところであるが、中期計画に沿って適正に事業が実施されており、業務移管されて間もないものの円滑に業務が遂行されている。 ・競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を図るとともに、契約手続き等の簡素化、効率化を進め、研究者が研究に専念できる環境の整備に努めている。 ・会計説明会の実施や研究公正の専門家による講演を開催するなど研究費の使用ルールや研究公正の重要性について周知徹底に努めている。 ・キックオフ会合やアドバイザーボード会合の開催を研究者へ求め、その機会を利用し、P O、機構の職員が研究の進め方の確認、研究の進捗状況や評価結果の反映状況の確認等を行っている。また、中間評価において B 評価を受けた課題については、P Oの助言、指導の下、成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにするなど研究者への助言等の支援の強化に努めている。 ・新たに研究情報管理基盤システムを構築し、一部機能を稼働させ、さらなる研究者支援の強化を図って		

		利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。		して利便性が向上したとの評価を得た。 特に、物品の購入が以前より容易になった、年度当初（4月1日）から執行できるようになった、研究開始後早期に研究費の配分がある、事務手続きや提出書類が簡素化された、流用制限が緩和されたといった点が高く評価された。 【研究費の新たな使用ルールの導入】 ① 契約期間 2年度を上限とした複数年契約 ② 委託費の支払 4分割払（一括払も可） ③ 直接経費の費目間流用 流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の50%を超えない場合は承認不要。 ④ 購入物品の取扱い 耐用年数1年以上かつ取得価格50万円（税抜）以上の物品の資産の帰属は研究機関。（研究機関が企業等の場合、資産の帰属は機構） ⑤ 研究機器の合算購入 本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機	る環境を整備され、研究者や経理事務担当者の事務負担を軽減できた。 さらに、 - 研究機関における研究費の適正な執行を徹底するため、研究機関を対象とした会計説明会を実施し、使用ルールを周知徹底したこと、 - 研究公正の専門家による講演を開催し、研究公正の重要性についても周知徹底したこと、 - 実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、平成29年度に50課題の中間実地検査、平成30年度に計60課題の中間及び確定実地検査を実施したこと、 - 平成30年度からは機構がPOに直接業務の委嘱を行う方法に見直し、POを活用した研究管理体制を強化する基盤を構築することができたこと、 - 研究者との迅速な連絡、調整を行える研究情報管理基盤システムを構築したこと 等は、いずれも業務移管前には実施されていなかった新たな取組であり、あるいは想定されていなかった新たな取組であり、研究費の適正な執行に資することができた。 また、これらの結果、平成30年度に実施した研究費の利便性の向上等に関するア	収支簿や帳票類の証拠書類の照合、精査等の確認を行うため、実地検査を実施しており、平成29年度は計50課題について実施し、研究費の適正な執行等に努めている。 以上を踏まえ、業務は適切かつ着実に実施され、業務全体として現・中期目標における所期の目標を達成する見込みである。 ＜今後の課題＞ 引き続き、環境省と連携しつつ必要に応じた改善を図りながら適正かつ着実に業務を遂行することが求められる。 ＜その他事項＞ 特になし。	いる。 収支簿や帳票類の証拠書類の照合、精査等の確認を行うため、実地検査を実施しており、平成29年度は計50課題、平成30年度は計59課題について実施し、研究費の適正な執行等に努めている。 以上を踏まえ、業務は適切かつ着実に実施され、業務全体として現・中期目標における所期の目標を達成したと認められるため、B評価とする。 ＜今後の課題＞ 引き続き、環境省と連携しつつ必要に応じた改善を図りながら適正かつ着実に業務を遂行することが求められる。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	-------------------------------------	--	---	---	---	--

	（２）研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラマー・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。	（２）研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、ＰＯを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。	器の購入を認める。 （企業等を除く） ⑥ 研究費の繰越し 翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越しが可能。 ⑦ 研究費の執行可能日 契約締結日にかかわらず、効力の発生日（４月１日）以降 （２）研究者への助言等の支援の強化 ①行政ニーズの周知徹底 研究代表者に対し、新規課題の研究開始にあたって、原則、キックオフ会合の開催を求めるとともに、毎年度、学識経験者や専門家の参加を得てアドバイザーボード会合の開催を求めた。これらの機会を通し、環境省担当者、ＰＯ、機構の職員が研究の進め方の確認、行政ニーズの共有、研究の進捗状況や評価結果の反映状況の確認等を行うことにより、行政のニーズを周知徹底と成果の最大化を図った。 ②評価結果を踏まえた研究者への助言等の支	ンケート調査結果によると、業務移管前との比較において有効回答者のうち 85%から 5 段階のうちの上位 2 段階までの評価を得ることができたが、重要度が高いとされた基準値の 60%を大きく上回ったことは高く評価できる。 以上により、業務移管前に比べ、研究者にとっての利便性の向上を実現しつつ、研究費の適正な執行を推進し、研究成果の最大化に向けた仕組みを構築することができたことを踏まえれば「Ａ」と評価する。 ＜課題と対応＞ 業務移管以降大幅にルールを見直し、研究費予算の弾力的な執行等により、研究者や研究機関の事務的負担を大きく軽減することができたことで、研究費の利便性の向上に関して目標を大幅に上回って達成できた。 また、機構内に ＰＯを配置することによる研究管理体制の強化、研究情報管理基盤システムの構築等により、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に寄与することができた。 今後の対応として、引き続き、研究情報管理基盤システムの有効利用と論文検索データベースとの連携等によるデータベース機能の強化、研究費の使い勝手の向上等	
--	--	---	--	--	--

		また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。		援 中間評価においてB評価を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導の下、成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。 ③PO業務の直営化 平成29年度までは、外部に委託していたPO業務について、平成30年度からは機構が全POと直接業務委託を行う方法に見直し、POを活用した研究管理体制を強化する基盤を構築することができた。 ④研究情報管理基盤システムの構築 研究者と機構・POの間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築し、平成30年度に一部を稼働させて研究者支援の強化を図った。	を進めて、事務処理における利便性を一層向上させていく。また、研究課題に対する中間実地検査に加えて研究終了後の確定検査を的確に実施するとともに、研究費の使用ルール等の周知徹底と実効性の高い不正防止対策を検討していく	
--	--	---	--	---	---	--

			⑤環境分野の競争的資金における研究支援等に関する海外動向調査（新規） 国際的な環境研究に対する研究支援の動向や潮流を把握、今後の推進費事業の新規プログラム企画等に資することを目的として、海外での環境分野における政府機関及び研究開発機関による研究支援策の状況に関する文献調査及び実地調査を実施した。（海外調査機関：ドイツ 5 機関、フランス 4 機関） また、推進部から 3 名が実地調査に同行し、ドイツ、フランスの配分機関及び研究機関の担当者と意見交換するとともに、先進的な研究実施体制と運用フロー、研究公正・研究費の適正な執行方法等に関し多くの知見を得た。これらは次年度以降の推進費業務に活用していく予定である。 ⑥推進費の今後の展開に向けたワークショップの開催（新規） 国の環境政策や科学技術政策の推進に当たり、推進費が果たすべき役割を整理しつつ、推進費の現状の課題と			
--	--	--	---	--	--	--

	(3) 研究費の適正な執行等 弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e - R a d）等を活用し、研究費の不合理的重複や過度の集中を排除する。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止	(3) 研究費の適正な執行等 新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e - R a d）の研究者情報を確認し、研究費の不合理的重複	今後の展開について外部有識者や研究者などのステークホルダーの意見等を聴取し、今後の新規課題の公募方針の作成や制度運用の参考とすることを目的として、2月にワークショップを開催した。 ワークショップにおいては、研究費の目的に即した評価方法の一層の充実、国際的な研究の推進、若手枠の効果的な活用と若手研究者の育成支援等、推進費の研究成果の最大化、社会実装の強化に向けた様々な有益な提言がなされた。これらは次年度以降の公募方針の作成等に活用していく予定である。 (3) 研究費の適正な執行等 ①研究公正に関する取組 平成 29 年度新規課題の研究者等に対して実施した新規課題実施説明会において、機構職員から委託研究契約（補助事業）事務処理説明書に基づき、研究費の使用ルール等について説明するとともに、研究公正の専門家による講演を実施し、推進費の使用ルールの周知徹底や啓発を行っ			
--	--	--	--	--	--	--

	を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。	や過度な集中を排除する。 また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。 さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。	た。 ②実地検査の実施 機構への業務移管を機に初めての取組として、平成 29 年度においては、実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、平成 29 年度で終了する研究課題を含む計 50 課題について、中間実地検査を実施し、収支簿や帳票類の証拠書類の照合、精査等の確認を行った。 平成 30 年度においては、更に中間実地検査に加え終了課題に対する確定実地検査を、合計 60 課題について実施し、平成 29 年度の執行において不適正な事務処理が認められないか、証拠書類の精査を行った。			
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－1	組織運営			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート	事業番号 0307

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価		(見込評価)	
				＜主要な業務実績＞		＜評価と根拠＞		評価	B
								(見込評価)	
			＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 中期計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。			自己評価：B 評価理由： 次のとおり、中期計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価をBとした。 ● 背景 （1）業務実施体制の見直しの検討 当機構は、所掌業務の状況等を踏まえ、第2期中期目標期間において、予防事業部、補償		＜評価に至った理由＞ 業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成28年度に3課体制から2課体制へと見直し、更に、平成29年度には事業管理部を経理部と統合し、組織体制の見直しを図っている。 その他、出張チケット手配事務及び給与計算事務のアウトソーシング等、管理業務のスリム化に取り組んでいる。また、係制からチーム制への移行、各部門に共通する業務の管理部門への集約化等に取り組んでいる。 内部統制の推進については、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置し、「内部統制システム整備計画」を毎年度、策	＜評価に至った理由＞ 業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成28年度に3課体制から2課体制へと見直し、更に、平成29年度には事業管理部を経理部と統合し、組織体制の見直しを図っている。 その他、出張チケット手配事務及び給与計算事務のアウトソーシング等、管理業務のスリム化に取り組んでいる。また、係制からチーム制への移行、各部門に共通する業務の管理部門への集約化等に取り組んでいる。 内部統制の推進については、理事長を委員長とする内部統

				業務部、地球環境基金部及び事業管理部で各1課を削減するとともに、大阪支部を廃止（平成25年度）するなど、必要な業務実施体制の見直しに取り組んできた。 第3期中期目標期間においては、債権回収の目標を「正常債権以外の債権残高 100 億円以下」と設定した事業管理部（債権管理回収業務を所掌）のあり方に係る検討を中心に、引き続き業務実施体制の見直しに取り組むこととしたものである。 また、さらなる業務の効率化・合理化を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用等を併せて検討することとしたものである。 （2）内部統制の推進 当機構は、事業活動の信頼性を確保するため、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書（平成22年3月）の「独立行政法人における内部統制と評価について」において示された内部統制の目的と基本的要素に基づき、平成	定している。また、事務フローの整備によるリスク分析・把握や、事務事故発生時の経営トップへの速やかな報告を担保する制度構築等に計画的に取り組んでいる。また、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 コンプライアンスの推進については、法令等の改正に合わせた内部規程の改正や全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。その他、危機事案が発生した場合を想定したメディア対応トレーニングを平成29年度から開始している。 リスク管理のための体制整備については、「環境再生保全機構リスク管理方針」、「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」等を策定し、機構全体で「重要リスク（81項目）」の適切な管理を図ることとしている。 情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠し、内部規程の改定作業を進めた。その他、サーバやネットワークの脆弱性診断、ペネトレーションテスト(侵入テスト)により、サイバー攻撃対策の有効性の検証を実施する等、対策の有効性の確保に関しては、内部・外部の様々な監査を活用し、指摘事項への対応を図っている。また、不振メール受信時の対策訓練や情報セキュリティ研修を全役職員向けに実施している。	制推進委員会を新たに設置し、「内部統制システム整備計画」を毎年度、策定している。また、事務フローの整備によるリスク分析・把握や、事務事故発生時の経営トップへの速やかな報告を担保する制度構築等に計画的に取り組んでいる。また、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 コンプライアンスの推進については、法令等の改正に合わせた内部規程の改正や全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。その他、危機事案が発生した場合を想定したメディア対応トレーニングを平成29年度から開始している。 リスク管理のための体制整備については、「環境再生保全機構リスク管理方針」、「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」等を策定し、機構全体で「重要リスク（74項目）」の適宜見直しを図るなど、適切な管理を図ることとしている。 情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠し、内部規程の改定作業を進めた。その他、サーバやネットワークの脆弱性診断、ペネトレーションテスト(侵入テスト)により、サイバー攻撃対策の有効性の検証を実施する等、対策の有効性の確保に関し
--	--	--	--	--	---	--

					23 年 3 月に「内部統制基本方針」を定め、内部統制を有効に機能させるための仕組みを整備するとともに、適切な運用を図ってきた。 平成 26 年 6 月 13 日に独立行政法人通則法の一部が改正され、続いて総務省から「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号）が示され、役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が、独立行政法人通則法、独立行政法人環境再生保全機構法その他の関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備することが改めて求められた。 そこで、第 3 期中期目標期間においては、内部統制の一層の拡充・強化に向け、業務方法書の改正、内部統制基本方針の改正等を行うなど、必要な体制等を整備するとともに、コンプライアンスの推進及びリスク管理のための体制整備についても併せて取り組むこととしたものである。 また、情報セキュリテ	<今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。	ては、内部・外部の様々な監査を活用し、指摘事項への対応を図っている。また、不振メール受信時の対策訓練や情報セキュリティ研修を全役職員向けに実施している。 <今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	--	--	---	---	---

				（１）業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。	（１）業務実施体制の見直しの検討 第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。 また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。	（１）業務実施体制の見直しの検討 ①業務実施体制の見直し 承継業務に関し、正常債権以外の債権残高を 100 億円以下にするという第 3 期中期目標期間の目標値を 2 年前倒しで達成（平成 28 年度末残高 88 億円）するなど順調に業務が進行したことから、同業務を所掌する事業管理部を段階的に縮小・統合し、具体的な部門の縮減等を行った。 ア 事業管理部において財務資金課を債権管理課に統合し、3 課体制から 2 課体制へと縮減（平成 28 年 4 月） イ 平成 29 年度中に、事業管理部を経理部に統合する方針を決定 ウ 事業管理部を経理部に統合し、「財務部」とした（平成 29 年 11 月） 平成 28 年 10 月に環境省から移管された環境研究総合推進費の配分等業務の開始について、必要な体制を整備するなどして適切に対応した。 ア 業務移管に伴う環境省との協議等を行うための準備チームを発足（平成 28 年 4 月） イ 総務部に環境研究総合推進室を 1 課体制とし	ィ対策等の推進については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府方針に則り、政府機関等に対するサイバー攻撃が年々巧妙かつ執拗になってきている中で、石綿健康被害救済業務等で機微な個人情報を取り扱っている当機構においては、適切な情報セキュリティレベルを確保するために必要な対策等を講じることとしたものである。 ● 実施状況（平成 26 ～30 年度） （１）業務実施体制の見直しの検討 承継業務に関しては、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を行った上で、平成 28 年度に事業管理部の体制を 3 課から 2 課に縮減し、平成 29 年度には事業管理部と経理部を統合し財務部として改組することで組織・要員体制の見直しを行った。 また、平成 28 年 10 月に環境研究総合推進費の配分等業務が環境省から移管されたことに伴い既存の組織・要員体制を見直した上で、	
--	--	--	--	--	---	--	--	--

	また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。			て発足（平成 28 年 10 月） ウ 環境研究総合推進室を 2 課体制とし、環境研究総合推進部として改組した（平成 29 年 4 月） ②管理業務の効率化 管理業務については、次のとおり集約化やアウトソーシング等の活用を行い、事務処理の効率化を図った。 ア 情報システム管理（統括、サーバ集約）の総務部企画課への一元化（平成 26 年度～29 年度） イ 資金運用の財務部会計課主導への移行（平成 27 年度） ウ 調達・契約事務の財務部経理課への一元化（平成 28 年度～29 年度） エ 旅費関係事務の財務部への集約（平成 29 年度～） オ 出張チケット手配事務のアウトソーシング（平成 28 年度～29 年度） カ 予算・決算・執行管理事務の円滑化のための新たな経理システム構築（平成 26 年度～27 年度） キ 債権管理システムの経理システムとの連動（改修）（平成 28～29 年度） ク 給与計算事務のアウトソーシング（平成 29 年度） ケ 退職手当管理ツールの導入（平成 30 年度） ③係制からチーム制への移行 「職員を柔軟にチームに編成し、職員が協力して業務を遂行することで、時季等によって繁閑の差がある業務を平準化するとともに、社会情勢等により変化する業務上の課題等に対して迅速かつ的確に対応すること」、「職員が、複数の業務を担当し、又は組織横断的な観点から業務を遂行することにより、職員の業務遂行能力等の向上を図ること」、「チームに所属する職員同士が意見交換し、議論すること及びチームが主体となって業務上の指導を行うことを通じて職員の育成を図ること」を目的として、平成 28 年度に従来の係制からチーム制への移行検討に着手し、平成 29 年度の準備・習熟期間（全部門での試行的運用）を経て、平成 30 年度からチーム制を導入した。	環境研究総合推進部を新設するなど必要な体制を整備して適切に対応した。 さらに、管理業務における事務処理の効率化等を図るため、新経理システムの導入、出出勤システムへの時間外勤務管理機能の追加、出張チケット手配事務及び給与計算事務のアウトソーシング等を行った。 また、平成 29 年度には契約業務を中心に総括課業務の見直しに着手するとともに、当機構を取り巻く諸課題に適切に対応し、当機構のミッション達成に即応できる体制として、チーム制の導入を進めた。 平成 30 年度は、平成 29 年度の準備・習熟期間を踏まえ、チーム制の運用等に関する細則を制定し本格運用を開始した。	
--	---	--	--	--	---	--

	（２）内部統制の推進 ① 内部統制に係る体制の整備 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に	（２）内部統制の推進 ① 内部統制に係る体制の整備 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修		（２）内部統制の推進 ①内部統制に係る体制の整備 第３期中期目標期間においては、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制システムの整備・運用を推進した。 ア 独立行政法人通則法改正への対応等 独立行政法人通則法の一部改正（平成 26 年改正）等を踏まえ、平成 26 年度末に主務大臣に業務方法書の変更認可申請を行い、認可を受けた。 平成 27 年度は、この年度を「内部統制システム再構築の元年」として、平成 23 年 3 月に定めていた内部統制基本方針の全面的な見直しを行うなど、独立行政法人通則法改正後において独立行政法人に求められた内部統制の拡充・強化の内容に自主的な見直しを加え、各種取組を展開した。 具体的には、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置するとともに、「内部統制システムの整備に関する計画」を当機構として自主的に策定し、業務方法書に記載された内部規程等の整備を進めるとともに計画に基づく個別課題への対応を図ることとした。さらに、内部統制担当理事との面談、全役職員を対象とした内部統制研修の実施等を通じて、内部統制推進体制の拡充・強化を図った。 また、内部統制の推進状況については、「コンプライアンス推進委員会」を発展改組した外部有識者を含む「内部統制等監視委員会」から毎年度検証を受ける仕組みを当機構で自主的に作ることで、適切な P D C A サイクルを回すための基盤を整備し、運用を開始した。 さらに、機構の業務運営における当面の課題及び内部統制の推進について、理事長と監事との意見交換会を平成 27 年度から開始した。 イ 内部統制システム整備計画の策定等	（２）内部統制の推進 ① 内部統制に係る体制の整備 平成 27 年度を「内部統制システム再構築の元年」として、平成 27 年 10 月に内部統制基本方針の全面的な見直しを行うなど、平成 26 年度の独法通則法改正において独立行政法人に求められた内部統制の拡充・強化の内容に自主的な見直しを加え、各種取組を展開した。 具体的には、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置した上で、「内部統制システムの整備に関する計画」を毎年度自主的に策定して、各部門における内部統制上の課題への対応を確実に図るとともに、事務フローの整備によるリスクの分析・把握や、事務事故発生時の経営トップへの速やかな報告を担保する制度の運用などを計画的に進めた。また、内部統制担当理事との面談や全役職員を対象とした内部統制研修の実施などを通じて、当機構のミッション達成に向けて、内部統制の各種取組を推進していく意義の周知を図った。	
--	--	--	--	---	--	--

	係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	平成 27 年度内部統制システム整備計画では、管理部門を中心に業務方法書に記載された内部規程等の整備を進めるとともに、情報セキュリティ対策の強化、マイナンバー導入への対応等といった重要課題への各種対応を迅速かつ適切に行った。また、コンプライアンスやリスク管理に係る取組の根幹となる、各業務の法令等への準拠確認と主要業務の業務フロー図を作成した。 平成 28 年度は、事業部門も含めた各部門の内部統制上の課題を整理し、対応するための整備計画を策定した。また、整備計画の一環として、平成 27 年度に引き続き各部の個別業務に関する業務フローを作成することでリスクの洗い出しを行い、業務内容の見直しや点検を行った。 平成 29 年度は、平成 28 年度の取組に加えて、業務遂行上、機構のミッション達成の障害となり得る重要リスク等を顕在化させないために事後的に点検を行う日常的モニタリング制度を新たに構築し、運用を開始した。 なお、平成 28 年度以降、内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、整備計画の進捗状況等を定期的に確認することで内部統制の推進を図っている。 以上の取組により平成 26 年度から開始した内部統制強化のための必要な体制整備はほぼ終えたことから、今後はこれまでに整備した仕組みの着実な運用・改善を図るため、内部統制を推進するための計画を毎年度策定して、着実に実行することで適切な P D C A サイクルを回していく。 ウ 理事長と職員の意見交換の実施 理事長による法人の適切なガバナンスを構築する一環として、毎年度理事長が各部門の現場の職員や管理職と直接意見交換を行う機会を設けた。 具体的には、平成 26 年度は、各部と理事長の意見交換会を通じて、1) 情報発信の強化、2) 部としての人材育成、3) ボトムアップを促進する仕組み、4) 部内外の横の連携など、各部共通して取り組む重要事項の進捗状況について理事長が確認を行った。また、職員（4 等級以下）と理事長との意見交換会を通じて、当該職員が抱える現状の課題や業務への取組状況等について理事長が確認を行っ	さらに、内部統制の推進状況については、外部有識者を含む「内部統制等監視委員会」から毎年度検証を受ける仕組みを当機構で独自に作ることで、外部の眼を入れた適切な P D C A サイクルを回すための基盤を整備し、運用を行っている。 また、毎年度の監事監査においても内部統制の推進・整備状況について確認及び評価を受けるとともに、平成 27 年度から機構の業務運営における当面の課題及び内部統制の推進について、理事長と監事との意見交換会を毎年度実施している。		
--	--	--	---	---	--	--

			た。 平成 27 年度は、若年層の職員（5 ～ 6 等級）と中堅層の職員（3 ～ 4 等級）でグループを作り、そこに理事長が加わって、人材育成をテーマとした意見交換を 2 日間にわたって実施した。 平成 28 年度は、職員の人材育成等に対する認識を共通のものとし、ひいては当機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するという内部統制の目的の達成に向けて、指導役職員との意見交換を実施し、当該職員の指導に関する意識向上を図った。 平成 29 年度は、チーム制の導入等、組織・要員体制の見直しを行うに当たり、経営側の考えや目指す方向性等を職員全体で共有するため、理事長を始めとする役員が直接説明を行い、職員各層と意見交換を行う機会を設けた。 平成 30 年度は、メンター制度の導入初年度に当たり、改善点等を把握するために年度末に制度の振り返り等を行い、メンターとの間で意見交換を行った。 エ 内部統制面談の実施 当機構における内部統制の現状と問題点・課題を抽出するため、平成 27 年度以降、毎年度、内部統制担当理事が職員と面談を実施している。 平成 27 年度は、各部の部課長全員と個別面談を実施し、各部門が抱える内部統制上の課題について意見交換し、当該面談結果をもとに平成 28 年度内部統制システム整備計画の策定準備を進めた。 平成 28 年度は、各部門の若手職員計 22 名と内部統制の推進を図る意義等について意見交換する各 45 分程度の個別面談を実施した。 平成 29 年度は、各部各課でのチーム制試行におけるチームマネジメントの現状、課題等をテーマに全チームリーダー計 39 名と各 45 分程度の個別面談を実施した。 平成 30 年度は、第 3 期中期目標期間最終年度であることも踏まえ、当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を改めて把握するため、内部統制担当理事と全課長及び全主幹（監査室を除く。）計 20 名と各 40 分程度の個別面談を実施した。			
--	--	--	--	--	--	--

	② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営へ的確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。	② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営へ的確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。	オ 内部統制研修の実施 当機構の業務に携わる役職員一人一人の内部統制に関する意識向上を図ることを目的として、平成27年度以降、毎年度、全役職員を対象として内部統制研修を実施している。 ②コンプライアンスの推進 コンプライアンス意識の向上に係る各年度の取組を通じて、法令等を遵守した業務の適正な執行の徹底を図った。 特に、平成27年度は、コンプライアンスに係る取組の根幹となる各業務の法令等への準拠確認を行った。また、毎年度、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検や同シート内容の見直しを行うことで、日常の業務運営が法令に沿って行われていることを確認した。 「コンプライアンス・マニュアル」については、平成27年度の内部統制基本方針の改正、ハラスメント防止の徹底、平成28年度の環境研究総合推進業務の開始等を受けて随時見直しを行い、全役職員を対象とした研修等を通じて徹底を図った。 また、内部監査等における指摘事項についても、業務運営に的確に反映した。	② コンプライアンスの推進 平成27年度に内部統制システムの再構築を検討した際に、業務の適正な執行等の確保・徹底を図る観点から、各部門の業務について、各種法令等に則り必要な内部規程やマニュアル等が整備され各部門の業務が適切に遂行される体制となっているかの総点検を実施した。 また、「コンプライアンス・マニュアル」については、平成27年度の内部統制基本方針の改正等に際して随時見直しを行い、全役職員を対象とした研修等を通じて徹底を図った。		
--	---	---	---	---	--	--

	③ リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務実施体制を整備する。	③ リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。		③リスク管理のための体制整備 第３期中期目標期間においては、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備した。 ア 重要リスクの把握 平成 25 年度までに整理した「各部門のリスク (602 項目)」について改めて精査し、重複整理や新たなリスク項目の追加を行うことで、平成 27 年 2 月に改めて当機構の「新しい重要リスク (72 項目)」を選定した。 その後、平成 29 年度において、平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務の開始から 1 年が経過したことから、業務フローの作成等を通じて当該業務に係る重要リスク 9 項目を追加し、機構全体で 81 項目とした。 さらに、平成 30 年度において、業務実施方法の変更等を踏まえて、全項目の見直しを行い、74 項目に整理した。 イ リスク管理方針等の策定等 重要リスク等に対して適切に対応するため、平成 29 年度に「環境再生保全機構リスク管理方針」を策定した。また、これと併せて「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」を策定し、障害等発生時の広報方針を明確化した。 さらに、平成 27 年度の内部統制担当理事と職員との面談等を通じて特に影響が多大であると識別した「機構 3 大リスク」(※)に関し、平成 29 年度に同リスクの管理方針を個別に策定した。 ※①機構の保有する機微な個人情報の漏えい、②情報セキュリティインシデントの発生、③金融資産の毀損の 3 つのリスクを指す。 平成 30 年度には、リスク対応をより確実なものとするため、「環境再生保全機構リスク管理方針」の内容の拡充を行った。 ウ 各種報告制度の整備 日常のモニタリングを強化し、リスク管理を徹底する観点から、「事務事故等の報告制度」、「危機情報の報告制度」の 2 つの制度を平成 27 年 2 月に導入し、理事長、監事等へ必要な情報が速やかに報	③ リスク管理のための体制整備 リスク管理については、第 2 期中期目標期間の平成 22 年度から各部門の所管業務に係るリスクの把握に努め、平成 25 年度までに機構全体で 602 項目のリスクを特定していた。第 3 期中期目標期間では、これら 602 項目のリスクの分析・評価を進め平成 26 年度までに機構全体で「重要リスク (72 項目)」を把握するとともに、これらに適切に対応するため、平成 29 年度に「環境再生保全機構リスク管理方針」及び「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」等を策定した。 その後、平成 29 年度において、平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務の開始から 1 年が経過したことから、業務フローの作成等を通じて当該業務に係る重要リスク 9 項目を追加し、機構全体で 81 項目とした。 さらに、平成 30 年度において、業務実施方法の変更等を踏まえて、重要リスク全体の見直しを行い、74 項目に整理しており、今後も毎年見直しを行いつつ、		
--	---	---	--	--	---	--	--

			告される体制の整備を図った。 発生した事務事故等については、半期毎にリスク管理委員会を開催し、その対応について定期的に確認することで、速やかな報告体制の確保や類似事案の発生防止に努めている。 エ メディア対応トレーニングの開始 危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を果たす観点から、平成 29 年度から毎年度危機事案発生時のメディア対応に関する講義及び実践的トレーニング（模擬記者会見等）を実施している。 オ 「E R C A 業務継続計画（B C P）」に基づく訓練等の実施 第 3 期中期目標期間においては、「E R C A 業務継続計画（B C P）」に基づく災害時の業務継続を円滑に行うための体制等を整備した。 具体的には、全役職員の安否確認や災害対策本部の立ち上げ、非常時優先業務（※）の実施手順等を整理した「E R C A 業務継続対応表」を平成 26 年度に作成することで、緊急時における業務継続実施体制を整備した。 ※①石綿健康被害救済給付金の支給業務、②非常時の当機構の業務遂行状況の機構ウェブサイトでの開示業務を指す。 また、災害時での初動体制の強化を図ることを目的として、本部から 12km 圏内に在住する災害対策本部要員等を対象に本部への参集訓練を平成 27 年度に実施した。 さらに、災害発生時を想定した非常時優先業務実施訓練を毎年度実施して B C P の実効性を検証し、実施手順を改善するなどして同計画の効果的な見直しを行った。 ④情報セキュリティ対策等の推進 第 3 期中期目標期間においては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群が改定されたこと等を踏まえ、同内容に準拠するよう、機構の情報セキュリティ実施手順書等の改定を適宜実	適正なリスク管理を図っていく。発生した事務事故等については、速やかにトップまでに報告が上がる体制を確保するとともに、半期毎に開催されるリスク管理委員会において、その対応について定期的に確認することで、未然防止策の実効性の確保や類似事案の発生防止に努めている。また、危機事案が発生した場合を想定したメディア対応トレーニングを平成 29 年度から毎年度実施している。 なお、災害発生時を想定した非常時優先業務実施訓練を毎年度実施して「E R C A 業務継続計画（B C P）」の実効性を検証し、実施手順を改善するなどして B C P の効果的な見直しを行っている。 ④ 情報セキュリティ対策等の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群が改定された	
④ 情報セキュリティ対策等の推進	④ 情報セキュリティ対策等の推進	④情報セキュリティ対策等の推進	④情報セキュリティ対策等の推進	④ 情報セキュリティ対策等の推進	
情報セキュリティ対策について	情報セキュリティ対策につ				

	は、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。	いては、「サイバーセキュリティ戦略(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。		施した。 また、毎年度「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を定め、適切な情報セキュリティレベルを確保するための各種措置を講じた。主なものは、次のとおり。 ア CSIRT体制の整備（平成 27 年 2 月） イ 標的型メール対策訓練を全役職員に対して実施開始（年 2 回。平成 27 年度～） ウ サイバー攻撃対策の一環として、多層防御構成の構築を推進（平成 28 年 3 月） エ 第三者による情報セキュリティマネジメント監査及びペネトレーションテストの実施（平成 29 年 1 月） オ NISC情報セキュリティマネジメント監査の実施（平成 29 年 3 月） カ NISCペネトレーションテストの実施（平成 29 年 12 月） キ データセンター活用の推進（平成 31 年 2 月） また、毎年度、各部における個人情報管理・利用状況の点検や、外部委託先における情報漏洩を防止する観点から、点検票による委託先での「個人情報の保護に関する実態確認」を実施した。その上で、特に機密性の高い情報を扱う委託先等を選定した上で、実地検査を行い、委託先での個人情報の漏洩防止に努めるとともに、個人情報の安全管理の確保を図った。 さらに、情報セキュリティ研修等を毎年度実施し、個人情報等の取扱いについて全役職員への周知徹底を図った。 （3）その他 ア 組織横断的な課題等への対応 当機構の課題について理事の担当業務の縦割りを排して議論し、認識の方向性について経営陣としてのベクトルを合わせていくため、月 1 ～ 2 回の頻度で役員懇談会を開催している。	こと等を踏まえ、機構の情報セキュリティ実施手順書等の改定を適宜実施するとともに、毎年度、「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を定め、必要な体制整備、職員教育等を実施することにより、適切な情報セキュリティレベルを確保している。 また、平成 27 年度にはサイバー攻撃対策として、業務ネットワークをインターネットから遮断する等、各種の情報セキュリティ対策を実施した。それらの対策の有効性の確保に関しては、内部・外部の様々な監査を活用し、そこで指摘された事項への確実な対応を実施することとしている。		
--	--	--	--	---	--	--	--

			また、平成 28 年度には、総務部及び財務部の管理職等をメンバーとする「経営企画プロジェクトグループ」を創設し、組織横断的な課題等への対応について各部門と連携しながら検討を進める体制を設けた。さらに、平成 29 年度には、「経営企画プロジェクトグループ」内に、当機構採用後 10 年程度までの職員有志で構成するワーキンググループを設置し、若手職員がこれらの課題への対応や今後の機構の業務のあり方の検討に参画する機会を設けた。こうした取組により、当機構の経営課題について、組織一丸となって検討・対応しているところである。 イ 「働き方改革」等への対応 長時間労働是正のための取組としての時間外労働時間の適正管理等に向けた計画を平成 27 年度以降毎年度策定し、時間外労働時間の一層の削減についての取組を行った。平成 29 年度からは併せて年次有給休暇取得の推進を開始し、労働時間の適正管理に取り組んだ。 また、労働安全衛生法改正に伴うストレスチェックを平成 28 年度以降開始した。 さらに、平成 26 年度以降、法定雇用率の達成等に向けた障害者雇用促進のための取組や、男女共同参画基本計画への対応等を踏まえた女性活躍推進のための取組等についても適正に対応し、以下の実績となっている。			
--	--	--	--	--	--	--

			<table><tr><th colspan="2">年度 区分</th><th>26 年 度</th><th>27 年 度</th><th>28 年 度</th><th>29 年 度</th><th>30 年 度</th></tr><tr><td rowspan="2">障害者 雇用 (注)</td><td>目 標 値 (法 定 雇 用 人 数)</td><td>－</td><td>3 名</td><td>3 名</td><td>3 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td>実 雇 用 人 数</td><td>－</td><td>7 名</td><td>6 名</td><td>5 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td rowspan="2">女性管 理職の 登用</td><td>目標 値 (機 構計 画目 標)</td><td>－</td><td>5.0%</td><td colspan="3">8.0% (令和2年度末時 点)</td></tr><tr><td>登用 率</td><td>－</td><td>6.3%</td><td>8.8%</td><td>5.9%</td><td>6.5%</td></tr></table> ※障害者雇用率については、毎年度6月1日時点の、女性管理職の登用率については、毎年度3月末時点の人数に基づく割合を表記している。 注) 法定雇用障害者数は、算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）とされている。 当機構では、女性職員が職員全体の約33%を占めており、このうち約67%は20歳代及び30歳代によって構成されていることから、今後の課題として、女性活躍推進に係る取組の積極的な展開について検討を進めている。	年度 区分		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	障害者 雇用 (注)	目 標 値 (法 定 雇 用 人 数)	－	3 名	3 名	3 名	4 名	実 雇 用 人 数	－	7 名	6 名	5 名	4 名	女性管 理職の 登用	目標 値 (機 構計 画目 標)	－	5.0%	8.0% (令和2年度末時 点)			登用 率	－	6.3%	8.8%	5.9%	6.5%			
年度 区分		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度																																	
障害者 雇用 (注)	目 標 値 (法 定 雇 用 人 数)	－	3 名	3 名	3 名	4 名																																	
	実 雇 用 人 数	－	7 名	6 名	5 名	4 名																																	
女性管 理職の 登用	目標 値 (機 構計 画目 標)	－	5.0%	8.0% (令和2年度末時 点)																																			
	登用 率	－	6.3%	8.8%	5.9%	6.5%																																	

			<課題と対応> 第4期中期目標期間においても、不断に、業務実施体制の改善等を図るとともに、内部統制の拡充・強化を図るための各種取組を着実に実施していく。			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－2	業務運営の効率化			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート	事業番号 0307

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲ 6.5 %超	2 6 年度中期計画	▲ 1 0.8 %	▲ 3.7 %	▲ 7.6 %	▲ 7.8 %	▲ 9.0 %	除く人件費
	環境研究総合推進業務分	▲ 1. 6 5 %超	2 9 年度予算	－	－	－	－	▲ 7.6 %	除く人件費
	業務経費	▲ 4 %超	2 6 年度中期計画	▲ 1 8.1 %	▲ 7.5 %	▲ 9.7 %	+ 0.4 %	▲ 1 0.3 %	除く人件費、特殊要因等
	環境研究総合推進業務	▲ 4 %超 (年平均 1 %超)	2 9 年度予算	－	－	－	－	▲ 2.6 %	除く人件費、特殊要因等

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
			＜主な定量的指標＞ 一般管理費 26 年度中期計画 421 百万円 30 年度実績 383 百万円 中期計画比 ▲9.0% 環境研究総合推進業務分 29 年度予算 37 百万円 30 年度実績 34 百万円 中期計画比 ▲7.6% 業務経費 26 年度中期計画	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を「B」とした。 ● 背景 （１）経費の効率化・削減等 経費の効率化については、中期目標、中期計画策定時に削減率や対象経費について検討を行い、削減目標を定めている。 第 3 期中期計画においては、一般管理費（人件費、新規に	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度目標を上回る効率化・削減が各年度において図られており、中期目標に定めている削減・効率化目標の達成が見込まれる。 人件費等については、役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果（B 評価）を鑑みると、妥当		＜評定に至った理由＞ 経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度目標を上回る効率化・削減が各年度において図られており、中期目標に定めている削減・効率化目標の達成が見込まれる。 人件費等については、役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果（B 評価）を鑑みると、妥当	

			1,519 百万円 30 年度実績 1,362 百万円 中期計画比 ▲10.3% 環境研究総合推進業 務 29 年度予算 243 百万円 30 年度実績 237 百万円 中期計画比 ▲2.6% ＜その他の指標＞ なし		追加される業務及び拡充業務分等を除く。)については、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行うこと、新規に追加される業務については、前年度比 1.65%以上の効率化を図ること、業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4 %を上回る削減を各勘定で行うこととされ、削減の目標達成のため、経費の縮減を図っているところである。 人件費については、給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなどに取り組んでいる。	な水準であると考える。職員給与については、一部職員の昇給幅の抑制等に取り組んでおり、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考え。なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 随意契約の見直し等の調達等合理化については、「調達等合理化計画」を策定し、一者応札・応募に関する対応として、公告期間の拡充や発注・入札情報の周知強化等を実施している。なお、競争性がない随意契約は各年度数件発生しているが、外部有識者等からなる契約監視委員会において、事前及び事後の点検を受け、妥当性を担保している。その他、内部規程の拡充・改定や研修を実施している。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。	な水準であると考える。職員給与については、一部職員の昇給幅の抑制等に取り組んでおり、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考え。なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 随意契約の見直し等の調達等合理化については、「調達等合理化計画」を策定し、一者応札・応募に関する対応として、公告期間の拡充や発注・入札情報の周知強化等を実施している。なお、競争性がない随意契約は各年度数件発生しているが、外部有識者等からなる契約監視委員会において、事前及び事後の点検を受け、妥当性を担保している。その他、内部規程の拡充・改定や研修を実施している。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	---	--	--

	(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。 ①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行うこと。 ただし、新規に追加される業務につ	(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行う。 ただし、新規に	＜評価の視点＞ ・経費の効率化・削減等 ① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。	(1) 経費の効率化・削減 ① 一般管理費の効率化・削減 ア. 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度実績額（383 百万円）は第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0%となり、目標を上回る水準を達成した。 また、新規に追加された環境研究総合推進業務に係る一般管理費については、平成 29 年度からの削減目標（▲1.65%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 30 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、平成 30 年度の実績額は平成 29 年度比で▲7.6%の水準を達成した。 イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	(2) 随意契約等の見直し 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めることとしている。 当機構においては、各年度において調達等合理化計画を策定し、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後検証等を行うこととしている。 ● 実施状況（平成 26～30 年度） (1) 経費の効率化・削減等 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度実績額は第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0%となり、目標を上回る水準を達成した。 また、新規に追加された環境研究総合推進業務に係る一般管理費については、平成 29 年度からの削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成 30 年度の実績額は平成 29 年度比で▲7.6%の水準を達成した。	
--	---	---	--	--	---	--

	いては、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。 ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B 廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4 %を上回る削減を各勘定で行うこと。	追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。 ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、P C B 廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26	② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。	② 業務経費の効率化・削減 ア．公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた結果、業務経費（環境研究総合推進業務を除く）の平成 30 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲10.3%（公健▲8.9%、石綿▲14.9%、基金▲8.2%、承継▲18.4%）となり、目標を上回る水準を達成した。 また、環境研究総合推進業務についても、平成 29 年度比で第三中期目標の年平均 1 %の削減率を上回る▲2.6%の水準を達成した。 なお、各年度の年度計画予算には、下表に示す経費に充てるため、過去の運営費交付金債務繰越額等を充当した予算を作成している。 平成 28 年度 承継業務 債権管理システムの再構築（31 百万円）に要する経費	業務経費（環境研究総合推進業務を除く）については、各業務の効率化対象経費について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた結果、平成 30 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲10.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 環境研究総合推進業務についても、業務の効率化に努めた結果、平成 29 年度比で第三中期目標の年平均 1 %の削減率を上回る▲2.6%の水準を達成した。		
--	---	--	---------------------------------------	---	--	--	--

		年度）比で４％を上回る削減を各勘定で行う。		平成 29 年度 公害健康被害補償業務 汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの構築（48 百万円） 承継業務 債権管理システムの再構築等（95 百万円） 平成 30 年度 公害健康被害補償業務 染負荷量賦課金徴収・審査システムの構築（15 百万円） 環境研究総合推進業務 研究情報管理基盤システムの構築（31 百万円） 複数年度事業の財源（26 百万円） イ．業務経費についても、一般管理費と同様に、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。			
③人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。	③ 人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行う。	③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。	③ 人件費・給与水準の適正化 各年度国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を公表した。 給与水準について、適正な水準になるように各年度において必要な措置を講じている。	人件費については、各年度国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を公表し、給与水準について、適正な水準になるように必要な措置を講じている。			

（２）随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置さ	（２）随意契約等 の見直し 契 約 に つ い て は、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつ	・随意契約等の見直し 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	（２）随意契約の見直し ① 契約に係る競争の推進 平成 26 年度は、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）（以下「見直し計画」という。）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）を実施した。平成 27 年度以降は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 ア．随意契約の状況 平成 26 年度から平成 30 年度までの競争性のない随意契約件数は表 1 のとおりである。 （表 1）競争性のない随意契約件数 （単位：件） <table><tr><th></th><th>26 年度</th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>契約の又的競争品質目競争性はがをな合</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>13</td><td>20</td></tr><tr><td>緊要に競争に必ず争する争すとき合</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>競争に競付こ付こ不認め合</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr></table>		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	合計	契約の又的競争品質目競争性はがをな合	0	1	3	3	13	20	緊要に競争に必ず争する争すとき合	0	0	2	0	0	2	競争に競付こ付こ不認め合	0	2	0	0	0	2	（２）随意契約等の見直し 平成 27 年度より、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定するとともに、PDCA サイクルにより、契約手続きの公正性・透明性を確保した。 また、機構内の審査機関である契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を、外部有識者を含む契約監視委員会において各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等について事前・事後検証を実施した。		
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	合計																												
契約の又的競争品質目競争性はがをな合	0	1	3	3	13	20																												
緊要に競争に必ず争する争すとき合	0	0	2	0	0	2																												
競争に競付こ付こ不認め合	0	2	0	0	0	2																												

	れる契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。	つ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。	イ. 一者応札・応募に関する改善 平成 26 年度から平成 30 年度までの一般競争入札等の実施の結果により、一者応札・応募となった件数等は表 2 のとおりである。 (表 2) 一者応札・応募の件数 (単位：件) <table data-bbox="970 361 1561 724"><tr><th></th><th>26 年 度</th><th>27 年 度</th><th>28 年 度</th><th>29 年 度</th><th>30 年 度</th><th>合 計</th></tr><tr><td>一般競争 入札</td><td>3</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td></tr><tr><td>参加意思 確認型公 募</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td></tr></table> なお、一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため毎年度下記の取組を実施した。 (ア) 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。(メールマガジン登録者数：平成 30 年度末 283 者) ウ. 類似業務に係る調達の集約化 コストの縮減及び事務効率化を推進していく観点から、平成 27 年度以降次の取組を実施した。 (ア) 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化。 (イ) 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を実施。 〔27 年度から 30 年度までの集約化実績〕 ・年間を通じて配布している印刷量の多いパンフレットの印刷業務について、年間 2 回		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	合 計	一般競争 入札	3	0	2	1	1	7	参加意思 確認型公 募	2	2	2	0	0	6			
	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	合 計																					
一般競争 入札	3	0	2	1	1	7																					
参加意思 確認型公 募	2	2	2	0	0	6																					

				の実施から年間 1 回に集約 ・各部で行っていた複合機賃貸借及び運用保守に係る調達を集約 ・各部で行っていた労働者派遣契約による業務補助者に係る調達を集約して実施 ・職員の出張旅費について、これまで旅費規程に基づいて計算された額を職員に支給する方法により行っていたものを平成 29 年 7 月から原則として旅行代理店が提供するパック商品等により調達することに変更した。 ・平成 31 年度契約に向けて、普及啓発資料、広報資材等の保管、梱包及び発送業務について、集約化し、調達業務を実施した。 ② 調達に関するガバナンスの徹底 ア. 随意契約に関する内部統制の確立 （ア）該当事案に係る審査の厳格化 各年度の競争性のない随意契約については、当機構内部に設置した契約手続審査委員会において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。 （イ）環境研究総合推進費の委託契約事務の公正かつ厳格化 環境研究総合推進費の委託研究に係る契約事務を公正かつ厳格に行うため、環境研究総合推進費の委託研究契約事務取扱に関する規程を制定するとともに、研究機関に対する委託研究に係る権利と義務、違反に対する措置等について約定した契約書の雛型を作成した。 （ウ）調達事務の財務部への集約 機構各部課で実施されている調達事務について、財務部へ集約することを目指し、総務部、監査室、予防事業部及び環境研究総合推進部（研究費配分業務を除く。）の案件を試行的に財務部で実施した。 イ. 契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制			
--	--	--	--	--	--	--	--

			a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約の審査、関係規程等の整備及び調達関係のマニュアル等の追加・改訂を実施した。【契約手続審査委員会の開催実績】 <table><tr><td></td><td>本委員会</td><td>分科会</td><td>合計</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>27 回</td><td>20 回</td><td>47 回</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>29 回</td><td>16 回</td><td>45 回</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>29 回</td><td>18 回</td><td>47 回</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>24 回</td><td>27 回</td><td>51 回</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>29 回</td><td>16 回</td><td>45 回</td></tr></table> 【制定、改正等事項】 ・反社会的勢力の排除規定の新設（会計規程実施細則及び契約事務取扱細則の改正を含む。）（平成 26 年度） ・入札不調により中期計画等の達成が困難となる場合の対応及び談合情報がある場合の緊急対応について独立行政法人環境再生保全機構会計規程、会計規程実施細則、契約事務取扱細則、及び契約手続審査委員会の設置に関する達の改正を実施した。（平成 27 年度） ・個人情報管理規程を改正し、個人情報を取扱う業務を外部へ委託する場合の委託業者に年 1 回以上の検査を実施し、取扱が適正に行われているかを確認した。（平成 27 年度） ・特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とするための規程の改正及び調達の手順の改訂（平成 28 年度） ・低入札価格調査の実施に関する関係規程の整備（平成 28 年度） ・入札公告・入札手順書の見直しによる入札参加者の手続きの明確化（平成 28 年 度）		本委員会	分科会	合計	平成 26 年度	27 回	20 回	47 回	平成 27 年度	29 回	16 回	45 回	平成 28 年度	29 回	18 回	47 回	平成 29 年度	24 回	27 回	51 回	平成 30 年度	29 回	16 回	45 回			
	本委員会	分科会	合計																											
平成 26 年度	27 回	20 回	47 回																											
平成 27 年度	29 回	16 回	45 回																											
平成 28 年度	29 回	18 回	47 回																											
平成 29 年度	24 回	27 回	51 回																											
平成 30 年度	29 回	16 回	45 回																											

			・ 契約事務マニュアルの追加・改訂（平成 28 年度） ・ 契約書ひな形の追加・見直しによる契約書作成事務の省力化（ひな形数 4⇒11 件）（平成 28 年度） ・ 予定価格の積算に関するマニュアルの制定（平成 29 年度） ・ 契約事務マニュアルの改訂（平成 30 年度） b. その他の審査等（平成 25 年度から実施） ・ 少額随契案件の審査 少額随契等（委員会等の審査対象外）は、財務部において全件審査を実施した。 ・ 1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・ 100 万円以上の契約 理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （イ）契約監視委員会による審査 監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会において、「調達等合理化計画」、「調達等合理化計画の実績及び自己評価」の審査及び契約の状況に係る報告を行い、点検を受けた。 また、競争性のない随意契約案件については、同委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。 〔参考〕契約監視委員会の開催等の状況 平成 26 年 7 月 15 日 平成 26 年度一者応札・応募案件についての事後説明 平成 27 年 4 月 7 日 平成 26 年度契約の現状の点検、見直し 平成 27 年 5 月 15 日 平成 27 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明 平成 27 年 7 月 8 日 平成 27 年度調達等合理化計画の審査 平成 27 年 10 月 27 日 平成 27 年度競争性			
--	--	--	--	--	--	--

				のない新規随意契約案件の事前説明 平成 28 年 4 月 18 日 平成 27 年度契約の 現状の点検、見直し 平成 28 年 6 月 22 日 平成 28 年度調達等 合理化計画の審査 平成 28 年 6 月 30 日 平成 28 年度競争性 のない新規随意契約案件の事前説明 平成 28 年 11 月 30 日 平成 28 年度一者応 札・応募案件についての事後説明 平成 29 年 1 月 11 日 平成 27 年度一者応 札・応募案件の点検及び確認 平成 29 年 3 月 17 日 平成 29 年度競争性 のない新規随意契約案件の事前説明 平成 29 年 4 月 17 日 平成 28 年度契約の 現状の点検、見直し及び平成 29 年度調達等 合理化計画の審査 平成 29 年 8 月 8 日 平成 29 年度競争性 のない新規随意契約案件の事前説明 平成 29 年 8 月 8 日 平成 29 年度一者応 札・応募案件についての事後説明 平成 30 年 2 月 13 日 平成 30 年度競争性 のない新規随意契約案件の事前説明 平成 30 年 4 月 23 日 平成 29 年度契約の 現状の点検、見直し及び平成 30 年度調達等 合理化計画の審査 平成 30 年 6 月 26 日 平成 30 年度競争性 のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 9 月 5 日 平成 30 年度競争性 のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 10 月 22 日 平成 30 年度競争性 のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 12 月 13 日 平成 30 年度一者応 札・応募案件についての事後説明 平成 31 年 2 月 26 日 平成 30、31 年度競 争性のない随意契約案件の事前説明 平成 31 年 3 月 14 日 平成 31 年度競争性 のない随意契約案件の事前説明 平成 31 年 3 月 26 日 平成 31 年度競争性 のない随意契約案件の事前説明 平成 31 年 3 月 29 日 平成 31 年度一者応 札・応募案件についての事後説明			
--	--	--	--	--	--	--	--

			平成 31 年 4 月 25 日 平成 30 年度契約の現状の点検、見直し及び平成 31 年度調達等合理化計画の審査 ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 不祥事の発生の未然防止等のため、関係規程等の整備及び研修等を実施した。 【関係規程等の整備】 イ. (ア) a. 【制定、改正等事項】と同じ 【研修等の実施】 平成 26～30 各年度 契約事務研修の実施 平成 26 年度 契約事務総論、調達における取組み、契約手続様式、契約手続審査委員会の運営等について 平成 27 年度 階層別研修 (契約事務総論、調達における取組み、今後の契約手続審査委員会の運営等について) 平成 28 年度 契約制度の概要、契約事務マニュアルの活用、今後の契約手続審査委員会の運営、低入札価格調査の導入等について 平成 29 年度 契約制度の概要、予定価格の積算に関するマニュアル、契約手続審査委員会の運営等について 平成 30 年度 契約行為等事務手続について ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応 当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めた。 NPO 等との契約件数 <table><tr><td>平成 26 年度</td><td>9 件</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>9 件</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>6 件</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>5 件</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1 件</td></tr></table>	平成 26 年度	9 件	平成 27 年度	9 件	平成 28 年度	6 件	平成 29 年度	5 件	平成 30 年度	1 件			
平成 26 年度	9 件															
平成 27 年度	9 件															
平成 28 年度	6 件															
平成 29 年度	5 件															
平成 30 年度	1 件															

				（３）効率的な業務運営に向けた改善への取組 決算の合理化や独立行政法人会計基準改正への対応を行うため、プロジェクト管理等の分析機能や共通経費の自動配賦などの経理システムの再構築作業を実施し、平成 28 年度から本格稼働させた。 新経理システムの導入に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行った。 平成 29 年 7 月から職員の出張について、財務部に出張手配を行うチームを設置するとともに旅費マニュアルを改定し、出張手配の一元的な処理を開始した。これにより、機構全体の出張手配のルール統一化と手続きの効率化を図った。 平成 30 年度より、経理システムの月次ごとの入力管理を厳格に行い、期中の決算処理の正確性を高めたこと、決算の年度末作業の一部を前倒して実施したことなどにより、一層の決算の早期化を図った。	＜課題と対応＞ （１）経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費とともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。 （２）随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な P D C A サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。		
--	--	--	--	---	---	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅱ－3	業務における環境配慮			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート	事業番号 0307

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	温室効果ガス排出量（温室効果ガス量）	18 年度比で 35%削減（改正前の目標）	18 年度比	▲44. 2%	▲50. 0%	▲52. 4%	(▲44. 5%) (※ 1 参考値)	(▲42. 4%) (※ 1 参考値)	
		25 年度比で 10%削減（改正後の目標）	25 年度比	－	－	－	▲9. 7%	▲10. 1% (※ 2 暫定値)	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
			＜主な定量的指標＞ 温室効果ガス排出量 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 中期計画に対して十分な取組がなされているか。	＜主要な業務実績＞ 「機構実施計画」に基づき温室効果ガス排出量の削減に取り組み、平成 26～28 年度は削減目標（改正前）を達成することができた。この間の取組では、平成 27 年 3 月から川崎の本部ビルで取り組んだ蛍光灯の L E D 化による電気使用量の削減が貢献している。 温室効果ガス排出量の削減目標について、平成 28 年度までは削減対象を事務所における照明及びコンセントとしていたが、平成 29 年度からはサーバ室や空調も含めたオフィス全体の電気の使用による温室効果ガスの総排出量を、2013 年度（平成 25 年度）を基準として、2030 年度（令和 12 年度）までに 40%削減すること、中間目標として、2020 年度（令和 2 年度）までに 10%削減することを掲げ、引き続き、新たな目標の達成に向けて取組を行っているところである。 また、毎年度環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検（平成 27 年度からは年に 2 回実施）を行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。	評定	B	評定	B
	（1）毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。 （2）温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実に行うこと。	温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。 また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。				＜評定に至った理由＞ 毎年度、環境報告書を適切に作成し、公表している。 また、温室効果ガスの排出削減については、所期に設定した削減目標を、平成 29 年度に対象を拡大し、着実に削減に取り組んでいる。 また、業務における環境配慮については、環境配慮実行計画や環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、適切に取り組んでいる。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。		＜評定に至った理由＞ 毎年度、環境報告書を適切に作成し、公表している。 また、温室効果ガスの排出削減については、所期に設定した削減目標を、平成 29 年度に対象を拡大し、着実に削減に取り組んでいる。 また、業務における環境配慮については、環境配慮実行計画や環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、適切に取り組んでいる。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	

				＜機構実施計画に基づく ERCA の温室効果ガス削減状況＞ <table><tr><td>評価対象となる指標</td><td>基準値 (前中期目標期間最終年度値等)</td><td>26 年度</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">温室効果ガス排出量</td><td>18 年度 比 で 35 % 削減 (改正前の目標)</td><td>▲44.2%</td><td>▲50.0%</td><td>▲52.4%</td><td>(▲44.5%) (※1参考値)</td><td>(▲42.4%) (※1参考値)</td></tr><tr><td>(温室効果ガス量) 25 年度 比 で 10 % 削減 (改正後の目標)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>▲9.7%</td><td>(▲10.1%) (※2暫定値)</td></tr></table> ※1 改正前の目標に対する削減率。 ※2 2017年度のCO2排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。 さらに、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度定め、平成 27 年度～30 年度については調達目標を達成することができた（達成率：26 年度 97%、27 年度 100%、28 年度 100%、29 年度 100%、30 年度 100%）。 そのほか、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）を、機構の趣旨に合致した債券として、平成 28 年度は 6 億円、平成 29 年度は 12 億円、平成 30 年度は 4 億円を購入した。 毎年度の環境報告書の作成、公表については、業務実施に付随する環境配慮に関する機構の取組についての報告を基本としながらも、機構の事業活動そのもの	評価対象となる指標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	温室効果ガス排出量	18 年度 比 で 35 % 削減 (改正前の目標)	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲44.5%) (※1参考値)	(▲42.4%) (※1参考値)	(温室効果ガス量) 25 年度 比 で 10 % 削減 (改正後の目標)	—	—	—	▲9.7%	(▲10.1%) (※2暫定値)	＜その他事項＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。
評価対象となる指標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																				
温室効果ガス排出量	18 年度 比 で 35 % 削減 (改正前の目標)	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲44.5%) (※1参考値)	(▲42.4%) (※1参考値)																				
	(温室効果ガス量) 25 年度 比 で 10 % 削減 (改正後の目標)	—	—	—	▲9.7%	(▲10.1%) (※2暫定値)																				

			が環境分野の諸課題の解決に貢献するものであることから、各事業における主な実績について、国や企業等との連携事例を中心として報告を行った。さらに、毎年度、機構の主要事業における各種取組を特集として取り上げるとともに、古着や非常食の寄付等の社会貢献活動についても報告を行う等、広く国民に当機構の業務を知ってもらう情報発信ツールとして活用を図った。 <環境報告書における特集記事> <table><tr><th>年度</th><th>特集記事</th></tr><tr><td>26 年 度</td><td> 【テーマ】 業務の質の向上を目指して実施した取組 【概要】 ・創設 20 周年を迎えた地球環境基金における今後の 20 年先を見据えた事業の見直しについて（助成メニューの多様化と目的の明確化、若手プロジェクトリーダーの育成を支援） ・公害健康被害予防事業における大気環境改善に向けた取組について（大気浄化植樹事業の取組、大気環境に関する講演会の取組） ・石綿健康被害救済制度の充実に向けた取組について（被認定者に関するばく露状況等調査の実施、海外の石綿健康被害救済制度に関する情報を収集・把握）。 </td></tr><tr><td>27 年 度</td><td> 【テーマ】 各種事業における人材育成に係る取組 【概要】 ・E R C A の各種事業を支えている方々を対象とした人材育成の取組（N P O ・N G O における若手プロジェクトリーダーの育成支援プログラム、地域においてぜん息等患者の自己管理支援を行う専門スタッフの育成サポート等）。 ・E R C A 内部での職員への人材育成（環境施策のエキスパートを目指した人材育成等） </td></tr><tr><td>28 年 度</td><td> 【テーマ】 環境を担う若い世代を対象とした啓発事業 【概要】 ・地球環境基金事業における高校生・ユースの環境ネットワークの構築を目的とした全国ユース環境ネットワーク事業の開始 </td></tr></table>	年度	特集記事	26 年 度	【テーマ】 業務の質の向上を目指して実施した取組 【概要】 ・創設 20 周年を迎えた地球環境基金における今後の 20 年先を見据えた事業の見直しについて（助成メニューの多様化と目的の明確化、若手プロジェクトリーダーの育成を支援） ・公害健康被害予防事業における大気環境改善に向けた取組について（大気浄化植樹事業の取組、大気環境に関する講演会の取組） ・石綿健康被害救済制度の充実に向けた取組について（被認定者に関するばく露状況等調査の実施、海外の石綿健康被害救済制度に関する情報を収集・把握）。	27 年 度	【テーマ】 各種事業における人材育成に係る取組 【概要】 ・E R C A の各種事業を支えている方々を対象とした人材育成の取組（N P O ・N G O における若手プロジェクトリーダーの育成支援プログラム、地域においてぜん息等患者の自己管理支援を行う専門スタッフの育成サポート等）。 ・E R C A 内部での職員への人材育成（環境施策のエキスパートを目指した人材育成等）	28 年 度	【テーマ】 環境を担う若い世代を対象とした啓発事業 【概要】 ・地球環境基金事業における高校生・ユースの環境ネットワークの構築を目的とした全国ユース環境ネットワーク事業の開始			
年度	特集記事													
26 年 度	【テーマ】 業務の質の向上を目指して実施した取組 【概要】 ・創設 20 周年を迎えた地球環境基金における今後の 20 年先を見据えた事業の見直しについて（助成メニューの多様化と目的の明確化、若手プロジェクトリーダーの育成を支援） ・公害健康被害予防事業における大気環境改善に向けた取組について（大気浄化植樹事業の取組、大気環境に関する講演会の取組） ・石綿健康被害救済制度の充実に向けた取組について（被認定者に関するばく露状況等調査の実施、海外の石綿健康被害救済制度に関する情報を収集・把握）。													
27 年 度	【テーマ】 各種事業における人材育成に係る取組 【概要】 ・E R C A の各種事業を支えている方々を対象とした人材育成の取組（N P O ・N G O における若手プロジェクトリーダーの育成支援プログラム、地域においてぜん息等患者の自己管理支援を行う専門スタッフの育成サポート等）。 ・E R C A 内部での職員への人材育成（環境施策のエキスパートを目指した人材育成等）													
28 年 度	【テーマ】 環境を担う若い世代を対象とした啓発事業 【概要】 ・地球環境基金事業における高校生・ユースの環境ネットワークの構築を目的とした全国ユース環境ネットワーク事業の開始													

					・公害健康被害予防事業における子どもたちへぜん息等の正しい知識と自己管理方法に関する啓発を目的とした自己管理支援事業 ・ecocon（全国大学生環境活動コンテスト）の実行委員会の学生スタッフを招き、環境を担う次世代の育成の支援をテーマとした意見交換会の実施			
				29 年 度	【テーマ】 科学技術や社会的な仕組みづくりに関する調査研究事業に係る取組			
				30 年 度	【テーマ】 SDG s の視点から E R C A の業務・事業を捉え直す			

＜課題と対応＞

「機構実施計画」における削減目標達成のために、第4期中期目標期間においても、引き続き省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制等に取り組む。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅲ－1	予算、収支計画及び資金計画の作成等			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート	事業番号 0307

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
			< 主な定量的指標 > － < その他の指標 > － < 評価の視点 >	< 主要な業務実績 >	< 評価と根拠 > 自己評価：B 評価理由： 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。 ● 背景 第三期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄付金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成している。毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予	評価	B	評価	B
						< 評価に至った理由 > 各年度において、適正な計画にもとづき、適切に運営されている。 また、「Ⅱ－2」に示されるとおり、経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度目標額を上回る効率化・削減が各年度において図られており、中期目標に定めている削減・効率化目標の達成が見込まれる。 < 今後の課題 > 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。		< 評価に至った理由 > 各年度において、適正な計画にもとづき、適切に運営されている。 また、「Ⅱ－2」に示されるとおり、経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度目標額を上回る効率化・削減が各年度において図られており、中期目標に定めている所期の削減・効率化目標を達成したと認められる。 < 今後の課題 > 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	

	自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。 なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	(別紙は省略) 毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	計画予算と実績について「Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	1．平成 26～30 年度（予算、収支計画、資金計画）については、別紙のとおり。 2．運営費交付金債務の発生状況 各勘定の平成 26～29 年度の運営費交付金債務残高及び平成 30 年度の精算収益化額は以下のとおり。 (単位：百万円) 平成 26 年度 公健勘定 76 研究勘定 ー 基金勘定 122 承継勘定 162 合計 360 平成 27 年度 公健勘定 92 研究勘定 ー 基金勘定 187 承継勘定 227 合計 506 平成 28 年度 公健勘定 86 研究勘定 5 基金勘定 174 承継勘定 187 合計 451	算を作成している。 また、運営費交付金債務の管理など予算執行状況の定期的な把握を行うことで、執行管理を適切に実施することとしている。 ● 実施状況（平成 26～30 年度） 各年度とも、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施した。	<その他事項> 特になし。	<その他事項> 特になし。
--	--	---	--	---	--	--------------------------------	--------------------------------

				平成 29 年度 公健勘定 21 研究勘定 78 基金勘定 58 承継勘定 38 合計 195 平成 30 年度(精算収益化額) 公健勘定 0 研究勘定 37 基金勘定 6 承継勘定 47 合計 91 3. 財務の状況 (1) 各勘定別の平成 26～30 年度の総利益は以下のとおりである。 (単位：百万円) 公健勘定 ①計画額 18 ②実績額 149 主な発生要因 厚生年金基金の代行返上 (273)、業務の効率化による経費の縮減等 (155)、二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失 (▲279) 石綿勘定 ①計画額 — ②実績額 — (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 研究勘定 ①計画額 — ②実績額 96 主な理由 業務の効率化による経費の縮減等 (96)			
--	--	--	--	---	--	--	--

				基金勘定 ①計画額 — ②実績額 182 主な理由 業務の効率化による経費の縮減等 （182） 承継勘定 ①計画額 2,149 ②実績額 10,324 主な理由 建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻 入分（4,641）利息収支差（2,484） 合計 ①計画額 2,166 ②実績額 10,751 （２）各勘定の平成 26～30 年度の 利益剰余金（積立金）は、以下のと おりである。なお、石綿勘定は、利 益剰余金（積立金）は発生していな い。 （単位：百万円） 平成 26 年度 公健勘定 742 研究勘定 — 基金勘定 — 承継勘定 19,816 合計 20,558 うち前期中期目標 期間繰越積立金 17,877 平成 27 年度 公健勘定 699 研究勘定 — 基金勘定 — 承継勘定 21,735 合計 22,433 うち前期中期目標 期間繰越積立金 17,808 平成 28 年度 公健勘定 637 研究勘定 12			
--	--	--	--	---	--	--	--

				基金勘定 51 承継勘定 22,970 合計 23,669 うち前期中期目標 期間繰越積立金 17,780 平成 29 年度 公健勘定 718 研究勘定 23 基金勘定 108 承継勘定 25,362 合計 26,212 うち前期中期目標 期間繰越積立金 17,747 平成 30 年度 公健勘定 600 研究勘定 96 基金勘定 182 承継勘定 27,534 合計 28,412 うち前期中期目標 期間繰越積立金 17,661 (3) 資金の運用 第 3 期中期目標期間については、引き続き低金利が続くなか、平成 28 年 2 月に実施されたマイナス金利政策の影響により、運用環境が一層厳しくなったことから、 ① 公害健康被害予防基金、地球環境基金については、事業財源の確保と将来的な金利変動対応の両面を考慮した運用の方向性を整備した上で、償還時期の分散化に資するため、中長期（5 年・10 年）の債券から超長期（20 年・30 年）の幅広い年限の債券を購入する等、多様な運用を行った。 さらに、効率的かつ有益な運用環境を整備するため、有価証券に関する主務大臣の指定についての改正により、一般担保付社債に加え無担保			
--	--	--	--	---	--	--	--

				社債も対象となり、有価証券の取得範囲が拡大した。 ② その他の資金については、将来的なキャッシュ・フローを精査し、資金の一部を短期運用から中期の債券による運用へシフトするとともに、直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額に変更する等、弾力化を図った。 ③ また、平成 28 年度まで有価証券等での運用をしていなかった資金の余裕金について、資金の性質も考慮しつつ中期での債券運用を実施した。 これらの取り組みの結果、全体の資産が増額となっている中でも、普通預金残額の圧縮を図る等、効率的かつ効果的な運用に努めた。	<課題と対応> 第 4 期中期計画期間においても、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。		
--	--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

別 紙
予算（人件費の見積りを含む）

平成26年度～平成30年度予算
（ 総 計 ）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,129
国庫補助金	4,911
その他の政府交付金	60,657
都道府県補助金等	3,900
長期借入金	12,400
業務収入	207,974
運用収入	5,826
その他収入	940
計	315,737
支出	
業務経費	277,316
公害健康被害補償予防業務経費	220,356
うち人件費	2,084
石綿健康被害救済業務経費	23,497
うち人件費	1,822
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
うち人件費	270
基金業務経費	21,342
うち人件費	795
承継業務経費	2,016
うち人件費	1,199
借入金等償還	35,285
支払利息	322
一般管理費	4,317
うち人件費	1,826
計	317,239

〔人件費の見積り〕
期間中総額6,568百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

〔退職給付債務財源の考え方〕
退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、汚染負荷量賦課金等の自己収入によるものを除いて運営費交付金及び石綿健康被害救済事業交付金を財源とするものと想定している。

〔運営費交付金算定ルール〕： 別添

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度予算
（ 公害健康被害補償予防業務勘定 ）

（単位：百万円）

区 分	補償事業	予防事業	金額
収入			
運営費交付金	1,727	-	1,727
国庫補助金	211	1,000	1,211
その他の政府交付金	40,919	-	40,919
業務収入	173,561	-	173,561
運用収入	-	3,694	3,694
その他収入	23	7	30
計	216,440	4,701	221,142
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	215,692	4,663	220,356
うち人件費	1,207	877	2,084
一般管理費	725	637	1,362
うち人件費	319	274	593
計	216,418	5,300	221,718

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度予算
（ 石綿健康被害救済業務勘定 ）

（単位：百万円）

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	19,738
業務収入	3,335
その他収入	360
計	23,432
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	23,497
うち人件費	1,822
一般管理費	1,416
うち人件費	585
計	24,913

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２８年度～平成３０年度予算
（環境保全研究・技術開発勘定）

（単位：百万円）

区 分	金額
収入	
運営費交付金	10,364
計	10,364
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
うち人件費	270
一般管理費	258
うち人件費	101
計	10,364

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度予算
（基金勘定）

（単位：百万円）

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
収入				
運営費交付金	4,055	392	149	4,596
国庫補助金	-	3,700	-	3,700
都道府県補助金等	-	3,900	-	3,900
運用収入	906	-	1,225	2,132
その他収入	50	219	-	269
計	5,011	8,210	1,374	14,596
支出				
業務経費				
基金業務経費	4,505	15,520	1,317	21,342
うち人件費	530	199	66	795
一般管理費	457	171	57	685
うち人件費	193	72	24	289
計	4,961	15,692	1,374	22,027

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度予算
（承継勘定）

（単位：百万円）

区 分	金額
収入	
運営費交付金	2,443
長期借入金	12,400
業務収入	31,078
その他収入	282
計	46,203
支出	
業務経費	
承継業務経費	2,016
うち人件費	1,199
借入金等償還	35,285
支払利息	322
一般管理費	596
うち人件費	258
計	38,218

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画

(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	308,843
経常費用	308,843
公害健康被害補償予防業務経費	220,356
石綿健康被害救済業務経費	23,497
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
基金業務経費	21,364
承継業務経費	26,889
一般管理費	6,189
減価償却費	137
財務費用	306
収益の部	310,389
経常収益	310,389
運営費交付金収益	19,129
国庫補助金収益	1,211
その他の政府交付金収益	45,381
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	20,451
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	15,300
業務収入	200,466
運用収入	5,853
その他の収益	234
財務収益	2,364
純利益	1,545
前中期目標期間繰越積立金取崩額	621
総利益	2,166

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画
(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	216,466	5,317	221,783
経常費用	216,466	5,317	221,783
公害健康被害補償予防業務経費	215,689	4,667	220,356
補償業務費	215,689	-	215,689
予防業務費	-	4,667	4,667
一般管理費	726	638	1,364
減価償却費	51	12	64
収益の部	216,472	4,708	221,180
経常収益	216,472	4,708	221,180
運営費交付金収益	1,727	-	1,727
国庫補助金収益	211	1,000	1,211
その他の政府交付金収益	40,919	-	40,919
業務収入	173,561	-	173,561
資産見返負債戻入	32	1	33
運用収入	-	3,700	3,700
財務収益	23	7	30
純利益 (△純損失)	6	△ 610	△ 603
前中期目標期間繰越積立金取崩額	12	609	621
総利益 (△総損失)	18	△ 0	18

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成26年度～平成30年度収支計画
(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,959
経常費用	24,959
石綿健康被害救済業務経費	23,497
一般管理費	1,416
減価償却費	46
収益の部	24,959
経常収益	24,959
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	20,451
その他の政府交付金収益	4,462
資産見返負債戻入	46
純利益	-
総利益	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２８年度～平成３０年度収支計画
（環境保全研究・技術開発勘定）

（単位：百万円）

区 分	金額
費用の部	10,364
経常費用	10,364
環境保全研究・技術開発業務経費	10,106
一般管理費	258
収益の部	10,364
経常収益	10,364
運営費交付金収益	10,364
純利益	-
総利益	-

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度収支計画
（基金勘定）

（単位：百万円）

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
費用の部	4,970	15,693	1,400	22,063
経常費用	4,970	15,693	1,400	22,063
基金業務経費	4,505	15,520	1,339	21,364
地球環境基金業務費	4,505	-	-	4,505
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	15,520	-	15,520
維持管理積立金業務費	-	-	1,339	1,339
一般管理費	457	171	57	685
減価償却費	9	1	4	14
収益の部	4,970	15,693	1,400	22,063
経常収益	4,970	15,693	1,400	22,063
運営費交付金収益	4,055	392	149	4,596
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	15,300	-	15,300
地球環境基金運用収益	906	-	-	906
維持管理積立金運用収益	-	-	1,247	1,247
資産見返負債戻入	9	1	4	14
純利益	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度収支計画
（承継勘定）

（単位：百万円）

区 分	金額
費用の部	29,675
経常費用	29,675
承継業務費	26,889
一般管理費	2,467
減価償却費	13
財務費用	306
収益の部	31,824
経常収益	31,824
運営費交付金収益	2,443
事業資産譲渡元金収入	26,906
資産見返負債戻入	13
財務収益	2,335
雑益	127
純利益	2,149
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	2,149

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度資金計画

(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,602,082
業務活動による支出	287,275
投資活動による支出	1,185,809
財務活動による支出	35,292
次期中期目標期間への繰越金	93,706
資金収入	1,602,082
業務活動による収入	351,062
運営費交付金収入	19,129
国庫補助金収入	4,911
その他の政府交付金収入	60,657
都道府県補助金等収入	3,900
業務収入	205,495
運用収入	6,434
その他の収入	50,536
投資活動による収入	1,227,274
財務活動による収入	12,450
前中期目標期間よりの繰越金	11,296

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度資金計画
(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出	307,409	38,012	345,421
業務活動による支出	216,668	5,307	221,975
投資活動による支出	66,000	47,989	113,989
財務活動による支出	7	-	7
次期中期目標期間への繰越金	24,734	△ 15,284	9,450
資金収入	307,409	38,012	345,421
業務活動による収入	213,961	4,701	218,663
運営費交付金収入	1,727	-	1,727
国庫補助金収入	211	1,000	1,211
その他の政府交付金収入	40,919	-	40,919
業務収入	171,082	-	171,082
運用収入	23	3,701	3,724
投資活動による収入	85,000	33,159	118,159
前中期目標期間よりの繰越金	8,448	152	8,600

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度資金計画
(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	342,088
業務活動による支出	24,091
投資活動による支出	303,400
次期中期目標期間への繰越金	14,597
資金収入	342,088
業務活動による収入	23,432
その他の政府交付金収入	19,738
地方公共団体等拠出金収入	3,335
運用収入	360
投資活動による収入	317,600
前中期目標期間よりの繰越金	1,055

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２８年度～平成３０年度資金計画
（環境保全研究・技術開発勘定）

（単位：百万円）

区 分	金額
資金支出	10,364
業務活動による支出	10,361
次期中期目標期間への繰越金	2
資金収入	10,364
業務活動による収入	10,364

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度資金計画
（基金勘定）

（単位：百万円）

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
資金支出	15,200	530,177	312,425	857,802
業務活動による支出	5,029	15,897	6,052	26,977
投資活動による支出	9,860	521,501	236,900	768,261
次期中期目標期間への繰越金	311	△ 7,220	69,473	62,564
資金収入	15,200	530,177	312,425	857,802
業務活動による収入	4,961	8,210	51,783	64,955
運営費交付金収入	4,055	392	149	4,596
国庫補助金収入	-	3,700	-	3,700
都道府県補助金等収入	-	3,900	-	3,900
運用収入	906	219	1,225	2,350
その他の収入	-	-	50,409	50,409
投資活動による収入	9,860	521,501	260,000	791,361
財務活動による収入	50	-	-	50
前中期目標期間よりの繰越金	328	466	642	1,436

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成２６年度～平成３０年度資金計画

（承継勘定）

（単位：百万円）

区 分	金額
資金支出	46,407
業務活動による支出	3,871
投資活動による支出	159
財務活動による支出	35,285
次期中期目標期間への繰越金	7,092
資金収入	46,407
業務活動による収入	33,648
運営費交付金収入	2,443
業務収入	31,078
その他の収入	127
投資活動による収入	154
財務活動による収入	12,400
前中期目標期間よりの繰越金	204

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(参考)

運営費交付金の算定ルールについて

[運営交付金算定ルール]

運営費交付金 $G(y)$

= 一般管理費 $A(y)$ + 事業費 $B(y)$ + 特殊要因 (X) - 自己収入 (Y)

(注) 一般管理費及び事業費の積算根拠は、運営費交付金から充当される経費を前提とする。(以下、同じ。)

1. 一般管理費 $A(y)$ = 管理部門人件費 $S(y)$ + その他一般管理費 $C(y)$ + 退職手当

① 管理部門人件費 $S(y)$ = 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

○ 26年度以降 = 前年度人件費 $S(y-1)$ × 人件費調整係数 (δ)
× 人件費効率化係数 ($\alpha 1$)

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他一般管理費 $C(y)$ = ①の人件費及び退職手当を除く一般管理費

○ 26年度以降 = 前年度その他一般管理費 $C(y-1)$ × 消費者物価指数 (β)
× 一般管理費効率化係数 ($\alpha 2$)

2. 事業費 $B(y)$ = 事業費人件費 $S(y)$ + その他事業費 $D(y)$ + 退職手当

① 事業費人件費 $S(y)$ = 役職員給与 (退職手当を除く) + 法定福利費

○ 26年度以降 = 前年度人件費 $S(y-1)$ × 人件費調整係数 (δ)
× 人件費効率化係数 ($\alpha 1$)

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他事業費 $D(y)$ = ①の人件費及び退職手当を除く事業費

○ 26年度以降 = 前年度その他事業費 $D(y-1)$ × 消費者物価指数 (β)
× 政策係数 (γ) × 事業費効率化係数 ($\alpha 3$) + 競争的資金 (E)

3. 競争的資金 (E) = 競争的資金に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

4. 特殊要因 (X) = 特殊要因に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

5. 自己収入 (Y) = 地球環境基金運用収入の見積り額。毎事業年度の予算編成過程において決定。

○ 26年度以降、積上げ方式による。

[注記] 前提条件

○ 人件費効率化係数 ($\alpha 1$) : 毎年度の予算編成過程において決定

○ 一般管理費効率化係数 ($\alpha 2$) : 中期目標期間中 6.5% 削減達成を勘案した場合

○ 事業費効率化係数 ($\alpha 3$) : 中期目標期間中 4% 削減達成を勘案した場合

○ 消費者物価指数 (β) : 毎年度の予算編成過程において決定

○ 政策係数 (γ) : 毎年度の予算編成過程において決定

○ 人件費調整係数 (δ) : 毎年度の予算編成過程において決定

(中期目標期間における運営費交付金は、次の係数を用いて推計)

項 目		係 数
人件費効率化係数	($\alpha 1$)	1.00
一般管理費効率化係数	($\alpha 2$)	29年度までは 0.98355 30年度は 0.98183
事業費効率化係数	($\alpha 3$)	0.989802
消費者物価指数	(β)	1.000
政策係数	(γ)	1.000
人件費調整係数	(δ)	1.000

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Ⅲ－2	承継業務に係る債権・債務の適切な処理			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート	事業番号 0307

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	正常債権以外の債権残高（計画値）	最終年度に 100 億円以下 (期間中に▲120 億円以上を圧縮)	約 220 億円	196 億円 (対前年度 ▲24 億円)	150 億円 (対前年度 ▲17 億円)	133 億円 (対前年度 ▲17 億円)	116 億円 (対前年度 ▲17 億円)	100 億円以下 (対前年度 ▲16 億円、期間中 累計▲120 億円)	最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成 26 年度の実績を反映し、平成 27 年度以降の計画値を設定。
	正常債権以外の債権残高（実績値及び中期期間中累計値）			167 億円 (対前年度▲51 億円、累計値 51 億円)	115 億円 (対前年度▲53 億円、累計値 104 億円)	88 億円 (対前年度▲26 億円、累計値 130 億円)	47 億円 (対前年度▲41 億円、累計値 171 億円)	36 億円 (対前年度▲11 億円、累計値 182 億円)	
	達成度 (圧縮額累計／中期目標値＝120 億円)			42.5%	86.7%	108.3%	142.5%	151.7%	達成度は中期計画期間中の目標値である▲120 億円に対する達成割合を示す。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正	(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済	<主な定量的指標> > 「正常債権以外の債権」を最終年度に 100 億円以下に圧縮する。 <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> (1) 「正常債権以外の債権」の大幅な圧縮 正常債権以外の債権残高は、第 3 期中期目標期間の初年度である平成 26 年度期首残高 218 億円から平成 30 年度末現在 36 億円(圧縮額 182 億円)となり、目標(債権残高 100 億円以下(圧縮目標額 120 億円以上))を大幅に超えて、目標	<評定と根拠> 自己評定：S 評定理由：第 3 期中期目標期間における正常債権以外の債権の期首残高約 220 億円を、今中期目標期間中に 100 億円以下とする目標(圧縮目標値▲120 億円)については、平成 28 年度において達成し、その後も更	評定	A	評定	A
						<評定に至った理由> 承継業務に係る債権管理については、正常債権以外の債権について、中期目標に定めている圧縮目標(残高 100 億円以下)に対し、29 年度末残高は 47 億円となり、圧縮額は中期目標に定めている目標の 142.5%の水準に達している。なお、回収にあたっては、回収困難先のきめ細かい現況調査や財務分析等を行うとともに、私的再生や法的手続による回収も適		<評定に至った理由> 承継業務に係る債権管理については、正常債権以外の債権について、中期目標に定めている圧縮目標(残高 100 億円以下)に対し、第 3 期中期目標期間の最終年度である 30 年度末残高は 36 億円となり、圧縮額は中期目標に定めている目標の 151.7%の水準に達している。なお、回収にあたっては、回収困難先のき	

	常債権以外の債権を 100 億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。	を確実に行っていく必要がある。 平成 26 年度期首において約 220 億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に 100 億円以下に圧縮することを目指す。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。 上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。 ① 約定弁済先の管理強化 正常債権に係る	正常債権以外の債権残高の圧縮状況	値に対しての達成度は 151.7%となった。 （２）「正常債権以外の債権」の圧縮のための回収努力 回収にあたっては、単に法的な手続に訴えるのではなく、公平性、公正性を重んじ、個々の債務者と丁寧に向きあい、ねばり強く交渉を重ねていった。 ①面談や財務分析の結果、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について話し合い、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞のリスクを回避し、確実な回収につなげた。 ②面談や財務分析の結果、今後、業況の回復等が見込め、他金融機関からの支援が得られると思われる債務者については、他金融機関からの借換を慫慂し、また不動産調査の結果、有休不動産がある場合には、不動産の任意売却を慫慂し、機構債権の全部又は一部繰上償還による早期の回収につなげた（元金繰上償還 57.2 億円）。 ③業況の低迷等により、今後の回収が困難と認められる債務者等に対し、民事再生法や特定調停等、一定の整理を促し、債務者等から再生計画等の提出があった場合は、その内容や経済合	なる圧縮に努め、第 3 期中期目標期間の最終年度である本年度末残高は 36 億円（圧縮額▲182 億円）となり、目標値に対しての達成度は数値目標を大幅に超える 151.7%に達した。 特に質的な成果として、圧縮額▲182 億円のうち、回収に伴う圧縮額は▲146 億円（圧縮額の 80%）であり、回収だけでも目標値に対しての達成度は 121.7%と、目標を上回る達成をすることができた。 更にこの 146 億円のうち、57.2 億円は元金繰上償還によるもので、機構が粘り強く債務者と交渉を重ねた結果、約定期限より前に債務者から残額全ての返済を得られたものである。目標値▲120 億円のところ▲182 億円まで上乗せできた差額の大半はこの元金繰上償還によるものと考えられ、回収額の増大は、機構の回収努力によって得られた成果と言える。 また、回収が困難な破産更生債権についても、期首残高 50 億円から 7 億円（圧縮額 43 億円、対期首残高比▲86%減）まで圧縮でき、質の高い圧縮を達成することができた。 以上のように、数値目標を大幅達成し、かつ質的にも高い成果が得られたことを踏まえ、自己評定を「S」とした。	切に実施している。 また、業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成 28 年度に 3 課体制から 2 課体制へと見直し、更に、平成 29 年度には事業管理部を経理部と統合し、組織体制の見直しを図っている。	＜今後の課題＞ 今後は回収等の難易度が高い債権の比率が高まり、より丁寧な対応等が必要となる。また、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等の可能性も否定できないことから、引き続き厳格な債権管理等を行う。	＜その他の事項＞ 特になし。	め細かい現況調査や財務分析等を行うとともに、私的再生や法的手続による回収も適切に実施している。更に、粘り強い債務者と交渉により、約定期限より前に債務者から残額全ての返済を達成するなど、延滞のリスクを回避し、確実な回収につなげた。 また、業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成 28 年度に 3 課体制から 2 課体制へと見直し、更に、平成 29 年度には事業管理部を経理部と統合し、組織体制の見直しを図っている。	＜今後の課題＞ 今後は回収等の難易度が高い債権の比率が高まり、より丁寧な対応等が必要となる。また、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等の可能性も否定できないことから、引き続き厳格な債権管理等を行う。	＜その他の事項＞ 特になし。
--	---	--	-------------------------	---	---	---	---	------------------------------	--	---	------------------------------

	債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。 ② 返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。 ③ 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。 ④ 償却処理 形式破綻、ある	理性を厳しく精査の上、回収の極大化に努めた。また、私的再生の活用の一環として 11 債務者について再生支援協議会等との連携を行い、債権残高の圧縮を図った。 ④詐欺行為が発覚するなど機構として回収に対する強い姿勢を示す必要がある場面では、債権者破産等の法的手続きによる回収を実施し、前中期目標期間から係属していた 6 件(競売 1 件、仮差押 2 件、訴訟 1 件、仮処分 2 件)と新たに 15 件(競売 3 件、破産申立 1 件、仮差押 2 件、差押 2 件、訴訟 5 件、仮処分 2 件)を実施し、21 件のうち 18 件(競売 4 件、破産申立 1 件、仮差押 3 件、差押 1 件、訴訟 5 件、仮処分 4 件)が終結した。 (3) サービサーの活用による効率的な回収 サービサーの活用については、委託債権からの回収額と委託費との比率で評価を行っているところ、第 3 期中期目標期間平均 18.3 倍(平成 26 年度 18.7 倍、平成 27 年度 20.6 倍、平成 28 年度 19.1 倍、平成 29 年度 18.0 倍、平成 30 年度 15.0 倍)(第 2 期中期目標期間平均 15.8 倍、第 1 期中期目標期間平均 15.7 倍)となり、効率的な回収が図られた。 サービサーの活用にあたっては、交渉や回収を任せ	その他の取り組みとして以下を実施した。 ● 正常債権を含む全体の債権残高は、第 3 期中期目標期間の期首残高 503 億円から第 3 期中期目標期間の最終年度である本年度期末残高 115 億円となり、388 億円の回収を図った。 ● 債権圧縮の状況等に鑑み、事業管理部の縮小の一環として平成 28 年 4 月に財務資金課を債権管理課に統合し、更に、平成 29 年 11 月に事業管理部を経理部と統合するなど、組織体制を縮減した。 ● 第 3 期中期目標期間中の回収成果として、約 166 億円(P)を国庫に納付する予定である。 <課題と対応> 正常債権以外の債権の残高の大幅な圧縮は達成できたが、今後は、業績低迷のため少額弁済に留まる等の回収困難案件が残り、大幅な債権残高の圧縮が期待できないほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止、回収額の増額に努めることとする。	
--	--	--	--	--

		いは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。 （２）サービスの活用と借入金等の完済 返済確実性の見込めない債権は、サービスを積極的に活用し、回収強化を図る。 また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。 なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。		きりにすることなく、機構の回収方針と目標の共有を徹底し、月１回の定期会議において機構から方針を指示し、交渉、回収に当たさせた。 （４）長期借入金償還の完了 第３期中期計画期間中に、財政融資資金借入金及び環境再生保全機構債券の償還を確実に実行し、全ての償還を完了した。		
--	--	--	--	---	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－3	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	短期借入金の限度額	10,000 百万円	18,600 百万円	10,000 百万円	10,000 百万円	－	－	－	一時的な資金不足等に対応 するための短期借入金の限度 額に対して、より少額で対応。
	※（ ）書きは、借 入金残高の最大値			(5,500 百万円)	(2,200 百万円)	(－)	(－)	(－)	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		年度内における 一時的な資金不足等に対応する ための短期借入金 の限度額は、単 年度 10,000 百万 円とする。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ －	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評価理由：資金の計画的、機動的な管理 に努めた結果、借入金残高の最高額は、 平成 26 年度においては平成 26 年 9 月 19 日から平成 26 年 9 月 24 日における 借入金残高 5,500 百万円、平成 27 年度 においては平成 27 年 9 月 16 日から平成 27 年 9 月 25 日における借入金残高 2,200 百万円であり、借入金限度額 10,000 百 万円の範囲内であった。また、平成 28 年度以降は短期借入を行わなかったこと を踏まえ、自己評定を「B」とした。 ＜課題と対応＞ －	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 平成 28 年度以降、短期借入は 行わずに、計画的な資金管理を 実施している。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施さ れていることから、今後も必要 に応じ改善等を図りながら、引 き続き適正かつ着実に業務に取 り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ 平成 28 年度以降、短期借入 は行わずに、計画的な資金管理 を実施している。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施 されていることから、今後も必 要に応じ改善等を図りながら、 引き続き適正かつ着実に業務 に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
IV－1	職員の人事に関する計画								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307					

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度（目標） （暫定値）	2 8 年度 （当初計画値）	2 9 年度	3 0 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	政府機関等主催の外部研修の活用（講座数）	－	20 講座 （平成 25 年度実績）	24 講座	37 講座 （当初計画：28 講座）	46 講座 （当初計画：39 講座）	37 講座 （当初計画：32 講座）	32 講座 （当初計画：35 講座）	
	政府機関等主催の外部研修の活用（参加者数）	－	25 名 （平成 25 年度実績）	37 名	65 名 （当初計画：40 名）	64 名 （当初計画：42 名）	58 名 （当初計画：43 名）	58 名 （当初計画：44 名）	
	階層別研修の実施・参加（講座数）	－	4 講座 （平成 25 年度実績）	8 講座	10 講座 （当初計画：11 講座）	7 講座 （当初計画：9 講座）	13 講座 （当初計画：13 講座）	13 講座 （当初計画：16 講座）	平成 30 年度については、研修内容について検討を行い、複数の研修を統合して実施したこと等により、実施講座数が当初予定よりも 3 講座減となった。
	階層別研修の実施・参加（参加者数）	－	36 名 （平成 25 年度実績）	76 名	123 名 （当初計画：80 名）	67 名 （当初計画：62 名）	132 名 （当初計画：102 名）	106 名 （当初計画：163 名）	平成 30 年度については、研修内容について検討を行い、複数の研修を統合して実施したこと等により、参加者数が当初見込みよりも 57 名減となった。
	業務専門性研修の実施（講座数）		88 講座 （年度当初計画講座数）	－	89 講座 （当初計画：88 講座）	83 講座 （当初計画：92 講座）	81 講座 （当初計画：100 講座）	72 講座 （当初計画：92 講座）	

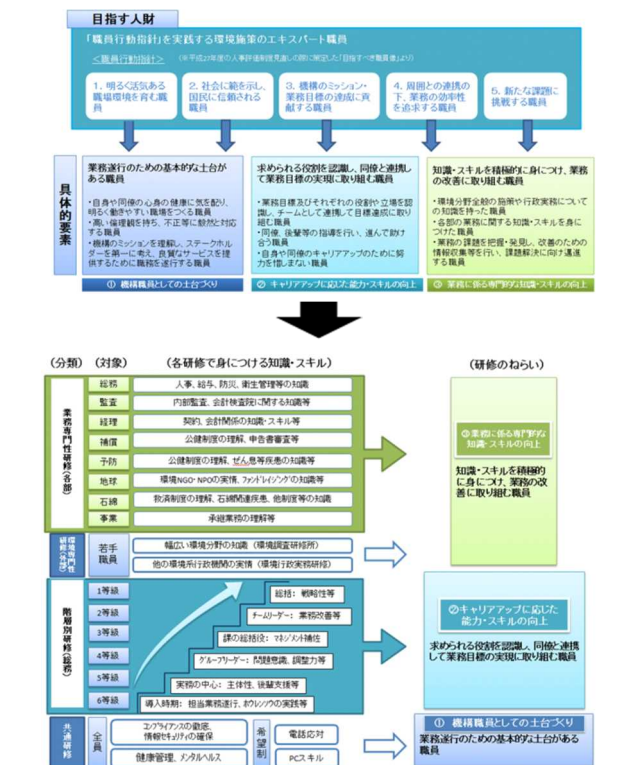
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
			< 主な定量的指	< 主要な業務実績 >		< 評定と根拠 >	評定	B	評定 ー

	機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。	（１）第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。 （２）質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。	標＞ ・政府機関等主催の外部研修の活用状況（講座数、参加者数） ・階層別研修の実施状況（講座数、参加者数） ・業務専門性研修の実施状況（講座数） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 中期計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。	（１）債権管理回収業務に係る組織体制の見直し 正常債権以外の債権残高を 100 億円以下にするという第 3 期中期目標期間中の目標値を 2 年前倒しで達成（平成 28 年度末残高 88 億円）するなど順調に業務が進行したことから、同業務を所掌する事業管理部を段階的に縮小・統合した。 ア 事業管理部において財務資金課を債権管理課に統合し、3 課体制から 2 課体制へと縮減（平成 28 年 4 月） イ 平成 29 年度中に、事業管理部を経理部に統合する方針を決定 ウ 事業管理部を経理部に統合し、「財務部」とした（平成 29 年 11 月） （２）各種研修の実施等 平成 26 年度に従前の研修体系の見直しを行い、担当業務の知識・技術の習得を目的とした「業務専門性研修」と、職員の能力開発・人材育成を目的とした「階層別研修」を 2 本の主要な柱とする「ERCA 研修計画」を新たに定め、明確な体系のもと各種研修を実施してきた。 ERCA 研修計画 2本の柱 - 業務専門性研修 ○各部門の業務に必要な専門的知識等の習得 ○各部門において企画・実施 - 階層別研修 ○マネジメント、コミュニケーションなど、階層ごとに求められる基礎的スキルの向上 ○組織全体として、総務部を中心に企画・実施 環境施策のエキスパートを目指して このうち業務専門性研修については、環境分	自己評価：B 評価理由： 次のとおり、中期計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価をBとした。 ● 背景 （１）債権管理回収業務の組織体制の見直しについては、「Ⅱ－１．組織運営（１）業務実施体制の見直しの検討」のとおり。 （２）当機構では「人材の育成」を重要なテーマと位置づけ、研修に係る中期的な計画を策定し、職員の職務遂行に必要な知識及び技能を習得させるための各種研修を実施している。実施にあたっては、毎年度、当該年度に実施する研修を具体的に定めた研修計画を策定し、同計画に基づき実施している。	＜評価に至った理由＞ 業務実施体制の見直しについては、債権残高の減少を踏まえ、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成 28 年度に 3 課体制から 2 課体制へと見直し、更に、平成 29 年度には事業管理部を経理部と統合し、組織体制の見直しを図っている。 また、研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画について、毎年度、見直しを図りながら策定している。また、平成 28 年度からは、3 か年の研修計画を策定した他、29 年度からは、新たに自主研修として、育児休業者も対象とした E ラーニングを導入している。 その他、平成 26 年度に人事評価制度の運用に関するコンサルティングを受け、平成 27 年度は、その結果及び運用の状況を踏まえ、評価結果のフィードバック方法を見直すとともに、全職員を対象としたアンケートの実施や各部門の職員を検討メンバーとした検討会の開催等を通じて把握した課題への改善を図るなど、人事評価制度の改善に取り組んでいる。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。	＜評価に至った理由＞ 業務実施体制の見直しについては、債権残高の減少を踏まえ、債権管理業務を所掌する事業管理部の体制を、平成 28 年度に 3 課体制から 2 課体制へと見直し、更に、平成 29 年度には事業管理部を経理部と統合し、組織体制の見直しを図っている。 また、研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画について、毎年度、見直しを図りながら策定している。また、平成 28 年度からは、3 か年の研修計画を策定した他、29 年度からは、新たに自主研修として、育児休業者も対象とした E ラーニングを導入している。 その他、平成 26 年度に人事評価制度の運用に関するコンサルティングを受け、平成 27 年度は、その結果及び運用の状況を踏まえ、評価結果のフィードバック方法を見直すとともに、全職員を対象としたアンケートの実施や各部門の職員を検討メンバーとした検討会の開催等を通じて把握した課題への改善を図り、平成 30 年度は、人事評価規程、マニュアル等の改正を行い運用の合理化を図るなど、人事評価制度の改善に取り組んでいる。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。
--	---	--	--	---	---	--	---

野のエキスパートの育成を目指して各部門の業務に必要な専門知識・技術を習得するための内部研修を各部門主体で実施するとともに、会計事務、統計事務、情報システム、環境行政等に関する知識・技術を習得するため、政府機関等主催の外部研修にも職員を積極的に派遣した。

管理職をはじめとする各階層の能力向上研修については、平成 28 年度以降、3 か年の研修計画を策定の上、各階層毎の研修を計画的・体系的に行うとともに、平成 28 年度の研修実施実績や職員からのアンケート結果等を平成 29 年度の研修計画に活かす等、研修運営に係る P D C A サイクルを明確化した上で、各階層別の研修を着実に実施することとしている。この他、政府機関等が主催する外部研修、業務上必要な資格の取得を支援する資格取得支援策のほか、ダイバーシティ推進に向けた障害者雇用促進・定着に関する研修等の一般研修を実施し、当機構の職員として期待される人材への育成を図っている。

「E R C A 研修計画」を通じて育成を目指す人材及び同計画の研修体系は以下のとおりである。



（3）当機構では平成 18 年度から、処遇の公平性を図るとともに、個々の職員の能力向上への取組促進と組織全体のレベルアップを狙いとして人事評価制度を導入・運用しているが、第 3 期中期目標期間においてもより職員の士気向上等に資する制度となるよう適宜見直しを行い、改善を図っている。

（4）人員に関する指標については、「2. 職員の人事に関する計画（4）」のとおり。

● 実施状況（平成 26 ～30 年度）

（1）債権管理回収業務の組織体制の見直し及び人員に関する指標における事務処理の効率化等については、「Ⅱ－1. 組織運営（1）業務実施体制の見直しの検討」のとおり。

<その他事項>
特になし。

また、本中期目標期間中の研修実施実績は次表のとおりである。

年度	区分	階層別研修	業務専門性研修	その他の研修	合計
平成26年度	講座数	8講座	－	44講座(24講座)	52講座
	参加者数	76名	－	517名(37名)	593名
平成27年度	講座数	10講座	89講座(35講座)	11講座(2講座)	110講座
	参加者数	123名	939名(51名)	979名(14名)	2,041名
平成28年度	講座数	7講座	83講座(44講座)	10講座(2講座)	100講座
	参加者数	67名	838名(48名)	971名(16名)	1,876名
平成29年度	講座数	13講座	81講座(37講座)	6講座	100講座
	参加	132	963	524	1,619

(2) 職員の研修については、平成26年度に「ERCA研修計画」を策定し、環境施策のエキスパートの育成を目指して、業務専門性研修及び階層別研修を2本の柱として、毎年度計画の策定・見直しを行い、各種研修を着実に実施している。その中で、平成27年度は、障害者雇用促進に寄与する研修を充実させるなど、職員の資質向上と併せて、働きやすい職場づくりにも寄与する研修を実施した。また、平成28年度からは、3か年の研修計画を策定し、管理職をはじめとする各階層の能力向上に向けた研修については研修運営に係るPDCAサイクルの明確化等を図るための改善等に取り組んだ。さらに、平成29年度は、新たに自主研修として、育児休業者も対象としたEラーニングを導入した。平成30年度は、新たに内閣府公文書管理専門官を講師に招き公文書管理制度等について学ぶことを目的とした法人文書管理研修や、次期管理職クラスの女性職員(3・4等級)を対象に、

					組の方向性を役員へ説明し、役員と共通認識に立った上で業務を遂行していくこと ・内容 経営ミーティングシートへの記入、役員への説明、取組の方向性及び着地点の落とし込み			
					3 等級「P D C A 研修」 ・目的 今後、機構の中枢を担うこととなる 3 等級の課題解決能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力の育成 ・内容 業務改善または人材育成に関するテーマを設定。業務改善・人材育成シートを作成し、年度末に理事長及び3 理事（総務部長、担当部長同席）へ報告			
				平成 29 年度	2・3 等級「人材育成研修」 ・目的 課題解決能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力等の向上させること ・内容 マネジメント層として果たすべき役割や具体的な行動等についてグループディスカッションを行い、その討議結果を発表			
				平成 30 年度	2 等級「人事評価研修」 ・目的 部下を適正に評価・育成する能力を向上させること ・内容			

				人事評価の意義・目的の再認識、具体的なケースを用いた模擬評価及びディスカッション、部下育成につながる面談方法等		
		（３）人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	（３）人事評価制度の運営改善等 人事評価制度については、職員の士気向上及び人材育成により資する制度とするため、平成 27 年度に外部業者によるコンサルティングを実施し、評価結果のフィードバック方法等を改善した。また、制度の見直しに向けて、全職員へのアンケートや理事長と職員との意見交換会を実施し、その結果等を踏まえ、平成 28 年度から新たな人事評価制度の運用（業務スキルマップの提示、目指すべき職員像の明示、指導役制度の導入等）を開始した。平成 30 年度は、これまでの運用で把握した課題を改善するため、人事評価規程、マニュアル等の改正を行い運用の合理化を図った。また、平成 29 年度に人事評価制度から切り離した「指導役制度」については、「若手職員が気軽に相談しやすい風土を醸成し、もって働きやすい職場づくりを目指すとともに、社会人として日常抱える不安や組織全般への疑問等の解消に向け、相談を受けたり精神的なサポートをしたりすることで若手職員の内面を支えること」を目的として、職員の成長を支える「メンター制度」として再整理した。 【新しい人事評価制度の目指している項目】 ①目指すべき職員像、職位ごとに期待される役割、業務スキルマップなど、期待される到達点の明確化と、それを上回る職員の積極的評価 ②評価プロセスの透明化、十分なフィードバックによる納得感の向上 ③指導役制度の導入、指導役職員の責任と評価の明確化	（３）人事評価制度については、平成 18 年度の導入以来一定の年数が経過したこと、「E R C A 研修計画」など人材育成を目指す施策の展開などに着手したことなどから、第 3 期中期目標期間においては、人材育成体系のさらなる高度化を図るため、人事評価制度の見直しを進めてきた。具体的には、平成 26 年度には、人事評価制度の運用に関するコンサルティングを受け、平成 27 年度は、その結果及び運用の状況を踏まえ、評価結果のフィードバック方法を見直すとともに、全職員を対象としたアンケートの実施や各部門の職員を検討メンバーとした検討会の開催等を通じて把握した課題への改善を図るべく更なる人事評価制度の見直しに取り組んだ。 こうした取組を踏まえ、平成 28 年度に新たな人事評価制度の運用を開始し、以降職員に対する説明会の実施、人事評価制度マニュアルの改正、		

		(4) 人員に関する指標 管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。 (参考) 期初の常勤職員数 140 人 期末の常勤職員数の見込み 148 人		④課題を自ら発見し、積極的に取り組む職員の積極的評価 ⑤組織横断的に活躍した職員の積極的評価 なお、人事評価結果については、期中を通じて定期昇給及び業績手当に適正に反映した。 (4) 人員に関する指標 当中期目標期間中における承継業務に係る業務実施体制については、前述のとおり、段階的に組織要員体制を縮減し、平成 29 年 11 月に事業管理部を経理部に統合し、財務部とした。 また、管理業務の効率化については、各部門に共通している事務（資金運用業務、予算執行管理業務、調達等の契約業務、情報システム管理業務、旅費関係業務等）を管理部門に一部集約し、また、年末調整事務、法定調書作成事務の一部、給与計算事務及び出張チケットの手配業務について外部委託を実施した。また、予算執行管理事務の効率化等を目指して新たな経理システムを構築したほか、債権管理システムの経理システムとの連動を図る改修を行うなど、事務処理の効率化を図り、要員の効率的な配置に努めた。 こうした中で、平成 28 年 10 月に環境研究総合推進費の配分等業務が環境省から移管され、必要な体制（環境研究総合推進部）を整備した際には、必要となる要員の一部を上述した業務実施体制の見直しに伴う要員の縮減で賄うことができた。この結果、当中期目標期間における常勤職員数は期初の 140 人に対して、期末の見込は 148 人となった。	評価者及び被評価者に対する人事評価研修の実施等を通じて当該制度の定着を図った。平成 30 年度は、これまでの運用で把握した課題を改善するため、人事評価規程、マニュアル等の改正を行い運用の合理化を図った。 ＜課題と対応＞ ・第 4 期中期目標期間においても、引き続き、組織の活性化を図るため、人事評価制度の着実な運用を行うとともに、研修内容の改善等に取り組む。	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
			< 主な定量的指標 > － < その他の指標 > － < 評価の視点 > －	< 主要な業務実績 >	< 評価と根拠 > 自己評価：B 評価理由： 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。 ● 背景 第二期中期目標期間の最終年度に、独立行政法人通則法第 44 条の処理後の積立金ついて主務大臣の承認を受けた。この積立金は、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ	評価	B	評価	B
						< 評価に至った理由 > 積立金の処分に関しては、計画に基づいた適正な処理を実施している。 < 今後の課題 > 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 < その他事項 > 特になし。		< 評価に至った理由 > 積立金の処分に関しては、計画に基づいた適正な処理を実施している。 < 今後の課題 > 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 < その他事項 > 特になし。	

				繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとしている。		
	第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。	環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。	積立金（前中期目標期間繰越積立金）の処分実績については以下のとおりである。 （単位：百万円） 繰越時積立金残高 公健勘定 674 承継勘定 17,210 合計 17,884 平成 26～30 年度取崩額 公健勘定 223 承継勘定 — 合計 223 平成 30 年度期末積立金残高 公健勘定 451 承継勘定 17,210 合計 17,661 使途 公健勘定 公害健康被害予防事業：199 自己収入で取得した固定資産の減価償却等見合いの金額：24	繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとしている。 ● 実施状況（平成 26～30 年度） 公害健康被害予防事業の税源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取り崩し、適正な期間損益を計上した。 ■課題と対応 — ＜課題と対応＞ —		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	その他当該中期目標を達成するために必要な事項		
当該項目の重要度、難易度	一	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

[illegible]

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
			＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評定を「B」とした ● 背景 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 中期目標期間を超える債務負担については、必要性が認められる案件に限り実施している。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ 中期目標期間を超える債務負担については、必要性が認められる案件に限り実施している。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。	
		中期目標期間を超える債務負担	中期計画期間を超える債務負担の必	以下にかかる調達（予定価格 100 万円以上）について、業務の必要性やスケール					

		については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	要性	メリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。 (平成 26 年度) * ・「電話交換機等の更新及び保守業務」 (契約期間：27 年 1 月～32 年 3 月) ・「経理システム再構築及び運用保守業務」 (契約期間 27 年 3 月～33 年 3 月) (平成 27 年度) ・「シンククライアント、セキュリティ対策システム及びファイルサーバ更新並びに運用保守業務」 (契約期間：平成 27 年 7 月～平成 31 年 11 月) ・「インターネット接続用 PC 環境の構築及び保守・運用業務」 (契約期間：平成 27 年 11 月～平成 32 年 3 月) (平成 28 年度) ・「事務所の賃貸借契約」 (契約期間：平成 28 年 8 月～平成 32 年 3 月) ・「放射線画像等読影環境の整備に係る機器調達」 (契約期間：平成 28 年 8 月～平成 33 年 10 月) ・「新事務所における電話交換機、電話機端末等の新規導入及び保守業務(導入業務)」 (契約期間：平成 28 年 8 月～平成 33 年 9 月) ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(28 年度 9 月派遣開始分)」 (契約期間：平成 28 年 8 月～平成 31 年 8 月) ・「建設譲渡・貸付 債権管理システム再構築及び運用保守業務」 (契約期間：平成 28 年 10 月～平成 33 年 3 月) ・「複合機の賃貸借及び運用・保守業務」 (契約期間：平成 28 年 10 月～平成 32	● 実施状況（平成 26～30 年度） 平成 26 年度から平成 30 年度において、業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。	
--	--	---	----	---	--	--

			年 11 月) ・「住民基本台帳ネットワークシステムに係るハードウェア等調達及び運用保守業務」 (契約期間：平成 28 年 11 月～平成 32 年 11 月) ・「Pay-easy (ペイジー) 収納サービスの利用による汚染負荷量賦課金の収納事務に関する業務 (収納機関共同利用センター)」 (契約期間：平成 28 年 11 月～平成 34 年 3 月) ・「シンククライアント及び接続先 PC の導入及び運用保守業務」 (契約期間：平成 28 年 12 月～平成 32 年 2 月) ・「汚染負荷量賦課金申告・納付書専用ドットインパクトプリンタの調達」 (契約期間：平成 28 年 12 月～平成 34 年 2 月) ・「汚染負荷量賦課金徴収・審査システムサーバ機器等の更新及び保守・改修・運用支援業務」 (契約期間：平成 29 年 2 月～平成 33 年 9 月) ・「ビデオ会議システム導入及び保守業務」 (契約期間：平成 29 年 3 月～平成 34 年 3 月) (平成 29 年度) ・「東京事務所における室内清掃業務」 (契約期間：平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月) ・「ぜん息・COPD 電話相談事業の実施業務」 (契約期間：平成 29 年 4 月～平成 31 年 4 月) ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 4 月派遣開始分)」 (契約期間：平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月)			
--	--	--	--	--	--	--

			・「データセンターの提供及びネットワーク回線・関連機器の調達」 （契約期間：平成 29 年 6 月～平成 34 年 2 月） ・「ネットワーク機器の更新及び保守業務」 （契約期間：平成 29 年 6 月～平成 34 年 9 月） ・「仮想基盤サーバの更新及び運用保守業務」 （契約期間：平成 29 年 9 月～平成 34 年 2 月） ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 8 月派遣開始分)」 （契約期間：平成 29 年 8 月～平成 32 年 7 月） ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 10 月派遣開始分及び 29 年度 11 月派遣開始分)」 （契約期間：平成 29 年 9 月～平成 32 年 10 月） ・「研究情報管理基盤システム構築及び運用保守業務」 （契約期間：平成 29 年 12 月～平成 32 年 3 月） ・「小型ファットクライアントの導入及び保守業務」 （契約期間：平成 30 年 1 月～平成 32 年 3 月） （平成 30 年度） ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（平成 30 年 4 月派遣開始分）」 （契約期間：平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月） ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（平成 30 年 7 月派遣開始分）」 （契約期間：平成 30 年 7 月～平成 33 年 6 月） ・「平成 30 事業年度会計監査人による監査業務」 （契約期間：平成 30 年 9 月～平成 31 年			
--	--	--	--	--	--	--

				6 月) ・「石綿健康被害救済制度に係る医学的資料マスキングツールの導入及び運用保守業務」 (契約期間：平成 30 年 9 月～平成 33 年 3 月) ・「石綿健康被害救済認定・給付システムにおける元号変更改修業務」 (契約期間：平成 30 年 9 月～平成 31 年 5 月) ・「維持管理積立金システムに係るサーバ移行、改修及び保守業務」 (契約期間：平成 30 年 11 月～平成 34 年 2 月) ・「例規システムの提供及び法制執務支援等業務」 (契約期間：平成 30 年 12 月～平成 36 年 3 月) ・「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」 (契約期間：平成 31 年 3 月～平成 36 年 2 月)	<課題と対応> 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報